

令和6年第3回定例会

(9月5日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和6年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

### ○9月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	3
日程第6 認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	5
日程第7 報告第8号 令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	5
日程第8 報告第9号 令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について	8
日程第9 議案第56号 山都町国民健康保険条例の一部改正について	8
日程第10 議案第57号 山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	11
日程第11 議案第58号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について	12
日程第12 議案第59号 山都町特別会計条例の一部改正について	16
日程第13 議案第60号 山都町営グラウンド条例の一部改正について	18
日程第14 議案第61号 山都町コミュニティバス条例の制定について	19
日程第15 議案第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	22
散会	23

### ○9月11日（第2号）

出席議員	24
欠席議員	24
説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため出席した事務局職員	25
開議	25
日程第1 一般質問	25
10番 吉川美加議員	25
11番 後藤壽廣議員	41
4番 西田由未子議員	55

日程第2	議案第70号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広 場整備工事）	70
日程第3	議案第71号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド ナイター照明整備工事）	72
日程第4	発議第1号	特別委員会の設置について	78
	延会		88

### ○9月12日（第3号）

	出席議員		89
	欠席議員		89
	説明のため出席した者の職氏名		89
	職務のため出席した事務局職員		90
	開議		90
日程第1	議案第62号	令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	90
日程第2	議案第63号	令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に ついて	104
日程第3	議案第64号	令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について	107
日程第4	議案第65号	令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい て	108
日程第5	議案第66号	令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	110
	散会		112

### ○9月27日（第4号）

	出席議員		113
	欠席議員		114
	説明のため出席した者の職氏名		114
	職務のため出席した事務局職員		114
	開議		114
日程第1	議案第73号	財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用教科 書等一式）	115
日程第2	議案第74号	財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書等一 式）	115
日程第3	議案第78号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・ 指導用教材（矢部・清和地区））	115
日程第4	議案第79号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・	

		指導用教材（蘇陽地区）	115
日程第5	議案第75号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び 取替膜処分費一式）	120
日程第6	議案第77号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び 取替膜処分費一式）	120
日程第7	議案第80号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び 取替膜処分費一式）	120
日程第8	議案第76号	財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用施設 （消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）	122
日程第9	議案第67号	上益城消防組合規約の一部変更について	124
日程第10	議案第69号	字の区域の変更について（山都町長田）	126
日程第11	議案第72号	工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬出 設備改修工事）	127
日程第12	認定第4号	令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	130
日程第13	発議第1号	特別委員会の設置について	141
日程第14	委員会報告	陳情等付託報告について	141
日程第15	委員会の閉会中の継続審査申出について		154
日程第16	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について	154
閉会			154

9 月 5 日（木曜日）

令和6年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年9月5日午前10時0分招集
2. 令和6年9月5日午前10時0分開会
3. 令和6年9月5日午前11時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第7 報告第8号 令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
  - 日程第8 報告第9号 令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について
  - 日程第9 議案第56号 山都町国民健康保険条例の一部改正について
  - 日程第10 議案第57号 山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
  - 日程第11 議案第58号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第59号 山都町特別会計条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第60号 山都町営グラウンド条例の一部改正について
  - 日程第14 議案第61号 山都町コミュニティバス条例の制定について
  - 日程第15 議案第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総務課長	工 藤 博 人	清和支所長	長 崎 早 智
蘇陽支所長	村 上 敬 治	会計管理者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福祉課長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監査委員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に1番、東浩昭君、2番、坂本幸誠君を指名します。

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの23日間に決定しました。

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第4 行政報告**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、行政報告の申出がっております。

これを許します。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** おはようございます。

公立保育園のあり方について、行政報告を行います。

今後予想される園児の減少と保育人材の不足などを見据え、今後の公立保育園の在り方について、令和5年度に山都町公立保育園再編計画を策定し、令和6年度をもって、金内保育園並びに二瀬本保育園を閉園する方針で計画を進めていました。

しかしながら、本業務を進める上で、保護者の皆様の御意見や御要望、及び厚生常任委員会の意向を踏まえ、閉園時期を延長するとの結論に至りました。時期については、園児の安心安全や充実した保育環境を確保することを基本とし、設定したいと考えています。

今後は、保護者の皆様の御意見や各園、地域の状況等を鑑みながら、保護者の皆様の負担軽減策の検討を含め、進めてまいります。

なお、本件に関わる金内保育園並びに二瀬本保育園への説明会につきましては、後日開催することとしています。

令和7年度、来年度の公立保育園は現状の5園体制でスタートしますが、山都町公立保育園再編計画を基本とし、令和8年度以降については、出生数、入園者数、職員の体制等の動向を見ながら対応を進めたいと考えています。

以上で報告を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これで行政報告が終わりました。

---

#### **日程第5 提案理由説明**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** おはようございます。

令和6年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月に町長に就任した後、これまで町内外を問わず、多くの方々と接する機会がありました。それぞれの関係者等のお話を伺う中で、改めて山都町への思いを強くしております。

今年は、梅雨期の豪雨災害はありませんでしたが、残暑が続くことも考えられます。先週、台風10号が襲来し、長時間の降雨に伴うがけ崩れ等により、一部の地域で、道路の損壊、一時的な集落の孤立や住宅の損壊がありました。その他、インフラや農地等の被害の状況を現在確認しております。しばらくは台風の時期が続きますので、町民の皆様におかれましても、気象情報等に

注意されますようお願いいたします。

さて、先般の定例会以降、町として関わった出来事等について紹介いたします。

まず、7月下旬の県中学校総合体育大会で好成績を収めた、矢部中学校サッカー部と蘇陽中学校陸上部員が、8月上旬の九州大会に挑まれました。全国大会出場とはなりませんでしたが、大きな大会に出場すること自体が貴重な経験ですし、出場された生徒たちの今後の活躍を期待しています。

なお、サッカーの会場だった沖縄県では、本町が加入している「全国へそのまち協議会」の会員である宜野座村から、テントやクーラーボックス、熱中症予防の支援をいただき、交流の重要性を改めて強く感じました。

7月28日から8月7日まで大矢野原演習場で行われた日米共同訓練は、大きな事故や混乱等もなく終了したことを安堵しています。しかしながら、訓練に際し、集落の上空を飛行するなど、本町の要請が米軍に適切に伝わっていなかった事案等があり、速やかに抗議等を行いました。今後、地元期成会と共に国の対応内容等について確認し、課題を共有する予定です。

7月29日、県立熊本商業高校マーケティング部とどら焼き専門店が共同開発した、山都町産ブルーベリーを使用した「山都町の青き原石 有機ブルーベリーぐっどら焼き」のプレス発表会に同席しました。本町の魅力発信の方策の一つとして捉え、今後に繋げていきたいと思えます。本商品は、サクラマチクマモト地下のどら焼き専門店で販売されていますので、機会がありましたらぜひお立ち寄りください。

8月2日、株式会社ゆめマート熊本と地域社会発展のための包括的連携に関する協定を結び、ゆめマート熊本による移動スーパーの出発式を行いました。協定に基づき、買物支援と併せて地域の見守り支援を行っていただきます。ぜひ積極的な御利用をお願いいたします。

8月20日、総合体育館パスレルにて、九州中央自動車道建設促進地方大会が開催され、山都通潤橋ICから宮崎方面の整備促進について、関係者がその思いを一つにしました。山都通潤橋IC開通後、1.2倍ほど交通量が増加しているようであり、この流れをうまく町内に引き込むことが必要になります。九央道の整備同様、関係者や町民の思いを一つにして取り組むことで成果が見えてくると思いますので、多方面での支援をお願いいたします。

上益城郡消防操法大会のポンプ車操法の部で優勝を果たした山都町消防団第8分団は、8月25日に八代市で行われた熊本県消防操法大会において、選手の負傷等のアクシデントがあったものの、訓練の成果を発揮されました。全国大会への出場は叶いませんでしたが、日頃の消防活動を行いながらの消防団員の取組に敬意を表します。

恒例の山都町三大祭は、8月24日・25日の火伏地蔵祭を皮切りに、今週末の八朔祭、9月14日の清和文楽の里まつりへと続きます。火伏地蔵祭は、猛暑の中にあっても、賑わいを見せておりました。八朔祭は、8月25日に、熊本県山岳・スポーツクライミング連盟及びAAR熊本の41名の協力の下、除草作業が行われた通潤橋、また、材料確保等の課題を抱えながらも制作が進められている大造り物と、準備万端となるよう調整が進められています。清和文楽の里まつりと併せ、観光客の増を期待しております。

次に、今定例会に提出しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例6件、補正予算5件、その他3件、認定1件、報告2件の合計17件です。

条例6件のうち、5件は条例の一部を改正するもの、1件は新たに条例を制定するものです。

補正予算5件は、令和6年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計に関するものです。

その他3件のうち、2件は町が加入する一部事務組合等の規約の一部変更に関するもの、1件は土地改良事業に伴い、字の区域を変更するものです。

認定1件は、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関するものです。

報告2件は、関係法令の規定に基づき調製した、令和5年度における町の財政健全化判断比率等を報告するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

**日程第6 認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第7 報告第8号 令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、認定第4号「令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、及び日程第7、報告第8号「令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第4号の執行部の説明については、省略します。

報告第8号の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** おはようございます。それでは、報告第8号、令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について説明いたします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなど、的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものとなります。

次のページを御覧ください。

1の健全化判断比率です。上段の指標について簡単に説明いたします。

左の実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含む全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

この二つの比率は赤字となった場合にのみ数値が表れますので、本町における令和5年度決算

はいずれも黒字ですので、横棒表記になっております。

次に、実質公債費比率です。起債など、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。令和5年度は3.9%となりました。前年度は4.3%でしたので、0.4ポイント減少しております。これは元利償還金等に充てられる特定財源が増加したこと、税収の増加を受けて、標準財政規模が増加したことが主な要因です。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。令和5年度は4.2%です。前年度は2.1%でしたので、2.1ポイント増加しております。これは地方債の借入れが増加したことなどが主な要因です。

ちなみに、災害等の発生による起債とか、基金の積立てや取崩し等で指標が上下するものです。平成28年度は熊本地震のときですが、47.7%という数字が出ております。

中段の表を御覧ください。

ただいま説明いたしました四つの指標に対する段階別の基準を定めたものです。地方公共団体は健全化判断比率により、それぞれ健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分されます。

四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、さらに起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による財政健全化が求められます。

これに照らして、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っておりますので、健全段階ということが言えます。

しかしながら、中央グラウンド周辺整備事業や通潤橋周辺整備事業等の大型公共事業の実施による地方債の借入れ額の増加や、国の動向によっては地方交付税の縮減も考えられるなど、財政運営に大きな影響を及ぼす要因がありますので、今後も財源確保と効率的で持続可能な行財政運営に不断の見直しを行っていく必要があります。

次に、2の資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。令和5年度はいずれの会計も資金不足はありませんでしたので、比率が横棒表記となっております。

以上、山都町の令和5年度決算に基づき算定した数値により説明いたしました。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第8号「令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告について」は説明が終わりましたので、報告済みとします。

監査委員から認定第4号、報告第8号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

**○監査委員（志賀美枝子君）** おはようございます。

それでは、令和5年度山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から、令和5年度の山都町一般会計、四つの特別会計について審査を付されました。なお、山都町簡易水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計につきましては、令和6年第2回定例議会において監査報告が済んでいるため、報告を割愛します。

7月14日から8月4日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計数に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあることを認めました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元に配付されています決算審査意見書及び財政健全化判断比率等審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町における自主財源は前年度に比べて45.8%増加して、45億5,097万7,000円で、主なものは基金繰入金、大規模な太陽光発電施設等による固定資産税、通潤山荘売却等による財産収入、ふるさと納税等の寄附金となっています。

また、依存財源は前年度から4.6%増加して139億4,440万円で、大きく依存財源に頼っている状況です。

普通交付税と特別交付税の合計額が前年度と比べて、2億1,721万9,000円の増額となりました。主に災害復旧事業が増加したことによるものです。

歳出においては、災害復旧事業のほか、新しい道の駅通潤橋や総合体育館、パスレルの整備により、投資的経費が前年度に比べて14億4,000万円増加しました。

最後に、少子高齢化や人口減少が続く中、人口減少の歯止めが急務と思われます。スピード感を持って住民ニーズに的確に応え、住民の幸福度がさらに向上するようなまちづくりに期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 決算審査意見書の報告が終わりました。

監査委員におかれましては、長期にわたり決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第4号「令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第4号については、総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して、会期中の審査を行うことに決定いたしました。

## **日程第8 報告第9号 令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、報告第9号「令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について」、説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、報告第9号、令和5年度山都町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度に設定しました継続費に係る事業が終了しましたので、継続費の精算報告を行うものです。

次のページを御覧ください。

精算報告書となります。

9款教育費5項保健体育費、事業名、総合体育館建設事業に係る継続費となります。

この継続費の設定、全体計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で、全体事業費は22億3,000万円。その3年間の内訳は、年割額のとおりとなります。

全体計画の特定財源は、国県支出金として社会資本整備総合交付金が10億6,445万円、地方債が6億500万円、その他として公共施設整備基金からの繰入金が4億5,000万円、熊本県の平成28年熊本地震復興基金からの交付金が6,096万621円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、3年間の合計で22億849万7,319円を執行したものです。よって、一番右の比較表のとおり、入札等による残額が生じたことによりまして、計画額と実績額の差が1,593万681円となったものです。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第9号の説明が終わりました。

よって、報告第9号「令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について」は、報告済みとします。

---

## **日程第9 議案第56号 山都町国民健康保険条例の一部改正について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、議案第56号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** それでは、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号、山都町国民健康保険条例の一部改正について。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出、山都町長。

提案理由です。

被保険者証を廃止することに関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律の一部、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年12月2日に施行されることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

4ページの資料を御覧ください。

御説明の前に関連情報としまして、健康保険証の廃止後の取扱いについて御説明いたします。

御承知のとおり、マイナンバーカードによる健康保険証の利用促進により、本年12月2日をもって、各種医療保険の健康保険証の新規発行が廃止されます。

ただし、経過措置としまして、12月2日時点で被保険者が保有する健康保険証については、同日以後も、本来の有効期限、本町国民健康保険につきましては令和7年7月31日までは引き続き利用することができます。

それでは、今回の条例案の概要を御説明いたします。

令和5年法律第48号では、第10条で、国民健康保険法を改正し、同法第9条届出等において、保険税滞納世帯に対する被保険者証の返還の求めに関する規定を削除するとともに、第127条第1項において、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削ることとし、いずれも本年12月2日に施行されます。

これに伴い、山都町国民健康保険条例の第15条、罰則の規定の一部を、3ページ、新旧対照表のとおり改正いたします。

2ページ改正文の中段、附則により、施行期日を令和6年12月2日から、また、経過措置として、施行期日におきまして、健康保険証を保有している世帯において、同日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還、また、罰則の適用については、なお、従前の例によることとする旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 資料のところで御説明いただいたように、いろいろ報道とかでされているのは、12月2日で健康保険証が使えなくなるんじゃないかというふうに誤解を招くようなところがありますので、そうではないということをきちんと町民の皆さんに周知していただきたいのと、改正後の罰則のところは、今御説明ありましたけれども、保険料の納付が一定期間なかった場合にはということ、保険証を使えなくなるということになるんですかね。すみません、そこをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。先ほどの資料で御説明いたしましたように、12月2日以降は原則マイナ保険証となりますので、それ以外でひもづけされていない方等

については資格確認書の取扱いとなりますが、それ以前の資格が変わらない方についての適用は従来どおりということで、今現在は被保険者証に、御存じのように、短期証の取扱い等も行っておりまして、ある一定期間で、ちょっと被保険者証の取扱いを定めたものを交付しているような形で、あとは対面での分納ですとか、いろんな形で、保険者にも医療は受けていただきながら、納められる範囲で納めていただけるような対応は今現在も取っているのですが、そこは今保険証が何ら変わらない限りは、引き続き来年の7月31日までは取扱いを変えないというところですが、ただ、短期証としての取扱い自体は、12月2日以降はもうその取扱いをなくすということになっておりますので、今現在、実際において、収納担当者と共に、その取扱いを一律資格確認書にするのかというのは、今論議を進めているところです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確認ですけど、マイナンバーカードの取得についても任意ということ、それから、健康保険証へのひもづけも任意ということなので、この条例改正がしなければならぬということになるわけではないということを確認していいですか。お答えいただいていいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。マイナ保険証につきましては、4番議員がおっしゃったように、ひもづけが今のところ強制にはなっておりませんので、引き続き、それをひもづけしないという方に対しては、被保険者証にかわる資格確認書というものを持って、同じような対応が医療機関でできるように進められております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** このマイナカードについての心配事、この間、台風の最中に、私ちょっと雨風が止んだのだと思って、そよう病院に薬を取りに行ったんです。そのとき、私はもうマイナカードを使っているんですが、蘇陽は午前中ずっと停電があっけまして、電源の復旧、病院は復旧していらっしやいましたけれども、薬局のほうはまだ何か滞っけまして、結局マイナカードは使えなかったわけなんですよ。

やはりそういった災害時、今大規模な災害、能登の地震なんかもそうですけれども、そういった際のやはり紙の大事さというの、この間痛感したところなんですけど、災害時のいわゆる、そういう医療機関であるとか、その健康保険証というところでの対策は、国から何か、これは国の制度というか、国がやっていますので、その地方の自治体でどうこうということがないのかもしれないんですが、そういったときの災害対策みたいなのを考えられているのか。そういった情報があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。やはり議員おっしゃるとおり、やはり災害時にお手元にないとか、また、電源の復旧等が遅い場合は確認することが難しい場合におい

て、直接、すみません、私のほうが目に触れてないのかもしれないんですけども、災害対策に関しての文書はすぐにやっぱり国から来まして、適切に医療機関にかかれるように、町として確認するなり、医療機関との連携を取りながら、被保険者がちゃんと受けられる体制は取るようにしているところです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第57号 山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第57号「山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 議案第57号、山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案第57号、山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出、山都町長。

提案理由です。

業務改善の一環として、旅行（出張）に伴い発生する経費の支払い事務を見直すに当たり、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

概要を説明いたします。

最後の6ページを御覧ください。

現在、旅行先において、旅行者が自ら支払った駐車場料金等の支給に際しては、これまで、総務課の担当職員が、13節の使用料及び賃借料から、資金前渡にて現金をあらかじめ用意し、領収書等と引換えに実費額を手渡しております。

現在の方法では、現金を担当職員が取り扱うため、職員に負担が生じている状況にあることから、今般、対応方法を改め、駐車料金等を旅行雑費として取り扱うことで、8節旅費から支給で

きるようにするものです。

資料を御覧いただきますと、先ほど申しましたように、駐車料金等については、13節にて支出してきましたが、旅費の中に旅行雑費を新たに加え、職員が自ら支払った駐車料金等をほかの旅費同様、8節旅費で請求できるようにします。これにより、旅費請求に際し、一括での支払いが可能となるものです。

新旧対照表を御覧ください。

3ページです。

条文の改正内容について説明いたします。左が現行、右が改正案になります。

第6条、旅費の種類に旅行雑費を加え、同条第8項以降を1項ずつ繰り下げ、旅行雑費は実費額により支給するとする、第8項を加えました。

次のページを御覧ください。

第21条以降を1条ずつ繰り下げ、新たに21条に旅行雑費の内容を示しています。読み上げます。

第21条、旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路または駐車場の利用料金の額とする。

このほか、今回の一部改正に合わせて、送り仮名や句点の修正を行っております。

2ページを御覧ください。

一番下、附則です。

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

公布の日からの施行としなかったのは、事務処理上、混乱が生じないように、月の初日を施行日としたものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第58号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、議案第58号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** それでは、議案第58号について説明いたします。

議案第58号、山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について。

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日、山都町長。

提案理由です。

山都町すくすく子育て支援住宅の管理に際し、入居者の地位の承継、同居者の変更、異動及び新たに同居を希望する者の同居の承認に関する規定について整備する必要があることから、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

それでは、改正内容について説明します。資料を御覧ください。一部改正の説明資料です。

今回の条例改正は、新たに26条から28条を追加するものです。新旧対照表を添付しておりますが、説明は資料で行います。

1、今回の改正目的です。

本町では、子育て世帯に対して良質で利便性の高い賃貸住宅を供給することにより、子どもを安心して産み育てられる生活環境の整備を図ることを目的として、令和4年に山都町すくすく子育て支援住宅条例を制定し、令和5年3月よりおおりのメゾンド浜町の管理を開始しています。

管理開始から1年を経過する中で、入居者や同居者に関する変更や異動が生じる場合の取扱いについて、その事務上取扱いを一部整理する必要が生じたので、今回条例改正を行うものです。

2、山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正の概要について説明します。本則第28条関係です。

(1) 入居の承継の規定を新設。

入居の承継とは、入居名義人が死亡し、また、退去した場合において、死亡または退去時に入居名義人と同居していた者が継続して住宅に居住を希望される場合、町長の承認を得て、引き続き当該住宅に居住することができる制度です。

入居名義人のことを条例上では入居者と表記しており、入居者となれるのは、住宅の入居申込みを行った者となっています。入居者以外の居住者は同居者という位置づけであり、同居者が自動的に入居者に切り替わる運用ではないため、入居の承継の承認の規定を設ける必要があります。

図に示しますように、入居者、名義人、夫が死亡または離別等で退去された場合、妻が入居者の地位を承継する申請手続を行い、町長が承認することで、継続して住宅に居住できるよう改正するものです。夫と妻が入れ替わった場合も同様です。

次に、本則第26条、27条関係です。

(2) 同居者等に係る異動、変更、同居の承認の規定を新設。

現在、入居者や同居者については、氏名の変更が生じた場合や、同居者に関して異動が生じる

場合の届出等の規定については、条例施行規則第10条において、入居者から町への手続の規定を設けていますが、出生、死亡の自然的な住民異動に関するものや、転出、住宅からの転居という住宅入居者の減員になるケース、また、氏名の変更となる場合の手続を届出とし、入居時に同居していない者を新たに同居者に加えたいとする場合の手続を承認申請と、取扱いを分けたい考えです。手続の区分を、山都町営住宅条例の運用と原則合わせるものです。

なお、入居時に同居していない者を新たに同居者に加えたいとする場合の手続を承認申請するには、町営住宅の入居資格を有するものとして暴力団でないものとうたっており、暴力団員の有無の照会を山都警察署に行った上で、同居を認める必要があることから、その他の住民異動を理由とした手続と差別化を図ると共に、入居者の町への手続義務を明確にしたいことから、条例上規定を行うものです。

図で説明します。

例①は、入居後に同行者の一部が転出された場合、同居者の異動の届出を提出していただくものです。

例②は、同居者または入居者の氏名の変更がなされた場合、氏名の変更の届けを提出していただくものです。

例③は、入居後、婚姻等により新たに同居させたい者がいる場合、事前に入居者が町へ同居の承認申請を行い、警察署へ暴力団員の照会を行い、該当しなければ、承認を行うものです。

3、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正です。附則、第2条関係です。

(1) 山都町すくすく子育て支援条例による同住宅の管理に関する事務を独自利用事務とし、個人番号、マイナンバーを利用し、庁内連携により、特定個人情報の取得(利用)を行うものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号の利用は、原則として、番号法に定められた事務に限定されています。住宅関係業務では、番号法第9条別表第1にて、公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく各住宅の管理に関する事務が番号法に定められた事務となります。

番号法に定められた事務以外では、番号法第9条第2項の規定により、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務についても個人番号を利用することができるとされています。

本町では、平成27年に山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定し、独自利用に関する事務等について、その内容を条例上に定めています。今回、改正後の山都町すくすく子育て支援住宅条例における住宅の管理に関する事務についても、独自利用事務の対象に追加すべく、関係条例の附則の改正によって、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正を行うところです。

条例上、独自利用事務として規定することができれば、入居の承継の承認申請、同居承認申請の手続の際に、添付書類として求める住民票謄本や所得証明書を省略することができる運用です。

また、庁内間の連携により、地方税関係情報等を取得することができ、住民にとっては、添付書類を申請、取得する負担や手数料を負担する軽減ができる運用となります。

条例の附則にお戻りください。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は公布の日から施行する。山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

第2条、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例」を「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例」に改め、「一般住宅」の次に、「及び復興一般住宅」を加え、同表に次のように加える。

8、町長。

山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの。

別表第2の5の5項中「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例」を「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例」に改め、「一般住宅」の次に、「及び復興一般住宅」を加え、同表に次のように加える。

7、町長。

山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの。

(1) 地方税関係であって規則で定めるもの。

(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの。

附則第2条の改正は、一般住宅で取り扱っていた復興一般住宅を明確に区分して表記し、地域優良賃貸住宅を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 第28条の2項のところなんですけど、前項の規定により町長の承認を受けて、入居者の地位を承継したものは、当該、承継したものと同程度以上の収入を有する者というふうになっているので、例えば、シングルになったときに、やっぱり収入は減ると思うんですよね。そしたら、入居対象にならないというふうに理解しないといけないんですか。そこをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** これにつきましては、令和4年に条例制定したときに、所得が月

額6万8,000円から48万7,000円以下であるということですので、6万8,000以上あれば入居は承継できるということになっています。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第59号 山都町特別会計条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第12、議案第59号「山都町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** それでは、議案第59号について説明いたします。

議案第59号、山都町特別会計条例の一部改正について。

山都町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出、山都町長。

提案理由です。

旧国民宿舎通潤山荘の売却に伴い、特別会計において精算が完了し、経理する必要がなくなったため、山都町国民宿舎特別会計が不要となることから、山都町特別会計条例の一部を改正する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

2枚目をお開きください。

条例の改正文です。

第1条中の第3号、山都町国民宿舎特別会計を削り、第4号を3号とするものです。

第2条については、条文の会計を特別会計に改めたものでございます。

附則について、施行期日と剰余金の一般会計の帰属を定めております。

読み上げます。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例の施行の際、この条例による改正前の山都町特別会計条例第1条第3号の山都町国民宿舎特別会計に属する剰余金は、一般会計に帰属するものとする。

3枚目をお開きください。

新旧対照表です。

これまで説明しました内容で、左側が現行、右側が改正後になります。また、下線を引いている箇所が改正する部分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** では、国民宿舎特別会計は、いつ一般会計へ帰属するというか……。今回の補正予算を見ましたら、繰越金のところで2段に分けて、一般の繰越金と特別会計の剰余金が入っておりました。本来ならば、一般会計から特別会計に繰出したので、残ったのは、一般会計へ繰入金して閉じるべきじゃないかなと思いましたが、その時期と方法についてお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えします。繰出し、繰入れの関係につきましては、議員御指摘のとおり、通常の会計の年度のやり取りでしたら、一般会計からの繰り出し、また、特別会計の繰入れという措置をしますが、今回は特別会計の精算ということで、特別会計の条例上、削除ということで、この削除につきましては、議決をいただいた後、公布の日から施行する。それに伴って、剰余金が発生します。決算、これはいわゆる繰越金というよりも、言い換えますと、この特別会計の決算剰余金ということになります。その決算剰余金を会計がなくなることによって、一般会計、いわゆる編入という手続につきましては、今回の補正予算で、繰越金、特別会計では決算剰余金となりますが、一般会計に編入する場合は、いわゆる前の年の剰余金ということで繰入れという概念で編入を行うという措置を取らせていただきたいと思います。

ですから、順番につきましては、今回の条例改正による廃止、その廃止に伴って出る剰余金につきましては、今回の一般会計補正予算で編入を行う、いわゆる繰越金に今回予算計上を行うという対応を取らせていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「山都町特別会計条例の一部改正について」は、原案のとおり可決さ

れました。

---

### 日程第13 議案第60号 山都町営グラウンド条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第60号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第60号について御説明いたします。

議案第60号、山都町営グラウンド条例の一部改正について。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出、山都町長。

提案理由です。

御岳グラウンド及び御岳第2グラウンドを廃止することに伴い、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

上益城消防組合では、建設から48年が経過した山都消防署の建て替えに伴い、山都消防署庁舎建設検討委員会及び消防組合管理者会議等を経て、本町の体育施設であります御岳グラウンドを移転先に決定されました。

教育委員会としましては、この決定に従い、今回、建設用地となる御岳グラウンドと第2グラウンドを廃止するものであります。

それでは、今回の改正点について、新旧対照表で説明いたします。

左側が現行、右側は改正後案です。比較して見ていただきながら、第2条の名称及び位置につきまして、別表第1の名称、御岳グラウンド、位置、山都町野尻1000番地、及び名称、御岳第2グラウンド、位置、同じく山都町野尻1000番地を今回の廃止により削除いたします。

また、第13条、使用料において、別表第2の位置の御岳グラウンド及び御岳第2グラウンド、名称、及び、次のページの使用料を削除しております。

写真で説明いたします。

御岳グラウンドの航空写真で、第1グラウンド、第2グラウンドの配置状況を載せております。消防署の敷地としましては、第1グラウンドに新庁舎を予定されております。

次ページ以降は、現況写真をおつけしております。

改正条例文に戻りまして、山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例をここに交付する。

改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明した内容で条文を改正しております。

最後のページをお願いします。

附則。

この条例は、令和6年10月1日から施行する。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** では、消防署が購入しない第2グラウンドの今後の運用方法についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 今回、第1グラウンドと併せて、第2グラウンドも廃止予定ですが、消防署の立地に必要なのは第1グラウンドの内に収まるということで、第2グラウンドまでの購入を消防署に求めたんですけど、必要ないということで断念しております。

教育委員会としましては、第2グラウンドだけになりますと、非常に中途半端な体育施設となりますし、また、山都町運動公園内に芝生広場も整備しておりますので、施設の集約を図る観点から、第1、第2グラウンドを含めて廃止させていただいております。

この後は普通財産と移管となりますので、その運用についてはこれからまだ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第61号 山都町コミュニティバス条例の制定について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第14、議案第61号「山都町コミュニティバス条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** それでは、説明します。

議案第61号、山都町コミュニティバス条例の制定について。

山都町コミュニティバス条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月5日提出、山都町長です。

提案理由です。

民間路線バスの廃線に伴い、その代替措置としてコミュニティバスの運行を開始するに当たり、

山都町コミュニティバス条例を制定する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

これまで熊本バス株式会社が運行しておりました浜町バスセンターから馬見原線までをつなぐ路線、馬見原線が運転士不足等の理由により、本年9月末をもって廃線とし、運行を撤退されます。

この路線は、本町の東西を結び、矢部高校への通学をはじめとする町民の移動手段として欠かすことのできないものです。路線廃止にかわる代替策として、10月1日から本町が所有しておりますコミュニティバス車両にて運行を行うものです。

次のページをお願いします。

条例の内容としましては、第1条の目的に記載しておりますとおり、町がコミュニティバスを運行することにより、地域住民の日常生活のための交通手段を確保し、もって町民の福祉の向上に寄与することを目的とするものであります。

第4条、運休です。

平日のみ運行し、年末年始は運行しないこととしております。

次のページをお願いします。

第4条第2項により、天候等により安全が確保できない場合は、町長の判断で運休する場合があります。

第5条では、コミュニティバス内での禁止事項、第6条では、運転者による指示に従わない場合は降車させることができること。

第2項では、未就学児の乗車は中学生以上が同伴することを定めております。

第7条では、運賃100円の固定料金と高校生以下及び8条にて、次のページ、各法による手帳をお持ちの方について、無料とすることを定めております。

第9条で手回品の範囲を示し、10条で損害賠償、11条では、その他規則で定める旨を規定しております。

次のページの路線図を御覧ください。

今回の代替運行を開始することに伴い、熊本バスのバス停を引き継ぐこととし、以前より要望が多かったバイパス沿いのスーパーやホームセンター等へのアクセス対応として、道の駅通潤橋バス停を設置することとし、馬見原地区につきましては、荻原と岩尾野を追加することといたしました。

浜町、馬見原間38分の所要時間であり、運行時間は朝7時半から岩尾野を出発し、8時過ぎには浜町到着の片方運行とし、10時10分と15時10分は浜町から岩尾野、岩尾野から浜町を双方向で運行し、18時半は浜町から岩尾野まで片方通行といたします。

7時半及び18時半の便は矢部高校生の通学対応で、10時と15時便については、デマンド型乗り合いタクシーの時刻に合わせた運行となります。

道の駅通潤橋につきましては、現在西鉄と宮崎交通が運行するごかせ号が乗り入れを行っており、8月21日に開催した地域公共交通会議でも、重なる時間があるのであれば、十分に注意して

運行するよう、陸運支局からも指摘があつておりますが、運行が重なる時間はございません。清和地区の大川で一部町道を通ることとなり、ちょうど中間地点でもあり、バス同士が擦れ違う場合があるかもしれませんが、全路線において安全な運行になるよう、運行委託先と共に努めていきます。

なお、熊本バス株式会社が人材不足を理由に、今回、馬見原線を廃線されましたが、本町における山都交通や各タクシー会社においても、人材不足やドライバーの高齢化については喫緊の課題となっております。

今後も、広報紙等によるドライバー募集の記事の掲載を行うなど、バス事業者への協力及び本町におけるドライバー不足解消の働きかけを行っていきたいと思っております。

左側の4ページです。一番最後の行です。

附則です。

この条例は令和6年10月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今の説明の中で、大川のところは一部町道を通られるということでしたが、国道をずっと真っすぐ走るんじゃないということですか。そこを説明してください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。以前は、国道をずっと行っていたんですけども、ふれあいショップ清和の横に資材倉庫が建てられましたので、農協のほうから、バスはそこを通らないでくれというふうに言われたんで、町道のほうに回っていくような形を取らせていただきます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 路線図のことですけど、せっかく、このようにして運行されるのであれば、体育館パスレルとか、千寿苑とかのほうには行けないのかなと一つ思うのと、それと、道の駅通潤橋にバス停があるのを共用するということですけど、高速バスのバス停がありますよね。あそこは私も何回か利用したことがあるんですが、あそこは大体どこが建てて、どこの管轄になるのかなというのがあります。もし町であれば、夏はすごく暑かったです。あそこで待つのが。だから、中にはいずに、外にいるという……。外で待つということになってしまいますし、その辺どうにかならないかなと思ったのと、せっかくなら、待合所に少し情報を置いてくれないかなと。何にも掲示してないんですよ。だから、もし町がされるのであればということで、お尋ねをします。二つお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。千寿苑とかグラウンドとかいう話でしたが、あくまでもこのコミュニティバスに関しましては、熊本バスが運行されておりました馬見原線の代替というところの設置となりますので、そちらのほうへ行くというところは考えておりません。道の駅のバス停なんですけども、あれは道の駅、町が設置し、指定管理の範囲内に入っております。何も飾ってないということがありましたので、先週だったと思うんですけども、ごかせ号のバスの時刻とその他あと二つぐらい周知を知らせました。確かにポスター等は貼ってありませんので、ポスター等を貼っていただけるように、おとといぐらいに道の駅に確認をして、これから道の駅に相談に行こうというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今にお答えしていただけてないのが一つ、暑さ対策とか、その辺についてはどうですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。先ほど企画政策課長から申し上げましたとおり、設備自体、施設自体は道の駅整備事業で行っておりますので、当課でそのような要望をお伺いしつつ、必要とあらばということで、現在、設置は検討しておりませんが、今後、そういった中身、意見を取り入れまして、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「山都町コミュニティバス条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、議案第68号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第68号について御説明いたします。

議案第68号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月5日提出、山都町長。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改める。

提案理由です。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

法律の改正によりまして、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、規約中の文言を一部変更するものです。広域連合の規約の変更につきましては、構成団体の議決が必要となります。

次のページ、新旧対照表の下線の部分に変更する箇所です。左側が変更後になっております。

先ほど申しましたように、被保険者証及び資格証明書となっているところが資格確認書等に変更されます。被保険者証の取扱いにつきましては、先ほどの国民健康保険条例で御説明しましたとおりとなります。

附則において、施行期日を令和6年12月2日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とお決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時16分

9 月 11 日（水曜日）

令和6年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年9月5日午前10時0分招集
2. 令和6年9月11日午前10時02分開議
3. 令和6年9月11日午後4時43分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第2号）
  - 日程第1 一般質問
    - 10番 吉川美加議員
    - 11番 後藤壽廣議員
    - 4番 西田由未子議員
  - 日程第2 議案第70号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）
  - 日程第3 議案第71号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）
  - 日程第4 発議第1号 特別委員会の設置について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	平 岡 哲 也

商工観光課長	山下 公 司	学校教育課長	鈴木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

---

開議 午前10時02分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

3人の方から質問の通告がっておりますので、本日3人としてと思います。順番に発言を許します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。10番、吉川でございます。本日もお忙しい中、町内外から傍聴にお越しいただき本当にありがとうございます。

さて、山都町の夏の3大祭りのうち、火伏地藏祭、八朔祭が終わり、若干秋めいてきた今日この頃です。

それにしましても、8月8日に宮崎で発生した大きな地震には驚きました。初めて南海トラフ緊急情報が出され、非常時に備えて、米や水、インスタント食品などを買い占める動きも見られ、さらに米不足のニュースは私たちの不安をあおりました。

今さらながら、お米を作っていた農家の皆様の御苦勞に感謝する日々でした。スーパーの棚から米袋が消えて、備蓄米を放出してほしいという世論もありましたが、農林水産大臣は今の米不足は新米の流通とともに解消に向かう。今後の人口減少を考えれば、米の需要は減少が見込まれ、これまでの転作への推進も間違っていないし、米の作付を増やす考えはないという旨のコメントを出されました。米を食べてきた私たちにとっては、何か違う感じがしてなりません。

食料危機の言葉を聞くたびに、世界と戦う農業ではなく、地産地消のきめ細かい農業が世界を救うのではないかと感じてしまいます。作っても作っても赤字と言いながら、消費者のために米の生産を続けていただいている農家の皆様に重ねてお礼を申し上げたいと思います。心配された台風10号でしたが、大きな被害には至らず、山都町でも順調に稲刈りが進んでいるようです。

さて、9月1日は防災の日でした。私が住む井無田地区では、初の全世帯参加型の避難訓練を実施いたしました。私は急な要件があり、参加ができませんでしたが、地区の住民約70名のう

ち40名ほどの参加があったと聞いています。高齢者がほとんどの地域でお互いの安全を確認できたい機会でした。台風被害が1件ありましたが、地域の協力で応急手当てができたのもすばらしい成果でした。

地域の防災力は、自助の備えと共助の力です。全世帯型の避難訓練ができたことで、今後取り組む課題も見えて、自助、共助の在り方を学ぶ機会となりました。

当日は、非常食としてアルファ米を炊いておにぎりにして配布したそうですが、上手に炊けた、おいしかったと、反応も上々だったようです。備蓄している非常食も賞味期限を気にしなくいいように、たまには食べていただきたいと思います。そして、食べた分を補充すればいいのです。

先ほどの水の買占めの件でも、山都町のおいしい水をペットボトルに入れて冷蔵庫に入れ、日常的に使い、減ったら補充すると。いざというときに、高い水を買わずに、慌てずに済みます。このような方法をローリングストックと言ひ、非常時の備えの常套手段となつてきております。

9月、10月は台風が多く発生する季節です。最近は海水温の上昇などで台風の進路も決まらず、また、進路ではないところで大雨の災害が発生したりしておりますので、気象情報には十分気をつけて過ごされますようお願いいたします。

いま一度、家庭に配布してありますハザードマップを御覧になり、自分がいるところ、家庭や職場、学校などがどのような危険があるのかを確認することもお願いしたいところです。

さて、本日は、町内に数多くある廃校舎などの町有財産について、福祉サービスの情報提供について、そして、秋の観光シーズンに向けた対策などについて伺ってまいります。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** では通告に従って、順次質問をいたします。

最初に、町が管理する廃校舎について伺ってまいります。

質問に先立ちまして、担当課に施設の維持管理に幾らぐらいの経費がかかっているのかを尋ねました。総務課の管理対象は11件で、総額は約1,430万円です。校舎全部ではなく、一部を使っている施設もございますが、校舎の維持というものはその部分だけではなく、電気や水道の基本料金をはじめ、浄化槽や消防設備の点検など、一部にとどまらないものです。

廃校の利用として、旧御岳小学校のように、町の防災備品倉庫として充実しているものもあれば、旧中島西部小学校には、保育園で不要となったスチール棚や椅子、机などが入れてありました。旧菅尾小学校には、一部役場の備品が置いてあるほかは、廃校当時のものがそのまま置かれたりしております。

もちろん地域で活用し、手入れも行き届いている校舎もありますし、避難所の位置づけのものもあります。町のものだから倉庫として使っても問題はないのですが、その利用にとどまっているのがもったいないという気がするのです。取り壊すには大きな財源が必要なのでしょうが、毎年1,400万円払い続けるなら、町長がおっしゃるように、住宅政策に役立つように、校舎を取壊したり、宅地への転用なども考えられるのではないのでしょうか。

また、先ほど言った不要と思われるような事務用品などは、町民に奉仕するなどの手だてはないのか。そこのところまでちょっと御質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、公有財産の有効活用なんですけれども、本町における重要な課題の一つであると認識しております。平成26年度に、令和6年度までを計画期間とする公共施設等総合管理計画というものを策定し、その中で、建築系公共施設、いわゆる箱物の状況を把握して、活用を含めた処分等の方針を示しています。

計画の中では、未利用の建物等の処分等の方針として、市場性や収益性を踏まえ、特に市場性の低いものについては、民間への処分の推進を図ることとしております。なお、役場の倉庫で一部使っているものもあるんですけれども、庁舎近傍に倉庫として利用可能な施設があるのが理想と思うんですけれども、行政利用していた施設を民間等に貸与してきた経緯もございまして、書庫等の保管場所については安定的に確保できていない状態です。

箱物の利活用の現状としましては、いろいろ本来の行政上の役割を終えた財産、いわゆる普通財産と申しますが、所管課や民間等の活用がなければ、所管課が保持し、民間等から相談があれば、確認調整等を行って、諸手続を経て、処分という流れになっております。

先ほどおっしゃいました、要望のあった順に処分の調整を行いますので、先行して、施設の一部のみ対応していた場合は、その後、施設全体を使いたいといった要望にはなかなか応えることができないということで、施設全体を効果的に活用できてないという実態もあると思っております。

その他、国の補助金等を活用して整備した施設については、補助金適正化法に基づき、耐用年数が経過するまでは国への事務手続が必要になるなど、処分に注意を要する施設が多くあります。学校施設を例にしますと、文科省への財産処分申請が必要で、その手続に半年程度の期間を要するなど、要望があっても速やかに貸与できない実態もございます。ちなみに校舎を申しますと、現在校舎として残存しているのが20施設ございます。行政で使って、倉庫とかで使っている部分が5施設、民間、自治振興区等で貸与している施設が11施設、未利用が4施設ということでございます。

今後の方針ですけれども、市場性や収益性が低いと思われる施設は、民間等を含め、新たな活用が図れる側面もあると思っておりますので、先ほど議員がおっしゃいましたように、解体を視野に入れて、施設規模の大きいものは、過疎債等を活用しながら処分していくこととしておりまして、先ほど申しました管理計画及び個別計画で除却対象の施設を掲げるなどして、計画的な処分を図ることとしております。

また、現在の町の体制として、総務課において全体の公有財産の概要を把握しているんですけれども、総務課以外が所管している施設の詳細まで含めた管理はできておりませんし、民間等の希望を前提とする、どちらかといえば、受け身の体制となっております。普通財産を積極的に処分していく体制とは今なっていないところです。

今後、公有財産のうち、普通財産の有効な活用を狙い、企業誘致等の観点を踏まえ、効果的な施設の活用を図っていくためには、町の一定方針の下、貸与希望の整理とか、あと民間等のマッ

チング等が必要になるかと思いますので、今後、組織体制や事務の在り方等を見直す必要性を感じております。

先ほど議員がおっしゃいました備品の処分についても、実際使用に耐える備品がありましたら、そういう地域の人に処分させていただいたり、そういう方法も検討していく必要があると思えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 御丁寧に御説明いただきました。今お伺いしたところ、平成26年から計画があるのだと。令和6年度までということで、今年度までですよね。

その中で、今課長がおっしゃった民間に開放していくというか、譲っていく。今御説明のあったように、私の地域には朝日小学校がありまして、避難所として今は運営が進められているところですが、その当時、あれは合併後でしたけれども、何だったかな。地域再生法という法律があって、地域で使いたい場合には無償で貸与します。そして、いろんな大型の補修、あるいは電気、水道あたりは自分たちで払ってね。大型の災害等々のときのものについては、役場と折々に相談をして進めてまいりましょうというふうな事の中でやってきたものです。

今、民間にというふうにおっしゃったんですけれども、本当に古くなれば古くなるほど、何ともしようがないのではないかと。いろんな地方自治体で成功例を見ますと、やはり閉校の後も即効的にそういったものに転換していつていらっしゃるといのが多いような気がします。やっぱり古い校舎、今現存する校舎でも、御存じのように、雨漏り等々の補修は常時行われているような状態でございますので、それ以前からある校舎が、果たしてそういうことをして、有効に手を挙げてくれる方がいるのかということも大変……。白糸第一については、この後ちょっとまた伺ってまいりますけれども、そういうふうにか手をかなり入れなければ、民間に渡すにも渡しにくいものではないかというふうに思いますので、計画があるならあるでしっかりと、そして、今備品のことも答えていただきまして、ありがとうございました。

以前、私が本当に知人から、いわゆるフリースクールのようなところでしたけれども、小学校に慣れさせるために、廃校になったところの学校用の椅子を分けていただくことはできないでしょうかという御相談いただいたので、当時の学校教育課に御相談をしましたところ、椅子の数4脚ぐらいだったと思うんですが、それを、やっぱ公的な手続を取るために、半年ぐらいかかりました。それこそ、その方々に、何も使ってない、何年間も放置されていたものをその方に4脚お渡しするために、半年ぐらい手続がかかった。公売にかけなきゃいけません、何とか広報に載せなくてはなりません。いろんな手続があるのは分かるんですが、そういったこともございますので、何しろ、スピード感を持って対応していただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

そして、今ちょっと触れられたと思いますが、これが総務課ではなくて、山の都創造課が管理しております白糸第一小学校のことについてお伺いをしていきます。これも維持管理費を聞いたところ、年間140万円ぐらがかかっています。本当に今、電気代、水道代、もろもろかかっ

て、本当に、先ほども11校合わせて1,400万円でしたので、大体このぐらいかかっていくのではないかというふうに思っています。

小学校は御存じの方も多いかと思いますが、3階建てで、各教室の窓やベランダからは九州脊梁の山並みが眺められるすばらしい環境にあります。そして、そういう環境的なところもありまして、2018年にサテライトオフィスを誘致しようということで、衣替えのために約2,600万円が投じられました。施設の改修費だけではなく、サテライトオフィスの企業誘致の委託料も入っております。最初は熊本電力が2階と3階で事業を始めましたが、いつの間にか終わって、いろいろあって終わっていました。

施設の整備から6年が経過した今、まだその目的において利活用が進んでいないネックポイントというのは一体何なのでしょう、お伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。旧白糸第一小学校は、平成17年3月に廃校となっております。平成30年度に、おっしゃったように、県のサテライトオフィス受入れ施設整備補助金を活用し、1階部分の教室2部屋と、多目的スペースを企業のサテライトオフィスとして利用できるように改修したところです。このサテライトオフィスとして改修した以外の部分も含め、これまで3社が利用された実績がございます。また、10月からは、総合体育館パスレルの指定管理者が利用される予定となっております。

この旧白糸第一小学校につきましては、熊本県の労働雇用政策課が作成されましたガイドブックにも掲載させていただいておりますので、そこで施設の周知を図っているところですが、今後、県や企業誘致の関係機関と連携を取りながら、利用が増えていくよう取り組んでいく考えです。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 今のパスレルの事業者、指定管理者さんが使われるようになったということは、私にとっては初耳のことでした。どのような形態で使われるのか、もしお知らせいただける部分があったら教えていただきたいと思いますが、最近では、民間の学校経営の方が視察に来られたり、昨年度にはマンガミュージアムから6万冊の漫画を扱ったりしているわけなんですよね。いい場所なので、いろんな使い道があるというふうに思っています。

漫画については、当時図書館での貸出しやイベント、子どもの居場所づくりに活用してほしいということだったと思うんですが、図書館で働いていた私からすれば、預かった6万冊の資料を貸出したり、イベントに活用するためには、まず、データの整理をして、1冊1冊に背番号をつける必要があると思うんですが、その辺は一体誰がすべきで、どのように進んでいるのか。状況を把握していらっしゃるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。議員がおっしゃったように、令和5年6月に、NPO法人熊本マンガミュージアムプロジェクトから、それまで漫画本を保管されておりました倉庫が老朽化で使えなくなるということでしたので、新たな保管先を探しておられまし

た。そのときに町が協力を申し入れたところです。

この漫画本を活用して、貸出しなどいろいろな方法で町の活性化につないでいけるという可能性と、校舎の利活用にもつなげるといえることができるということ。それから、同時に貴重な資料ともなり得る漫画本を救えるという観点から、6万冊を預かったところです。具体的な利活用については、今まだ申し上げるようなところにはなっておりませんが、この施設を拠点として、今後、町でどのような活用ができるかを現在検討しているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 本当に利活用するためには、先ほど言った作業が大変必要だというふうに思っていますし、本当に私は譲り受けたのかなというふうに思っていたんですよ、漫画ミュージアムから。ではなくって、預かっているという状況らしいので、本当にこの管理主体がどこにあるのか。本当にいただいたものならば、町が責任を持って、バイトでん、何でん雇って、背番号をつけるという作業をしないと……。先ほど申し上げましたように、あそこ大変日当たりがいい学校でして、何か一部並べてあるらしいんですよ。私、その後見に行っていないんですが、そうすると、やっぱり背表紙が焼けてきますし、本が傷んできます。

そんなことの状況を防ぐためにも、検討しますというふうにおっしゃいましたが、本当に具体的にそのマンガミュージアムの方々とお話をされて、ボランティア力に頼るのか、本当バイトでも雇ってやられるのか。6万冊って、果てしもない、今うちの図書館がかれこれ10万冊を超えたところですけども、それも、日々の作業の中で背番号がつけられてきたものなのでですね。一朝一夕にできるものではないということは、承知おきいただきたいというふうに思っています。

そして、このサテライトオフィスとしての条件整備を、その当時の補助金でやったというふうにおっしゃいましたけれども、その2階、3階部分というか……。からっぽの教室あたりとは違って、やっぱり1階部分にはやっぱりそれなりの条件整備をしておりますので、だから、今後周知をしていく。また、そのパスレルさんがどういうふうにしてお使いになるかちょっと分かりませんが、パスレルさんじゃないんで、パスレルは体育館の名前ですけど、その指定管理者がどういうふうに使われるかよく分からないんですが、せっかく補助金とはいえ、大きなお金を投じて造ったものを他の利用を進めていくというのには若干、私は違和感があるんですけども、企業誘致というふうに、先ほどは廃校舎全体のところでもおっしゃったところなんですけど、私の中にある違和感というか、もやもやとしたものがお分かりになるでしょうか。

担当課でどのような立場でそれを管理していこうというふうに、本当、私は何かこういうサテライトオフィスを整備したときに、そのような条例があったかなと思って探したんですが、そういうのはない。普通の財産管理としての貸借関係が結ばれていくんだというふうに理解をしたところなんですけども、せっかく整備したものをどういうふうに使っていくかというところの担当課での整理をちょっとお伺いしたいところです。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。まず、サテライトオフィスというのは、おっしゃったように、企業誘致ですね。企業の事務所、そういったもので使っていただくという

ような目的で改修したものです。当然、その方面からの周知というのも、これまでどおり進めていきたいということで考えております。

サテライトオフィスの部分というのが、1階部分の教室2部屋と、多目的スペースの部分のサテライトオフィスと呼んでおります。それ以外の部分については、ほかの校舎と同じような取扱いもできますので、企業によらないで、失礼しました、ほかの使い方があるということで、要望があれば、そちらのほうもちょっと柔軟に受け入れができればということで考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** あとは1階のサテライト部分はサテライト部分として募集をかけていくし、2階、3階、その他の部分については、今さっきのようなマンガミュージアムの方が使われる。あるいは、ほかの事業者が使われる、分けっこしてですね。その当時の約束の中には、多分1教室がでしたか、6万6,000円という月額がございますけれども、それはいまだに生きている。そのようなことで契約をしていくということの理解でよろしいでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。議員のおっしゃるとおりでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** きちんとやっぱりこういったものも含めて、条件を含めてじゃないと、なかなかやっぱり外からよかところねって言って見に来られる方が、果たしてどこら辺までこれを御存じかというふうなところもあると思いますので、そういった方がお話しに来られた際には、しっかりとご説明をしていただきたいというふうに思います。

おおむね学校や保育園というのは、案外、山つきの場所だったり、川のそばだったり、危険を伴う場所が多いものなんですけれども、旧白糸第一小学校においては、高台にあって景色もよく、町の中心にも比較的近く、他の廃校舎に比べれば大変条件のいい場所にあります。また、あの一帯は国の重要な文化景観にも指定をされていますから、変な乱開発もされないところです。自然観察の定点にもなっております。

ここの利活用を考えると、いわゆる本当にその当時は、サ高住と呼ばれるような介護サービスつきの高齢者住宅なんかもいいのではないかなというふうに思ったぐらいでございます。こういった高環境のところを生かしていく。本当に残念ながら、本当に宝の誘致ができてないというのは残念だなというふうに思っているんですが、いろんな情報の発信をしながら、有効に活用していただくように、重ねてお願いをしておきます。

次に、高齢者向けの福祉サービスについてお伺いしてまいります。私の住む井無田地区では、毎月談話室というサロン活動をしているのですが、毎回軽い体操したり、茶話会をしたりしております。ときに町の情報をいただく機会ともしています。ごみの出し方の方法、防災の知恵、山の都のSDGsのことなどなど、そして、先月は福祉課から来ていただいて、高齢者の見守りについて情報をいただきました。

主に食の宅配サービスと緊急通報装置の設置について伺ったところです。食の宅配は町がJAに委託している事業で、御存じの方も多いと思います。お弁当の配達に声かけをして、安否の確認を兼ねているものです。緊急通報は高齢者の安全を遠隔から見守るために、電話に機械を設置するものです。ペンダント型で身につけるものもあり、電話から離れた位置にいても、体の具合が悪くなったりけがをしたりしたときに、機械のボタンやペンダントのボタンを押せば、委託先に連絡が行くものです。そして、月に1回はお元気コールという電話をかけてくれるサービスもあるそうです。

委託先は富山にある立山科学株式会社と熊本市のキューネットです。立山科学には町内で120名の方が契約をされていると、その説明のときに伺いました。案外使われているんだなというふうに思いました。離れていても、月に1回の電話があったりするのは心強いかもしれません。

しかし、困ったことには、食の宅配は蘇陽地区には行けない事情があります。多分、距離や時間の関係で困難があると考えています。

また、キューネットの見守りサービスにおいては、緊急時にキューネットの職員が駆けつけることができるそうなのですが、役場本庁から車で20分の場所に限るそうです。それでは、かなり限られた地域になることは想像できます。

せっかくあるサービスを利用しても受けられないとすれば、残念なことです。今後サービスを等しく受けられるようにするにはどうすればいいか。担当課としてのお考えをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。高齢者世帯が増加している中で、様々な高齢者支援の取組を関係機関と協力して進めているところです。

食の宅配サービスにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、独り暮らしや高齢者世帯で調理をすることが困難な世帯を対象として、JAかみましきに委託いたしております。矢部地区は毎日、清和、蘇陽地区は、木曜日以外の配達をされております。令和5年度の実績で、月平均105人、月平均配食数が約2,700食になります。課題として、配達する人が不足している。矢部地区で調理しているため、清和、蘇陽地区の、特に遠方のほうは困難であることが挙げられます。

また、緊急通報システムにつきましては、独り暮らしの高齢者、また、高齢者世帯が対象で、9月現在で112名が利用されております。

議員がおっしゃったとおり、二つの事業所に委託して。安否確認や緊急時の通報をしていただいておりますが、課題として、協力員が必ず二人必要であるということと、安否確認がメインのため、協力員以外の通報に時間を要する場合があるということが挙げられます。代表的な二つの高齢者支援サービスも、行政や事業所だけでは町内全域をカバーするのは限界があると考えております。

配食に関しては、配達ボランティアの協力とか、蘇陽、清和地区で協力できる事業所を依頼する。また、町外の配食事業所の協力を得ること等も今考えているところです。

また、見守りに関しては、おととしから見守り安心ネットワークを社協等と協力して、組織し

ております。見守りに関しては、ネットワークのつながりを強化していくことを今後考えております。見守り安心ネットワークについては、町、社協、警察、消防の公的機関のほか、民生委員、金融機関、宅配業、ガス会社等の事業所で組織しており、町内34団体が活動協力団体として、協力していただくことになっております。

10月に登録証の交付式を行いますが、今後は、そういう民間事業所の登録団体が増えていくように呼びかけをしたいと考えております。広い面積の中で集落が点在している本町では、町全体を福祉サービスでカバーするには、行政だけではやはり限界があると考えております。関係機関、事業所、地域の方々の協力がやはり必要になってきますので、そのような認識を深める取組を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** そうですね、本当に私も、常日頃からこの広い山都町、人口が減ったとはいえ、面積は本当に減らないので、ここが一番の問題かなというふうに思っているし、これをどうカバーしていくのかというのが本当に福祉事業の、福祉事業に限りません。本当にこの役場の仕事の最も困難なところにあるのではないかと、本当にこの距離を縮めるというのは物理的にできませんので、どうやって工夫をしていくかということに皆さん、私たちも含めて、知恵を絞っていかなくてはいけないことかなというふうに思っています。

そして、今、見守り安心ネットワークのお話もありましたけれども、このようなもののほかにも、一昨年からですかね。認知症の高齢者を見守るおかえりサポート事業というふうなものも展開をしていらっしゃるしまして、高齢家族の持ち物や洋服にQRコードをプリントしたものを貼り付けて、もしも迷子になったときに、その二次元コードを読んでもらって、家族に知らせが行くというものです。この事業は無料なんです。私も母が認知症を患ったときに、このサービスを知り、母の持ち物にせっせとプリント、本当に布製のシールですので、アイロンで付けたり、あるいは簡単に糸どめしたりとかするようなものでしたけれども、靴とか洋服とか、一つの安心であるかというふうに思っています。

このような無料のサービス、先ほどの食配にしても、キューネットさんたちのああいいう見守り事業にしても、もちろんそんなにたくさんではないですけども、基本的な料金がかかってくるシステムになっていますし、それから、今おっしゃった協力員ですね。やっぱり申し込むときに、緊急時、立山なんて、本当富山から緊急に駆けつけられるわけもなく、そのときには登録されている協力員の方のところにお電話が行って、何とかさんのところに行ってくださいというふうな、多分お知らせがあるんだというふうに思っています。

そういうこのQRコードについては本当に無料なんですけれども、どのくらいの方が使ってもらえるのかなというふうに思ったりしています。

先月の談話室で、これらの事業についてお話をさせていただいたときに、サービスを知らない方がいらっしゃるということもあり、このような取組の一覧表を作っていただけないかというふうな話も出ました。担当課では、常々広報紙や防災無線で放送、いろんなイベントで広報活動さ

れているとは思っているんですが、本当に必要な人に必要な情報が行き届くような手だてがされているのかということをお伺いすると、それから、一覧表というふうなものの考えはどうかかなと、もう既にあるのかなと。それがやはり必要とする人に届いているかということの御確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、ここに両親、あるいは、じいちゃん、ばあちゃんを残して、都市部に流出されている方々がやはり心配だと思うんですね。その方々に、山都町ではこういうサービスがあっているよみたいなことをお知らせするそういう手だてみたいなのが実際にあるのかなのか。そういったところも含めてお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。まず、情報提供のことですけれども、まず、現に福祉サービスを受けられている場合には、御家族の方には必要な情報を提供いたしております。ただ、福祉サービスの情報の提供については、実際にサービスを受けられている場合か、相談があった場合に限られているので、それ以外はホームページに掲載している情報をそれぞれ御確認していただくというような方法になっております。基本的に相談があった時点で、福祉サービスにつながる情報は常に提供いたしておりますので、まずは遠慮なく相談のほうをしていただければと考えております。

次に、サービスを一覧表にして配布することができるのかということですが、福祉サービスにつきましては、非常に幅が広く多岐にわたっております。子育て支援、障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援など、相談があった場合に、それぞれの分野で専門的な機関や専門職が対応いたしております。

多岐にわたったサービスを一覧表にするには膨大な量になりますので、それぞれの分野で必要な支援を行えるよう、広報紙やホームページ、分かりやすいパンフレットを作成し、情報を提供しているところです。

先ほども申し上げましたとおり、福祉に係る相談があった場合には、福祉サービスにつながる情報を常に分かりやすく提供をしているので、まずは遠慮なく御相談いただくということが必要かなと思っております。

また、社協や福祉事業者などの関係機関、そして、民生委員や地域の方々と常に情報共有を図りながら福祉支援を進めていますので、今、議員のおっしゃったような様々な御意見を拝聴しながら、分かりやすい情報提供ができるように、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 本当に一覧にするには難しいものがあるんだろうなというふうに、今のお話を伺って分かったところなんです、つまり、先ほどの見守り安心ネットワーク等々がある中で、高齢者支援係が家庭訪問等々されるということで、私が心配したのは、広報紙とか、あるいは、防災無線をいわゆる実際に必要とされているお年寄りがそれを聞き、見、読んで理解がされるのかなという、ああ、こういうのがあるなということが分かって、役場に御連絡をされる

ということはまれなのではないかなというふうに思ったんですね。

やはりそういう地域の見守りの中で、あそこはこういう困難があるのではないだろうかとか、そういったことの情報の提供をそういったネットワークの中でされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。だから、社協なり、見守りの方々だったり、そういった方々が福祉課、高齢者係などを中心にして、家庭の困難なんかを察知した場合には、前、重層的とか、あるいは、アウトリーチという言葉が昨年随分聞かせていただきましたけれども、そういうふうなことで、こういう先ほどの立山科学みたいな、富山にあるような会社に120人も申し込んでいらっしゃるというのは、私はちょっと驚きだったんですけども、やっぱりそういった情報がいつて、こういうのを使ったらどうというふうな提供が逆にアウトリーチされている。そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。議員がおっしゃったとおり、基本的に地域からの情報を受けて、アウトリーチ、訪問をして、いろんな福祉サービスにつないでいくというふうな体制を整えております。

特に民生委員さんからの情報というのは非常に多くて、そこから高齢者であれば包括支援センターのほうに、それから、ほかの子育て、障害に関しては福祉系のほうに情報が入りまして、それから、各保健師なり、支所の保健師等が訪問して、サービスにつなげるというふうな体制を整えているところです。

そのような形、体制を取って、また、見守り安心ネットワークのいろんな情報も集めながら、いろんな必要とされている方の支援につなげていくというふうな体制を取っています。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** このような情報が今日のような防災無線で今日も流れますけれども、今日もどうか、このような一般質問の内容が流れていく中で、本当に皆さんの御理解というか、情報が増えていったらいいかなというふうに思って、今日は質問をさせていただいたところです。

今後も、福祉課においては本当大変なことだとは思いますが、よりネットワークを強化していきながら、困った方が1人でも減るように、支えていただきたいというふうに思っています。

では、次の質問に参ります。

最後は観光についての御質問ですけれども、夏休みの間は、特にお盆の時期、たくさんの観光客で、ついこの間の八朔もそうでした。お天気もよかったので、かなりの人出があったように思っています。2月に開通した山都通潤橋インターの効果は絶大だったのではないかなというふうに思っています。出入口付近の渋滞はいかがだったのでしょうか。交差点があり、商業施設があり、事故が起こらないのが不思議なくらいだなというふうに思っていますが、町の人には勝手知ったる道でも、観光客にとっては道案内が複雑で分かりにくいのではないかなというふうに思っています。聞けば、通潤橋への正規観光ルートの案内は、インター出口から右折、警察の先の信号をまた右折、次に、445にかかっています信号を左折、そして下馬尾のほうから通潤橋に入る

というふうなことが案内されているそうなんです。

大型の観光バスの安全性を考えれば仕方がないことかもしれませんが、一般の自家用車で来られる方にとっては大変まどろっこしい通路になっているのではないかというふうに思っています。インターの出口に通潤橋はこちらというふうな右折を促すサインが設置できないのかなというふうに思っているんですが、この件についていかがお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。道路標識につきましては、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通の2月11日までに、国県道及び町道含めて、商工観光課、熊本県、上益城振興局土木部、山都警察署と協議を行い、標識整備を行っているところです。

まず、九央道内の山都通潤橋インターチェンジの交差点の手前に、町内3か所の道の駅の案内、また、通潤橋の案内、山都町運動公園の案内標識を設置しています。議員お尋ねの通潤橋までの道順ですけれども、カーナビを設置されているドライバーの方は最短ルートで案内がなされると思いますが、議員おっしゃいましたとおり、大型バスを含めた重量制限等のないルートで案内標識を設置しております。通潤橋の案内表示と共に、山都町運動公園まで誘導できるよう案内標識を設置しております。

また、御船町方面からの国道445号、美里町方面、宮崎方面からの国道218号についても、標識整備を行っているところです。

通潤橋からの帰り道につきましても、山都通潤橋インターチェンジ、それぞれの道の駅案内標識を設置しているところです。

町として案内標識を設置しておりますが、分かりにくいと意見が多数寄せられれば改善していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 今、課長がおっしゃったように、皆さん最近ではカーナビであったりとか、スマホの道案内アプリを使われているので、必要ないのかもしれないとは思いつつも、やはり日常的に、昔から、はっきり言えば、昔から大変道案内の標識があまり満足とは言えない状況があるというふうに思っています。

私は二十数年前にここに引っ越してきたわけなんですけど、本当に浜町の中が複雑で分かりませんでした。銀行がどの通りにあるのか、通潤橋はどこに曲がって行くんだったか、この大きなカーブはどこにつながっているんだったか。何かもう本当、度々行くたびに間違ったりなんかしていたことを思い出しますけれども、特に通潤橋に行く道については、非常に何本も入る道があると言えば、逆にいいのかもしれないけれども、でもどの道もやっぱり狭くて分かりにくい。クランクがあったりとか、非常にそこに現物が見えるわけではないので、非常に分かりにくいなというふうに思っていますので、何か要望があれば変えることもできるというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱり使う人の身になって、検討されたときには、今おっしゃったような各種団体が検討はされたんでしょうけれども、本当に果たして私たちがよその町に行ったときに、これ

で本当にその観光名所にたどり着けるかというふうなことも思うところです。観光客の目線になって考えていただきたいというふうに思っています。

また、似たような問題ですが、次は道の駅の役割について伺ってまいります。

道の駅は指定管理施設なので、指定管理者と協議をしなくては答えが出ないというふうなものが多いというふうに思っていますが、道の駅の役割という点で、2と3をまとめて質問をさせていただきます。

インターの開通当時は、インター出口の信号から真つすぐ道の駅に入って、その名前からすぐそこに通潤橋があるんだろう、見えるんだろうと思われた方も少なくないというふうに聞いています。今、物産館の入り口、先ほどの道順の件ですが、入り口及びレジのあたりには、A4サイズの紙に通潤橋までの道案内が提示をされているように見受けられます。もっと大きいものにしてほしいなと思うところなんです、私はいっそのこと、物産館の壁面に大きな地図を表示してもいいくらいではないかなというふうに思っているんです。

そして、道の駅が観光案内所としての機能を十分に果たしていないというふうに思っています。物産館の売上げは順調だというふうに、ちょっと人伝えには聞いているんですけども、レストランの入り口付近に大きなテーブルがあって、その上に町内の観光パンフレットやイベントのチラシ等が置いてあります。ただ、物産館で買物されるだけの方は、それには到達されない。レストランの営業が終わる5時過ぎにはシャッターが下りるので、その後は町の情報をお見せることができないという事情となっています。もちろんトイレは24時間開いているのですが、トイレとレストランの間にシャッターが下りますので、トイレには町の観光情報がないような状況です。

もう本当、何かこう、私も5時過ぎにあそこで人と待ち合わせたことが数回ありますけれども、トイレはもちろん開いているという認識の下、次々に入って来られるんですが、何らそこに情報がないというのは非常に残念感があるところなんです。これは町の本当に最初の入り口にある。うちの町には三つの道の駅がございますけれども、本当に町の顔としての道の駅の在り方としていかがなものかというふうに思っているんですが、町ではどういうふうにお考えなのか。指定業者とこれを協議していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。議員御指摘のとおり、24時間、多くの来客者が見込める道の駅での観光PRの重要性は認識しているものの、受け身での観光案内にとどまっている現状と共に、営業時間の関係で、接客に伴う対応が限られていることも事実であります。この件については承知しております。

そこで、御質問の利用者目線での道の駅の情報発信拠点としての在り方についてですが、まず一つ目に、御指摘がありましたように、敷地内に観光案内看板の設置について準備を進めているところです。道の駅でございますので、ドライブマップ的なデザインとした看板を想定しているというところでございます。

二つ目に、本年度、DX事業を実施いたします。デジタルマップ活用事業、観光施設多言語整備受入れ事業、Wi-Fiセンサー設置によるデータ取得事業のこの三つでございます。その中

の観光施設多言語整備受入れ事業におきまして、道の駅通潤橋、清和文楽邑、そよ風パークなどに二次元コード記載の看板と、Wi-Fiアクセスポイントを設置いたす予定でございます。閉館時等に対応できるよう、施設外観、館外に設置をしたいというふうに考えているところでございます。

本事業による効果としまして、現地にお越しになった観光客が二次元コードを読み取ることによりまして、ウェブ上でその施設の紹介を多言語で閲覧することができるものです。併せて、道の駅等の物産施設のPR動画を多言語で制作し、動画のURLを盛り込むことで、観光PRの充実を図りたいというふうに考えております。

将来的には、この事業を起点としまして、イベントや主要観光施設等の紹介動画を組入れていきたいというふうに考えているところでございます。

今後も、道の駅通潤橋での接客等によるタイムリーな観光情報の提供ももちろんですが、観光DX事業により、来町いただいた皆様が、いつでも、どの時間帯でも容易に観光情報を収集できる環境へと情報提供の在り方をできるだけだけ広げていきたいというふうに考えているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 様々、DX化というところを進めていらっしゃるということについては、今日初耳、本当は予算に出たかもしれない。ごめんなさい。いいことかなというふうに…。やっぱり高齢者ドライバーも多いですけども、今、私たちの世代ではほとんどがスマホを持って歩きますので、今のような紙資料とか、本当に更新しなくてはいけないような看板事業というふうなものよりも、本当はこういうふうなものを進めていくほうが先々有効なのではないかなというふうには思っております。

それが出来上がるまでの補う事業として、今のようなその看板設置とか、分かりやすい、やっぱり通潤橋及び他の観光施設への道案内、そういったものができるようになるといいなというふうに思っていますし、ただ、せっかく今置いてあるレストランアーチに行く入り口右側の観光チラシ置き台でございますけれども、あれが本当にレストランが5時頃に営業終了しますけれども、そのときに、もう自動ドアは開かなくなるんですね。あれは一体どうしたものかなと思って…。まだ物産館は6時までやっているの、せめてアーチはもちろん、先ほどおっしゃったように、人を雇ってやらなくてはいけないので、その人件費等々があって、5時で閉められても致し方ないと思いますが、その後、あそこのスペースを、例えばあそこから真っすぐ入っていきますと、子どもを遊ばせられる共有スペースみたいのがございますよね。あそこすら使えなくなってしまうんですね、5時過ぎには。

だから、レストラン部分だけをシャッターしていただいて、カーテンなり何なりしていただいて、あの部分はせめて物産館が開いている時間は使えるように協議をしていただきたいなというふうに、これはちょっとお願いを、今日の通告に入っていないので、お願いを申し上げたいというふうに思います。このことについては本当前向きに進めていただいているというところで、

今後もその動向を逐次お知らせいただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、三つの道の駅のこと、情報発信のことも言いましたが、今、通告書に書いてはいるところなんです、今課長のほうから、その3館、足を揃えたところでDX化、そういったものも考えているということですので、その部分は御答弁は結構です。ありがとうございました。

最後に、通潤橋じゃなくて、駐車場の件についてお伺いをしていきます。

本当に先ほど申し上げましたが、夏の間には賑わった通潤橋です。駐車場不足を補うために、役場の駐車場を開放してありました。これは夏の間に限らず、土日には無料駐車場という看板を大きく立てて、案内をしているわけなんですけれども、そこで、通潤橋が満車の場合には役場に戻される。戻るわけですよ。あそこの役場の横を通り過ぎて、やれやれ通潤橋に着いたと思ったけど、駐車場戻ってくださいということで、役場のほうを案内されるという方も多かったように聞いております。

町長は以前、ある会で、何も近くに駐車場を整備し、近くに止めることが得策ではないと必ずしも。町なかを歩いていただけるような政策も考えたいというふうにおっしゃっていましたが、町の中に駐車場を確保できるスペースがあるのでしょうか。造り物を見学しながら、足を休め、立ち寄りところがあるのでしょうか。果たして、この暑さの中、とても今年は本当酷暑と言われる夏でしたので、観光客に坂道を歩かせてまで得た効果があるのでしょうか。

これから秋の本格的観光シーズンが始まります。旧中央体育館の解体も始まりますけれども、当面の駐車場不足に対してのお考えを伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。まず、議員御指摘いただきましたとおり、ゴールデンウィークやお盆の期間など、いわゆる観光シーズンにおいて、駐車場に入り切れないほどの観光客の方々がお越しいただいているところは、十分に承知しているところでございます。

また、現在、御承知のとおり、通潤橋ミエルテラス周辺の駐車場につきましては、中央体育館解体工事等の影響もありまして、例年より駐車台数が限られている状況が続いております。また、来年度に向けても、通潤橋周辺整備事業の関係で、このような同じような状況が続くことが想定されます。

そこで、駐車場の確保に当たりましては、臨時駐車場としまして、役場駐車場を活用し、また、総合体育館パスレルにも御協力をいただくなど、対策を現時点では講じているところでございます。

また、混雑、渋滞が想定される期間につきましては、警備員を配置するなどして、車での往来での確保や、限りある駐車台数の効率的な利用を促しているところでございます。

今後の方向性として、町が行う駐車場の対策の中で検討を行いましたが、駐車台数の最大値を考慮して整備していくということは、現実的にはなかなか難しいのではないかとというふうに考えております。

また、一方で、通潤橋にお越しいただいても、それで終わってしまっているという声も聞こえ

てくるところでございます。行政が全てを揃えるといいますか、駐車場確保の1点に絞った視点ではなかなか難しいというふうな考えもあり、小規模であっても、町なかの民間スペースを活用しまして、中心市街地を含めて、商店街への回遊、滞在時間の延長などに取り組む必要があるのではというふうに思うところでございます。

八朔がございまして、その中で私も町内を回ってみましたけども、空きスペースはある。もちろん、その所在が誰なのかというのは私も承知しておりませんので、まず、そこから始まるのも一つかなというふうに思っておるところです。

その八朔祭の大造り物、1例を挙げますと、その大造り物を鑑賞されまして、通潤橋までの回遊を促すといったことにつながるものということで、今発言させていただきました。

今後も、駐車場対策も含めまして、通潤橋周辺の地域の経済効果を最大限に発揮できますように、民間事業者からも知恵をお借りいたしまして、かつ、関係機関とも協議をしながら、取り組める内容を探っていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、ちょっと別事業でございますが、企画政策課において、まちなか回遊サービスの導入というものが検討されているところでございます。本事業につきましては、観光客に対しまして、道の駅通潤橋から国宝通潤橋までの移動手段の整備を行うということでございます。道の駅通潤橋、国宝通潤橋、浜町商店街など、駐車場の確保とともに、回遊性の向上というところで、町内経済の波及効果を持たせる施策としまして、実施に向けて一緒に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** まちなか回遊サービスというのは、本当に昔から言われて、造り物小屋を造るとき、前の前の町長が造り物小屋に踏み切られたわけなんですけれども、そのとき本当に歩くと約2キロあるんですよ、あれを全部こう見て回ろうと。それを本当にハイヒールを履いた観光客の方がちゃんと歩けるかという心配もあります。何か、通潤橋じゃなくて、通潤山荘、何でしたっけ、なんか乗り物がありますよね。ああいうベトナムの乗り物みたいな、ああいうのとか、人力車とかですね。何か本当に今、隙間はあるっておっしゃったけども、やっぱり車を止めて、造り物を見学するってなったら、それこそ通行の邪魔になってしまうので、やっぱり歩かないというふうに思うんですよ。歩くとなると、やはり高齢者だったり、そういうふうにちょっとおしゃれをしてきた女性の方とかには、結構辛いものがあるんじゃないかなというふうに思っているし、本当に当初からのまちなか回遊というものの中に、やはり各民間との協議というのが本当に欠かせないものだというふうに思っていますけれども、ただそのハード的に、空き地を利用しての駐車場にするとか、そういうことではないですよ。

やっぱり先ほど私が言ったように、やっぱり造り物を回る中に、ちょっとお茶処がある、ちょっと寄って、ここで土産を見てみようか。そういったことが大切になってくる町の魅力じゃないかなというふうに思っているんで、そこら辺もしっかりと進めていただきたいと。

残り時間がちょっと少ないんですけども、今日のこのまちづくりについて、町長からも一言

伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** ただいま通潤橋周辺の駐車場についての御意見をいただいたところでございます。

商工観光課長が申しあげましたとおり、町が行う通潤橋周辺整備につきましては、できる限り駐車場の確保をしていきたいと思っておりますけれども、なかなかそれだけでは足りない状況になる。また、なっただきたいというふうに思っておりますので、この辺につきましては、以前から私も申しあげているとおり、この地域住民の皆様、商店街の方、また、関係機関と一緒にしながら、周回、回遊、また、いろんな先ほど言いました回遊サービス公共交通の乗り物を利用するとか、そういったことを組合せながら、まちづくりができていけばいいなというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** また、まちなか回遊については、一言アイデアを。やっぱりガイドの養成が大変必要だと思っております。やっぱりガイドがついて歩く歩かないで、随分その雰囲気が変わります、町の魅力が変わります。

先日の八朔を見学に来られた私の知り合いが、山都町の祭りはすごいですね、元気がありますねって、さすが山の都ですねっていうふうに褒めていただいたんですよ。何かくすぐったいような気持ちでした。

消滅可能自治体などというふうに言われながら、意気消沈気味だったところに、こちらが元気をいただいたところなんですけど、今後も知恵を出し合いながら、この町がより元気のあるってみんなからね。本当に大賑わいでしたので、そういうふうに見えたのは非常によかったかなというふうに思っています。

また八朔行きたいなと、また、通潤橋見に行きたいなと思っていただけるようなまちづくりに力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひし、今日の質問を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

これで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤です。一般質問を行います。先ほど、10番議員も言われましたけれども、山都町の3大祭りですね。火伏地蔵祭、それに八朔、今度は14日に文楽の里まつりが実施されます。これが終わると、大体秋めいてくるのかな。今年はまだ酷暑みたいな感じで、

非常に農家の皆さんも、仕事が大変だったろうと思います。私も朝6時から起きて、8時まで仕事したら、もうよことりました。そんなに暑い、今年の夏でございました。

特に私が感心したのは、八朔祭で造り物を造られますよね。この造り物、創造力と企画力と、どうしたらああいうものができるのかなど。これはやっぱすごいなと。私がやろうとしても、10年はかかるなというふうな造り物ができています。本当にびっくりします。

そういう中で、私、テレビを見てたんですよ。8月25日に、我が町国宝であるアーチ橋の通潤橋では、12年前から除草作業を行っているわけですよ、町のほうで。ところが、その雑草の除去をやっているんですけども、このたび岩壁を手足で上るスポーツクライミングのチームが、除草やっていますよね、命綱付けて、ヘルメットをかぶってやっている様子がNHKだったろうと思うんですけど、その放送がありまして、たまたまこう見てたんですよ。そしたら、若い男の子が我が町のように、いやもう本当に一生懸命やっているなと思って感動しました。これは、今度は会長の西本さんでしたかね。国宝になって、またまたこの気合が入ってきたというような話をされました。

私、通潤橋というのが、町民だけじゃなく、県民、また、県外の方、多くの人から愛されているんだなというふうにも実感しまして、本当に感謝をした次第でございます。本当に家族で見て、すげえー、おいついていう話をしましてですね。そういう皆さんの力があるからこそ、この通潤橋が長く、末永く皆さんから愛される。そして、私たちもそれをテレビを見て、私もテレビを見て、これはもっと気合入れないかなというふうにも、自分の通潤橋を愛する気持ちを高めないかなというふうにも感じた次第です。

本当に山都町というのは、八朔の造り物にしろ、通潤橋にしろ、国宝になった通潤橋にしろ、二瀬本の地蔵祭にしろ、二瀬本じゃない、馬見原の地蔵祭にしろ、清和文楽の里まつりにしろ、私たちが誇れる町だろうと思いますし、また、山都町の蘇陽地区では神楽もあります。神楽においても、非常に県内外からお客さんが訪れてくれます。これは全部町が支えている。そして、町民がみんな支えているからこそ、町がいい方向にいい方向へ進んでいくんじゃないかと思うし、この気持ちは多分、クライミングチームの方もユーチューブを見られたら、議会議員全部がそう思っているということを伝えたくて、そんなみんな感謝していますということを伝えたいなと、この席を借りて、ぜひ皆さん方も知っている方がクライミングチームにおられるならば、見てくれ、議員もみんな一生懸命、皆さんに感謝していますということを伝えてあげたいと思います。

今回、一般質問においては、私、厚生常任委員をしていますので、福祉のこととか、ごみのこととか、福祉に関することはあんまり言うたら、課長とも毎日勉強していますので、あんまり言わんがいいかなと思いますし、農林と建設、それに総務のほうは、委員も私、議員、2期と3年してまして、十何年していますよ。もう全部厚生常任員でしたので、厚生常任委員のことを聞くと、課長から、もういつも言いよるといわれそうなので、今回は農林のほうに重点を置いて、農林と建設に重点を置いて質問しようかなと思いました。多分、内容が薄いか濃いか分かりませんが、30分程度で終わりたいと思っておりますので、適正な回答をよろしくお願ひしたいと思います。今、ある議員からも30分で終わんなっせよと言われましたけど、終わらんかも

しれんですが、よろしくをお願いします。

質問席のほうから質問させていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** まず、今回は農地と道路の維持管理、町道等の維持管理、これについて、また、あと耕作放棄地等々についてお尋ねしたいと思います。

耕作放棄地が非常にもう、蘇陽地区でも、どこ地区でも増加傾向にあつて、この耕作放棄地につきましては、私も高森とか、そういうところから作らせてくれという話があるわけですよ。それで紹介は大分しております。蘇陽地区の中でも竹原地区においては、高森の方々、あるいは、高森の色見のほうからとかですね。いろんな方が来て、もうほとんど作られる人はいませんで、もうお願いするしかないんですよ。ほかのところから来て作っておられます。

そういう中で、耕作放棄地は増加傾向にあるが、今後の耕作放棄地の現状と対策ですね。どのように考えて、どのように進めていこうとしていらっしゃるのか、課長にお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。耕作放棄地の状況ですけども、農林業センサスの統計値によりますと、2010年が545ヘクタール、2015年が650ヘクタールとなっております。2020年の農林業センサスから、耕作放棄地面積の調査項目が廃止されましたので、農業委員会で把握しております荒廃農地のデータで申しますと、2020年が393ヘクタール、直近データの2023年が563ヘクタールとなっております。耕作放棄地イコール荒廃農地ではございませんけれども、急激に増加しているという状況でございます。

耕作放棄地の対策としましては、町独自の支援策はございません。熊本県の事業で耕作放棄地有効利用促進事業がございまして、農地を再生した場合に、反当たり定額の3万円、同年度内に栽培を開始すれば、営農定着として反当たり定額の1万円が加算される制度でございます。令和5年度に本町で1件の実績がございしますが、条件としまして、農地中間管理機構を介して権利設定をした農地が対象となっております。

今後、さらに農地の担い手が減少することが予想される中で、利用可能な農地については、農地中間管理機構が実施します機構集積協力金事業を活用しながら、担い手への集積を熊本県農業公社と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、人と農地の問題を解決するために、平成26年度から本町でも取り組んでまいりました、人・農地プランが法定化され、地域計画へと名称が変更されております。今後10年間の農地利用の目指すべき姿、地域農業の将来の在り方について、各集落において話し合いを実施していただいているところでございます。

地域で守り続けてきた農地を確実に次の世代へ引き継ぐために、地域計画の策定を本年度中に完了させ、耕作放棄地の増加を少しでも抑制できればと考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 耕作放棄地というのが、私も高森とか、近隣の人に貸してくれという話いっぱいあるんですよ。紹介もしたわけなんですよ。ただ紹介した中で、やっぱりここはもう作らんとか、農道が悪いとかいう条件があって、作られんとか、ただでんいいけん作ってくれて言っても、作られないわけです。そもそも農道の整備ができてない、そういう理由がありますしですね。

これらの農地の借手、借手をどのようにしてするかというのが、これ私、貸すときに、金もらうじゃなくて、金やってでも、もう作ってくれて、私は自分で農地は管理していますけども、ただで貸しているんですよ。作ってくれと。そうしないと、やっぱり農地の管理はできんし、自分でやれば、金ばかりかかるとですよ。鋤で鋤かきゃん、黒草切らにゃん、何だかんだ、金がかかるので、できたら、ただで作ってくれというふうにして貸しています。

今後、この農地の管理ということになってくれば、また、逆に金やってでも作ってもらおうような方法を考えないかんとじゃないかなというふうに思いますし、そうすると、有害鳥獣駆除対策もやっぱりきちんと補助を出して、町外の人が作っても、町内で貸した人にでも補助金をやるような制度はできないのかなと。今度、竹原だけで約4ヘクタール、5ヘクタール、6ヘクタールを紹介したんですよ。それは高森の人に紹介したわけです。作ってくれと。そしたら、いやここは作らん、ここは作らんという、作らんとところがやっぱり2ヘクタールか3ヘクタール。作ろうというところは、反当5,000円。もう昔から荒れとったところは反当5,000円、荒れとらんところは反当1万円で作ってもらうようにしました。断られた畑が2町ぐらい。それは何かというと、道が狭い。山が横まであって、イノシシが出る、害虫駆除対策できん。そこ辺のところは今後の対策として、何とか荒れ地を防ぐためにも、そういう制度的に何とかうまく有害鳥獣対策とか、あるいは、私は自分から金もらわんで、金を町からやってでも作ってくれと言いたいんですよ。

今すぐどうのこうのということじゃなくて、その方向性について、町がどのような考え方を持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えいたします。農地の借手を確保するというのは非常に重要なことかと考えているところでございます。

農道の新設、改良等、圃場の整備等については、町の農林振興事業で対応可能と考えておるところです。町外在住者でありましても、山都町の農地を活用される場合は交付の対象となりますけれども、2人以上での申請が必要となってまいります。その他、採択基準もありますので、御相談をいただければと思います。

また、鳥獣害対策につきましても、町外在住者でありましても、農地台帳に登録されていることが確認できれば、助成の対象としておるところでございます。電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ、わな等の購入に対して助成をしており、こちらのほうはお一人での申請も可能となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） あとは、これちょっと町道のほうに入りたいと思いますけども、町道、農道、林道。今、私たちも、農道は農地水等でやっていますし、町道は地元でやって、管理しているところでもあります。ただ高齢になって、町道の管理が、切っても、下30センチぐらい切って、もう1日かかってやっているわけですけども、町道の管理も、農道の管理も一緒ですけど、モアの使用ができないかなと考えているわけです。

まずは町道のほうからお聞きしますけれども、下のほうはちょっと刈って、上のほうは生い茂っているような、町道、農道も同じ、林道も同じですけども、林道、農道のことは後でということで、町道の管理について、草刈り機のモアの使用ができないのかなと思うし、モアを使う場合も、毎年じゃないわけですよ。5年に1遍ぐらい切ればきれいになると思いますので、そこ辺の使用の状況、使用は補助対象になるのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課のほうから、町道の現状と管理方法について、まずお答えします。

まず、町道につきましては、1、2級、その他の町道を含め1,052路線、943キロを町道として認定しております。管理方法としましては、直営作業として、道路管理人、会計年度任用職員を矢部地区2名、清和地区1名、蘇陽地区1名を任用して、清和、蘇陽地区は合同で作業を行っている状況です。

内容としましては、道路パトロール、住民からの通報を受けての簡易な補修作業を行っている状況です。

町道としまして、令和4年度から維持管理基金を利用して、矢部地区を2地区に分割、清和地区、蘇陽地区を含め、土木建設業者4社に維持管理業務の委託を行っているところです。

内容は、建設課の指示によりまして、建設重機を伴う崩土除去、支障木伐採、側溝清掃等を委託しているところです。

先日の台風10号の倒木除去、崩土除去については急を要するため、最寄りの建設会社をお願いしたところです。

道路維持に係る予算としましては、令和5年度決算において、道路維持費1億7,300万円ほど、令和6年度、現予算で1億700万円ほどの予算で維持管理を行っております。このうち委託料で、町道の草刈り委託を実施しております。これは主に1、2級の町道を主にスクールバス路線と幹線道路の草刈り委託で、年に1回、山都町を6校区に分割し、38路線、119キロ、町道の約12%を実施しています。8月中に完了しております。残りの草刈りについては、地元をお願いしている状況です。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 町で管理する町道と、地元で切らなきゃいけない町道があるわけですね。その差がどこなのかなというふう感じていたわけですけども、道の横を切るときに、この前、ある部落で切って、モアを使ったということがあったわけですけども、それは調べたら

補助金があったよとかいう話をしたんです。そしたら、モアに補助金があるというのをほとんどの人が知らない。何でかなと思ったけど、私も知りませんでした。確認したら、モアで切るという事は、1回切れば、5年間ぐらいもう切らんでいいわけです。今、部落は年寄りが多いので、下ば30センチか40センチちょろちょろと切って、もう草刈り終わった、酒飲みするかとかいうような話になったり、年寄りの人たちも一緒に、部落作業だけん出られないかん、町道だけん出られないかん、耳が悪い人もおらすわけです。危なくて、やっぱ後ろから刈払い機で切っていても、聞こえらっさんけん、危ないわけですよ。それと、大きい木は切って倒さないかんし、切ったらはねるし、いろんな悪条件がありますので、できたら、モアの補助があるということを私も今回初めて知りました。

そういうことがあるのならば、町道の管理するにしても、モアを1日刈れば、たいぎゃ切るけん、余った時間は農道でん切っとけというふうな話になっても構わんとじゃないかなと思いますけれども、ここの席であまり言わんがいいかもしれんけど、そういう補助金があるのを全町民に分かるように、今度はモアの使用について、幾らかかるのか。私が調べたところによると、モアは1日30で、3万5,000円ぐらい。運搬賃がそれにかかる。オペレーターもおらんところは使えんというふうになりますので、その辺の規制、規定等があれば、モアの使用について教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。建設課において、集落内での町道の除草や路面清掃、側溝清掃、または通行の支障となる高枝などの伐採除去作業に際し、バックホウ及び総着部品のハンマーモアや、高所作業車等の借り上げ料を機械のリース会社に直接支払いを行っております。

これは集落内での作業高年齢化に伴い、作業の省力化を目的として、地元要望を踏まえ、令和3年度より実施しております。道路管理者である町以外の施行となるため、区長、組長に代表になっていただき、町に対し道路工事施工承認申請書、リース代金の見積書と関係書類を添えて申請していただき、完了後には写真等の提出をいただいている状況です。また、燃料費、作業される方の保険料、機械リースに含まれる保証料以外の修繕費、消耗品費については、地元負担でお願いしているところです。令和5年度の実績では、除草作業、高枝等の伐採作業に20件、183万4,000円、平均金額で9万1,700円を支出しました。

令和6年度については、8月末現在で、伐採作業に伴うリース実施済みが12件、施工承認申請書提出済みで、今後の作業予定が14件、計26件、236万9,000円となり、今後も需要が増えていく見込みです。

建設課においては、今回の9月補正にも計上しておりますが、住民の要望にお応えできるよう、予算確保に努めてまいります。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 私も、建設常任委員じゃないので分からなかったのか知りませんが、いずれにしても、そういうのを知らない自治体がたくさんあるんですよ。モアを使うた

というのは、草刈り、使った、30万円払ったという実績は今年も聞いております。私も地元で話したわけですよ。モア何か借られるらしいねって。知っとったやって言ったら、いやそれは知らん。知らん人が多いって、その周知徹底を、やっぱりどういうふうにして周知するのかということは、今後の課題ですよ、これ。ぜひこれは利用規定も決めないかんと思うんです。1年モア使ったら、もう3年後か、5年後とか、毎年同じところを切るのに、毎年モアは要らんだろうし、そこら辺の利用の仕方。補助はおおむねリース、モア代とかは全額出すわけでしょう。あと保険料とか、燃料代とかそういうのを地元で負担するだけなら、それはね、今の年寄り、私たちの部落でも草刈り行きますよって言ったら、朝8時に集まって、草切り、1日にしますよ。下は30センチか、50センチ切って終わった。上のほうはもう草が……。このまま放置しとったら、トンネルになっていきます。

そういう状況の中で、町道の維持管理について、モアを使っていいという話があるのならば、もっと広報誌とか、区長会でもいいですし、自治振興区の中でもいいですし、何か周知徹底するようなやり方をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大体、今までの実績の中で、30使った場合とか、40使った場合があると思うんですけど、大体単価的には、今総額を言われましたけれども、1日借りた場合は幾らぐらいになるか。私も調べましたら、3万5,000円と運搬賃まで4万とか5万とか言っていましたけど、運搬賃までそれくらいで出来るものかなと思いますし、そこら辺のデータがあれば教えていただきたいと思ひます。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** まず、平均の実績ですけども、先ほど、一応1件当たり9万1,700円ということで答弁しております。集落をまたぎで、1日目の集落、2日目の集落と行けば、運搬費がその分できますので、5万円があれば、2日、3日借りられて15万円、平均すればトータルで9万1,700円となります。

バックホウを使われるということで、これはオペレーターが必要になってきます。誰でもできるものではございません。周知しまして、その辺の事故等につきましては、地元のほうで保険料をお願ひしておりますし、誰でも使えるもんじゃないものですから、要望があったところについて、建設課については対応しているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 運転手の話なんです。高齢者ばかりの地域は運転手もいないんで、モア借りたっちゃ、誰が運転するとやっていう話になるかと思ひます。

そこで、清和資源とまちづくりやべもありますし、そういうところの中でできんとかかと、オペレーターの養成できんとかかと。そこら辺の、後でこれは質問するわけですので、今はお答えは要らないけど、そこ辺のところの周知をして、そのオペレーターの分までを補助してやるような対策をしてもらえばいいのかなと思ひますし、そこ辺のところも今後検討していつてもらいたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

それと次は、農道と林道ですね。この農道と林道の管理に関しては、町で管理したり、私たち

も、竹原地区に林道はありますし、農道は中山間、あるいは農地・水等々で整備をしているところ。この農道、林道等に関する、町で管理している林道があったり、地元で切らにゃん林道があったり、最近になって、私たちの林道は町が管理してくれるようになりましたけど、どこを境にして、町が管理したり、地元で管理させたりするのか。そこ辺の境をちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。町管理の農道林道につきましてですけれども、まず最初に、町管理の農道につきましてですが、蘇陽地区に5路線ありまして、総延長が6,808メートルとなっております。

町管理農道の認定基準ですが、土地改良法に基づく土地改良事業により造成された農道で、道路法で認定された道路以外のものとなっております。この道路の管理方法ですが、基本的には受益者による管理としていただいております。災害等が発生した際には、負担金を徴収しないこととしていただいております。

また、町管理の林道につきましては、町内に31路線ありまして、総延長が10万6,106.36メートルとなっております。町管理林道の認定基準ですが、地域森林計画に開設すべき林道として掲載されている路線で、国県の事業を活用し、規格構造が林道規程に適合している路線を町管理林道としております。

この町管理林道の管理方法ですが、31路線中15路線が主要林道となっておりますので、毎年草払い業務を地元住民や建設業協会へ委託をしているところ。そのほかの路線につきましては、受益者による管理としておるところ。また、災害が発生した際には、災害復旧工事や崩土除去等を実施すると共に、林道改良事業等を活用し、舗装工事や施設の補修を実施し、通行の支障とならないように努めているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 林道規定とかがある場合も、町、国の補助ば受けたという……。実際、竹原地区の林道も、2年前までは地元で管理していたんです。実際、林業構造改善事業で造った林道だったんですけど、その後災害が起きて、災害復旧工事でやった後、私たちも地元で計画しながら、林道の管理をしていたんです。1件から1万円ぐらいもらって、今、残金が10万円ほどあるんですけど、そしたら、最近になって、去年災害が起きた時点から、町で管理するようになったが、この基準がどこからどうなったのかなというのが分からなかったんで、ちょっとそれをお尋ねしたわけですけれども。

また、農道に関して、農地・水とか、中山間等で使う場合、モアの使用とか、そういうのはできないものかなと思ひまして、そちらも、もう切らんがええばいとか、もう年寄りばかりだけん、もうええが、ほったらかしとけとかいうところもあるわけですよ。そういうところを何とかうまくやるような手だてはないものかなと思ひまして、やっぱりこれを地元で農地・水とか、中山間、地元でするといっても、もう本当年寄りが多くなって、なかなか地元管理が厳しくなってきたん

で、これはやっぱり、何かちょっとした機械を使おうとがよがにゃあかねっていう話があって、ほったらかしとったらええがとかいう話もあるわけですよ。そこ辺のところ、何か将来に向けて対策ありますか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。地元管理の農道、林道につきましては、基本的には受益者での管理となっております。

農道におきましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度におきまして、農道の保全管理の活動に活用できますので、この制度を利用し、モア等を活用していただきたいと思えます。

林道につきましては、山都町の森林面積の割合が7割を超える現状にありまして、縦横無尽に町内を走っております地域の林道につきましては、モア等の機器の使用に関して、助成すべきかどうかは慎重な検討が必要かなと考えておるところです。

これまでも具体的な要望等はいただいておりませんので、今後の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 農林業を営む中で、私たちの町は農林業を中心とした町ですので、非常にやっぱり対策とか方向性を見いだすのは非常に難しいと思うし、予算もかかるとは思いますが、住んでいる人も高齢になりまして、なかなか思うように管理ができてない。先ほど言いました耕作放棄地にしても、私も先ほども言いましたけれども、高森から作ってくれと頼んだわけです。作ってくれて頼んだら、ここここは作るばってん、ここは作らん。何でですかって言ったら、もう大型機械が入らん、農道、道が狭い。隣に山があるけん、イノシシが出るけん、作らんとか。そういう町外の方々が作られるときも、あらゆる補助的なものも、私はただで貸しているんですけど、貸す側にすれば、作ってもろうたほうがいいわけです。自分とこで管理すれば5万円ぐらいかかります。1ヘクタールも畑鋤いて、横、黒草切ったりしよけば、貸せば、もう全部してやらすとです。貸す側に補助金やるよりも、借る側に何かサポートしてやったほうがいいのかなど。

そういう制度をもっと簡略化して、事業できるような制度ができたらいんじゃないかなというふうに思って、これは返答は結構ですので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと。

それとあと1点は、収入保険ですけど、これ多分、共済組合のほうからも役場のほうに話があるかと思えます。青色申告に対する収入保険の制度があるわけですね。高森町とか南阿蘇のほうは5割補助とか3分の1補助やっているんですけど、青色申告を推進するためにも、この掛金の補助はできないものかなと思えますので、役場のほうにも多分、共済組合のほうから話があつとると思えますので、どのように検討されているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** まず、収入保険とはということからお答えさせていただきたいと思えます。

収入保険とは全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く保障する制度でございます。具体的には、自然災害や鳥獣被害などで収量が下がった場合や、災害で作付け不能になった場合、病気やけがで収穫できなかった場合、または取引先が倒産した場合や、盗難や運搬中の事故に遭った場合などに収入が保障される制度でございます。

加入できる方は青色申告を行っている方で、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填をされる制度です。保険料につきましては、50%の国庫補助が実施されておまして、熊本県においても、新規加入者に限り3分の1の補助が行われております。

県内自治体の保険料への助成については、令和6年度においては16自治体が保険料への助成を実施しておりますが、上益城郡内の自治体では、本町を含めまして、助成は実施されておられません。山都町における加入状況ですけれども、令和6年の保険期間の加入農家数が111件となっております。令和5年分の青色申告の農家数が390件ですので、およそ28%の加入率となっております。

ちなみに山都町の全農家に対する青色申告農家の割合はおよそ19%となっております。現段階では保険料、いわゆる掛金への助成は考えておりませんが、他の自治体の状況等を踏まえながら考えていく必要があると思いますけれども、まずは収入保険制度の理解を深めるための周知活動を収入保険の取扱い窓口であります農業共済組合とともに協議しながら進めていきたいと考えておるところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** この収入保険については、私も共済組合のほうから直接話があって、ほかの自治体のほうも勉強させてもらいましたけれども、青色申告を進める上でも、そしてまた、保険料を掛けた人のもらった金額ですね。これもかなり大きな額を山都町はもらっていると感じました。青色申告を進める上でも、その収入保険というのはやっぱり町がサポートしてやることも将来的には大切なと思いますし、今すぐどうのこうのっちゃうことじゃありませんので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

全体的に、今、農林のほうで総合計画のほうを作成されると思います。当然モデル地区あたりも作って、今後の農業の在り方についてどのように進めていくのかということは、モデル地区を作りながらも、やっぱり山都町の問題点を底辺から見つめ直して、どういうふうにして今から先、高齢者が行う農業、貸付けする農地等の管理の仕方ですね。これはやっぱり行政側がきちんとした方向性を出して、貸付けの補助、農道の管理の仕方等々について、ぜひ前向きに検討してもらわにゃいかんのかなというふうに思いますし、今後の農業振興の重点課題の方向性、在り方について、町長のほうからお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。本町の基幹産業は農林畜産業でございます。しか

しながら、全国的な人口減少の中で、農業従事者数は減少する傾向にあり、本町の農業におきましても、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著であります。

このことに伴い、農地の維持管理が難しくなりつつあり、後継者や担い手の確保は急務であるというふうに考えております。

これまでも限られた人材で農業生産基盤を維持、保全してきましたけれども、農地の集約化や集落営農の推進、併せて町外からの移住者を含む新規就農者の確保が重要になってくると考えております。

このようなことから、以下の7点について、重要課題として取り組んでいく方針であります。

まず、1点目といたしまして、耕作放棄地対策の強化、2点目といたしまして、担い手確保対策の強化、3点目といたしまして、有機農業推進計画に基づく施策強化、4点目といたしまして、鳥獣害対策の強化、5点目といたしまして、基盤整備事業の推進、6点目といたしまして、災害復旧の早期完了、最後に7点目といたしまして、農林振興事業の見直し、以上の項目につきまして、最重要課題として取り組み、山都町農産物のブランド力向上を図り、農家の所得アップにつながるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 農林業を取り巻く情勢はかなり厳しいところがあります。ましてや高齢化社会になっていく中で、作業がもうできなくなって、やっぱり耕作放棄地になる原因というのが、高齢化はもちろんです。そうすると、後継ぎがない、後継者がいない。もう頼みよる他にはない。そうすれば、当然耕作放棄地が出てくる。

それをどう解消するかということは、うちの町で貸すといっても、もう若い者がおらんなら、借手がないけん、隣町に頼まにやしようがない。そういうところの拡大をしながら、町の耕作放棄地の適切な管理を拡大しながら、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いてよろしいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** まちづくりの団体の現状と今後について。これについては、清和資源及びまちづくりやべ、それぞれ、町ができないところに担ってもらう。そのほかに、当然、福祉でいえば、社協とか高齢者福祉施設があるわけですけど、まずは清和資源とまちづくりやべについての出資者の構成と事業の内容等について、まずお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。まず、株式会社まちづくりやべですけども、合併前の旧矢部町で、平成13年に中心市街地の活性化を目的として設立されました。出資金は2,000万円で、町の出資金は50%となっております。残りの50%は、中心市街地活性化に賛同された旧矢部地区を中心とした90名程度の方が株主となっております。

主な事業としましては、設立目的の中心市街地活性化を基本理念として、各種イベントや文化の森の委託事業を行う企画事業部、町の地籍調査の業務委託を受ける地籍調査事業部、保育園や

病院等の各施設へ派遣社員を送る人材派遣事業部、光通信業務や携帯電話関連、ドローンによる空撮や農薬散布を行う通信事業部を運営されております。令和6年3月末の役員は、代表取締役1名、取締役4名、監査役2名となっており、従業員は39名です。

次に、有限会社清和資源ですが、合併前の旧清和村で平成13年に設立されております。設立目的は、地籍調査事業の委託先が村外の業者であったため、村内で事業者を設立して、若者の職場の確保を目的として設立されております。出資金は300万円で、100%町からの出資となっております。

主な事業としましては、地籍調査の委託事業と測量業務、ジビエ工場の委託業務を行っております。令和6年3月末の役員は代表取締役1名、取締役が1名、監査役2名となっており、従業員は7名です。どちらの会社も経営状況については、良好な団体となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** まちづくりやべも清和資源も、非常に経営状況もいいという話は、私も、広報紙等でも出ますので、よく理解しております。

そういう中で、町ができない業務を、出資は町が100%とか50%とありますけれども、これらのまちづくりやべじゃなくて、まちづくり山都でも、一本化して、できたら、一つになって、町の方向性を見るような団体としての設立はできないのかな。それには、町ももっと力を貸して、これを一本化にして、蘇陽、清和、矢部まとめて面倒見るような会社になって、あと役場と連携しながらやっていけるような会社をもっと大きくして、サポートできるような会社ができないものかなと思うわけですよ。

農業の支援とか、先ほど言いましたオペレーターの支援とか、そういうところも総合的に町を考えていけるような、町が補助金をもっと出してでもいいから、もっとそういう方向性、一本化の方向性について話合いできないものかなとかねがね思っていましたので、いろいろ事情があるかもしれませんが、そちらを推進していくような話はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** あくまでも第三セクターは役場ではなく、別の法人となりますので、一番大事なことは双方の考えになってくると思っております。

統合にはいろいろな手段が考えられますが、双方の考えが一致しないと現実には至らないと思っております。もちろん、どちらの会社にも町長が取締役として役員におられますので、町の意向が全く反映できないわけでもありません。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、株式会社まちづくりやべには、町以外に中心市街地活性化事業に賛同された90名程度の株主がおられます。その株主の意向も尊重する必要があり、一方的に町の指導により合併を促すことはできないものだと考えております。

ただ、どちらの法人も、町からの地籍調査業務委託事業が大きな役割を占めており、予定では15年後の地籍調査終了後を見据えた発展的な協議の場を設けることは必要になってくると考えて

おります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** なかなか、そういう事情があるのであれば、難しいところもあるかもしれないかもしれませんが、これはやっぱりいずれにしても、町が50%、100%出資している会社である以上、町の意向が十分反映できるのであれば、町の考え方を言って、一本化にしていって、総合的に山都全体をサポートするような団体になってほしいなと思っておりますし、いろんな面で活躍できる場となるような団体にしてもらったらいいのかなと考えておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、町長にお尋ねしたいと思います。町の方向性も、6月に選挙があったときに方向性をいろいろ言われました。今さらそれが変わったというわけでもないということは信じておりますけれども、町の将来は町長1人でできることではないと思いますし、当然、職員の力も町民の力も議会の力も必要かと考えるわけです。

できましたら、ここに課長もおりますし、議員もおりますので、また、放送で町民の方も聞かれると思いますので、町長の考えている町の方向性と、一緒にやらなきゃいけない町民の役割、議会の役割、職員一人一人の役割というものを明言して、同じ方向を見ていくような、町民みんながまとまって同じ方向を見ていくようなまちづくりができたらと。この選挙を通じながら考えたわけですので、ぜひ、これはどうしても質問したいなと思ったわけですので、町長が自分の考え方をここで町民の皆さんにも、議会の皆さんにも、職員の皆さんにも理解していただけるような方向性を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、山都町の将来に向けたまちづくりにつきましては、町長や役場職員だけでなく、議員の皆様や町民の皆様など、町にかかる全ての人々が一体となって進めなければ、将来に向けたまちづくりはできないと考えております。

町の将来をイメージし、目標を掲げ、その目標に向かう施策につきましては、まずは、私の思いを役場職員が理解し、共に推し進めて行き、町政の現状や課題、方向性を町民の皆様に対して分かりやすく伝えると同時に、町民の皆様からの意見を尊重し、それを施策や行政運営等に反映させることが重要であると考えております。

その上で、町民の皆様には、私の目指すまちづくりに対して、町民の皆様一人一人ができる行動や取組を行っていただき、一緒に推し進めていただければと思っております。

また、議員の皆様をはじめ、議会に期待することにつきましては、町民の代表として、私の目指すまちづくりに対して、各議員がそれぞれの立場で町民の声を受け止められ、それぞれがお持ちの知見を踏まえ、積極的に意見、御提案をいただくとともに、執行部が提案する事業等について真摯に判断を行っていただき、議会決定後のことにつきましては共に推し進めていただければというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ありがとうございます。これについてはいろいろ私が突っ込むところもありませんので、よろしく願います。聞かれた町民の皆さん、職員の皆さん、議会の議員の皆さん方も、一緒に一心同体となって、町長の目指すまちづくりができたらいいなと思いますし、それが私たちの望むところでもございますので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、庁舎内のモニターについて、私、本当はこの議会放送を清和支所にも、蘇陽支所にも流して、坂本靖也町長はどんなことを言っているのか、どんな顔して言っているのか、みんなに見てもらいたいと思うじゃないですか。見たいという人もたくさんいらっしゃったんですよ。それは議会で検討してくれということ、議会運営委員会の中で検討しなくちゃいけないのかなと思いますし、そうなんだというふうに判断いたしました。

でも、蘇陽支所にもデイサービスがあったり、職員がいたり、社協があったり、図書館があったりするわけです。いろんな人がいろんな集まりをして来られます。清和も同じだろうと思います。

そこで、やっぱり情報を共有するという点においては、今、本庁にあるモニターが、やっぱり蘇陽にも清和にもあったほうが、避難されたときも、災害状況等も……。あそこは椅子あるけど、ガラっとして広いわけですよ。そういうのがあったほうがいいかなと思いますし、この辺の設置はできないものかなと思いましたので、お尋ねしたいと思います。よろしく願います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。必要なシステムや機器を整備することで、支所等においても各種情報を周知することは可能だと思います。放送内容については、必ずしも本庁とリンクさせる必要はないので、各支所等の判断で設定して、地域特有の情報とか、ニーズに応じた情報発信が可能かと考えております。

議員がおっしゃった議会の中継なんですけれども、現在、御存じのとおり、本庁舎内のモニターでのみ放送されております。ただ中継する動画データを支所等に発信しようとするには、二つの方法が考えられるのかなと思ったところです。

まず、一つは、既存の専用通信回線等を使う方法、もう一つは、インターネットを用いてライブ配信により放送する方法、ただ前者の既存回線を用いることにつきましては、総合行政システム等で用いられておりますので、そこに情報量の多い動画データを載せるのは、通信の不安定性を招くことが考えられまして、業務に重大な支障を来す可能性が高いので、避けるべきかなと考えているところです。

よって、ライブ配信による放送が適当かなと思うところなんですけれども、既存放送システムからインターネットに接続できるのか。また、今のシステム、やがて10年ぐらいなるんですかね。このシステムの更新等も踏まえて、新たなシステムが必要なのか、その他、配信手段等については技術的な検証とか、費用面の考察が必要だと思います。

以上なんですけれども、技術的には可能かと思われるところでありますけれども、まず、このライブ配信ということにつきまして、この是非につきましては、ぜひ前回の協議でもされたかと

思うんですけども、議会においても再度御検討いただければと思うところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

今回は農林業、その他について質問いたしましたけれども、あと一つ言いたかったのは、これはもう聞き流してもらって結構です。蘇陽地区において、スーパーみついが空き家になっておる。二瀬本はJ A、馬見原はスーパーみつい、それと、葬儀場も空いとる。いろんな阿蘇科学も空いとる。そういう空いとる場所は利用されんのはしょうがないにしても、できたらこれ、別に店開いてくれというわけじゃないんですよ。何か地域の中で活用できないかな、何らかの形で。これはもう誰が言っても、人の持ちもんだけん、何とも言えんですよ。ただ、何とかうまく活用できないかなというふうなことを兼ねて考えていましたので、それを誰が誰にしてくれとか、かれにしてくれとか言われませんので、それも、何らかの形で検討する機会があれば検討していただきたい。

それと、今回質問したのは、近々に、農政も、建設も早急にしてくれということではありませんし、将来的な農業の将来を見据えた中での検討、また、まちづくりのほうにおいても、まちづくりやべも、蘇陽にしても、近々にしてくださいということじゃないんですよ。議会放送でも一緒です。近々にしてくれというほどじゃなくて、将来を見据えた町民サービス、住民サービス等を前向きに検討してもらえばということで質問させていただきましたので、すぐしなさいという話じゃなくて、皆さんと一緒にこれを考えていく機会になればいいなということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で、質問終わります。ありがとうございました。

これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時08分

再開 午後1時15分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** こんにちは。4番西田由未子です。どうぞよろしくお願いいたします。まだまだ暑い日が続いておりますけれども、実りの秋も近いなということを感じるこの頃です。農家の皆さんの命を守る食べ物を作っていただいているというお仕事に対して、心から感謝を申し上げます。

9月10日の農業新聞に、米不足についての記事がありました。政府の備蓄米の放出基準がない。生産調整から販売調整に切り替えるべき、国内で食料をしっかりと確保するための予算は安全保障

のコストだということが書かれていたと思います。私も読みながら、そのとおりだなと思いました。

国を守るということは、武器を買い、軍事基地を造ることではありません。国民を飢えさせない、戦争をしない。森と水と農地を守ることだと改めて強く思っています。

それでは、質問台から質問いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それでは初めに、大矢野原演習場における日米共同訓練の結果についてお尋ねをします。

1998年から始まった日米共同訓練は、今回で10回目となってしまいました。今回の訓練は7月28日から8月7日まで、山口、熊本、大分、佐賀、沖縄、九州5県に渡りました。これは沖縄の負担軽減どころか、過去最大規模となり、各県で様々な課題が浮き彫りになってきているようです。

今回の訓練に対し、住民の方から様々な不安の声が出されていました。7月議会でもお尋ねをしておりましたので、大きく三つについての報告をお願いいたします。

また、このほかにも、住民の皆さんから訓練期間中の新たな不安や苦情等がありましたら、その内容と対応について御説明ください。

まず、三つのことについて、一つ目ですが、これまで畑や田んぼに行くのに通行許可証があっても許可されないことがあった。交通規制の資料をきちんと出してほしい。

二つ目、オスプレイだけでなく、いろんな戦闘機等の飛行については大変不安であり、騒音や事故の心配が尽きない。民家や学校、保育園、病院等の上を飛ばさないでほしい。また、夜間訓練はやめてほしい。

三つ目、事故がなく終了したことについては安堵しておりますが、もし事故が起きたとき、特に放射性物質が拡散されることはないのかという質問がありましたが、そのことについてはまだお答えをいただいていませんので、御説明をお願いします。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、お答えします。まず、訓練に関する住民の不安とか、そういう苦情とかについて概要についてもお知らせをいたします。

訓練に関し寄せられた苦情ですけれども、地元期成会役員のほか、ほとんどが地域住民からいただいております。承知しておりますものは、地元期成会役員会において話があったもののほか、演習場管理班に3件、町に10件ございました。苦情の内容としては、大きく分けて五つほどあったかと思っております。

まず、一つ目は訓練開始前になるんですけれども、訓練実施前の住民説明会への町外者の参加についてです。町外者の質問のやり取りにより、説明会が長時間となり、とても不快であったということで、町外者の参加を認めないでほしいというものがありました。説明会は地域住民の不安や思いを国や自衛隊等に伝えることが大きな目的でありますので、町外者の取扱いについては地元期成会とも協議してまいる予定です。

二つ目は、オスプレイの飛行ルートに関するものです。事前に配慮を要請していました飛行ルートに対し、異なるルートでの飛行に対するものでした。速やかに情報収集を行うとともに、発生翌日に、町長が現地連絡本部に出向きまして、九州防衛局現地滞在委員から状況を聴取しまして、抗議を行うとともに、再度米軍への伝達要請を行いました。原因等は防衛局に確認中です。

三つ目は、オスプレイ以外の航空機の飛行ルートに関するものです。ヘリコプターが演習場の周辺地域を長時間にわたり飛行しまして、オスプレイと勘違いされた住民等から、飛行ルートが違うとか、音がうるさいとか、そういった苦情が寄せられております。同様の事案が2日間発生しておりまして、九州防衛局を通じ抗議を行いまして、3日目以降は民家上空を避けた演習場内のルートに変更されたようです。

四つ目は、大型車両の誤進入による廠舎付近の道路の通行止めに関してです。先導車に遅れました大型車両複数台が廠舎地区への進入方法を誤られまして、町道上で停止して、三、四十分ほど町道を封鎖したということで、地元車両の通行ができなかったというものです。演習場管理班及び自衛隊員等で誘導等をされまして、解消されておりますが、事後は要所に誘導員を配置するなどの対応を取られております。

五つ目は、廠舎付近において、自衛隊による夜間の話し声がうるさいというものでした。当日は夜間訓練が行われており、午後10時頃、演習場から戻ってきた自衛隊員の整備や風呂等の時間が騒がしかったようです。演習場管理班に対しまして、夜間訓練の際も地域住民への配慮いただくよう、部隊の周知徹底を要望したところです。

なお危惧していた実弾演習等の際の騒音については、職員が訓練場所に近い地点において騒音を測定しましたがけれども、町として設定しておりますパチンコ店内のレベルの80デシベルというやつなんです、それを超えるような騒音は測定できず、また、それに関する苦情もなかったようです。

また、航空機、ヘリコプターですね。そういう飛行機の騒音につきましては、一時的に80デシベルを超えるものがあったようですが、継続してそれが長時間になるようなことはなかったようです。

議員がおっしゃいました放射性物の扱いについては、こちらまだ九州防衛局のほうから直接私も連絡はいただいておりますので、正確ではございませんが、放射性物質がオスプレイに限らず、様々な航空機に登載されておると。その放射性物質なんです、ごく少量であるため、人体に影響はなく、自然に分解される量だということで、お話があっていたようです。

それと、あと交通規制等に関しては、特に地域の方から、先ほどの通行止めになった部分以外の交通規制とかが不満があったという情報はお聞きしておりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 交通規制については御不満はなかったということですが、住民説明会のときには資料を出してほしいというふうに言われてたので、どうされたのかなということ、お尋ねをしたところです。

混乱はなかったにしろ、事前に交通規制の資料があれば、住民の方も安心されると思いますので、今後は資料として出していただきますようお願いをしておきます。

それと、放射性物質については、事故が起きたとき拡散されるかもしれない不安ということでのお尋ねでした。九州防衛局のほうからもお答えをするというふうに言っていただいたと思っていますので、もう一度御確認のほどお願いしたいと思います。

それでは、アメリカ兵による性暴力事件が後を絶たない中での御心配の一つとして、訓練中にアメリカ兵は夜間外出をしないようにという要望がありました。今回は夜間行動が実際にあったのかということと、あったとすれば、そのときのお答えとして、個別行動ではなくて、通訳の方が同行されるというふうにおっしゃったと思いますので、もしあったとすれば、そのような対応がきちんとされているのか、お尋ねをします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。お尋ねの米兵の夜間行動なんですけれども、地域住民等からの情報は寄せられておりません。また、現地連絡本部からの情報提供もございませんので、こちらとしては夜間行動はなかったものと承知しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 具体的に言えば、コンビニとかということをおっしゃっていましたが、町内にあるコンビニ店には確認はされましたか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。具体的に小売店に対してのお尋ねはしておりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 沖縄でのアメリカ兵による性暴力事件というのは本当に後を絶たない状況でもありますので、お店のほうにも、きちんとそのようなことは、事前のこういうことがあるかということとか、後の確認はぜひしていただきたいと思います。

次に、行きます。1998年から始まり、10回目となってしまった今回の訓練は、もはや大矢野原だけの問題ではなくなっていると思います。26年前に心配していた訓練の恒常化が残念ながら現実のものとなってきており、九州全体が軍事基地化されてきています。

また、熊日報道によりますと、今年の6月12日に自衛隊や海上保安庁が部隊展開や国民保護活動、訓練の拠点を確保するという目的で、特定利用空港、港湾の選定を行うために、熊本県内では、熊本空港、熊本港、八代港を選定する方針を明らかにし、県と熊本市、八代市、大津町、西原村の担当者ら約50人に非公開で説明したとありました。

その次、7月26日には、県が熊本市と八代市の意見を確認した上で同意をし、選定の見通しという記事がありました。

その後、8月21日に、熊本空港、熊本港、八代港を追加指定する方針とあり、たった2か月余

りの中で、当然、住民なり私たちが持つ有事に攻撃目標となりはしないかという懸念に対しては、誠実な回答がないまま決まっていってしまっていることに対し、私はとても大きな不安と怒りを禁じ得ません。

今後、大矢野原に対しても特定利用ということを言ってくるかもしれない。そのような場合に、町としてどのように対応されるでしょうか。町長からお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。演習場における自衛隊等の訓練につきましては、国防の観点から、国や自衛隊等がその内容を調整するものであり、町といたしましてお答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

町の対応といたしましては、本年、第2回定例会において、議員からの一般質問の中でもお答えしたとおり、繰り返しとなりますが、大矢野原演習場で行われる全ての訓練に際して、地域住民の訓練に伴う事故や混乱等に対する不安の払拭を念頭に、国や自衛隊に対し、演習場周辺地域への安心安全を十分配慮した上で、町民生活に支障を与えない訓練を実施するよう要請していくとともに、町といたしましては地域住民の安心安全を第一として、地元期成会をはじめ、関係機関と連携を図りながら、地域の警備や苦情対応等を行い、不安事項等を確認した場合には、国に対し抗議を行うなど、訓練の安全実施と住民側に立った対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今回の訓練に対しても、総務課長からの御報告にもあったように、約束違反があったときには、速やかに抗議の声を上げていらっしゃるということに対して、よかったというふうに思っております。

ただ、大矢野原演習場周辺、山都町だけの問題ではなくなっていると思うんです。日本が、また、新たな戦前にならないようにというふうに思うわけです。

しかし、今回の先ほどの特定利用空港とか港湾とかいうふうなのが決められるのは、申し上げましたように、もう2か月ぐらいの中で決められてしまう。方針が出されて決まったら、それも説明は非公開で情報は出されないまま、あっという間に決められてしまうというのが目の当たりにして、やはり心配するわけです。

国がすることなのでというふうにおっしゃいますけれども、でも、地方自治の名において、地方と国は対等であり、町が町民の生命財産を守るという点で、今おっしゃったように、町民の側に立って、同意をしないという意見だって、町から出すことはできるはずだと思うんです。

なので、町には毅然とした対応をこれからもお願いしたいし、本当にそういう事態になって、日本が戦争に巻き込まれるというようなことにならないためにも、地方からきちんと声を上げていっていただきたいと重ねてお願い申し上げます。

次の質問に行きます。山都町のごみ処理の状況についてお尋ねをします。

前回も、プラスチックを分別するようになってからの燃やす量の変化についてお尋ねをしています。確実に燃やす量は減っており、今まで燃やす日が5日あったのを1日減らすことができ

いると御報告を受けました。

今回は、4月から8月までの実際に燃やした量を前回はちょっとお答えいただけませんでしたので、具体的な量をお知らせいただきたいと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、7月の第2回定例会で御説明しましたとおり、プラスチック分別の収集で、導入前に比較して、確実に可燃ごみのかさ、体積は減っております。

2回定例会でも説明しましたが、週5、可燃処理をしていたところを月曜日を1日減らして、週4回に減らしております。町としてはかさではなく、重量で管理しており、4月から始めたばかりで、まだ月ごとの数値に大変ばらつきがあります。ですが、4月から8月までの集計で、燃やすもの、可燃物としては1,058.3トンです。昨年同期間の可燃物が1,204.4トンなので、トン数で146.1トン、12.1%減っておりますが、今年度から別に分別収集しておりますプラスチックが30.1トンを加算しますと、計1,088.4トンとなり、減少分は116トン、割合で9.6%となります。その分を勘案して、大まかに計算しますと、大体112.8トン、割合で9.4%程度の減少だと思われ

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** すいません、一月で112.8トンの燃やす量。すいません。申し訳ありません。もう一度お願いします。すいません、大体燃やす量を、概算でいいですので、12月期で、1年間だったら大体こんくらいになるなというのは計算できますか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。先ほどの数量は4月から8月分までの想定集計です。というのが、月によって変わって、月によっては昨年度よりも燃やす量が増えている月もあったものですから、総トータルの総数でお答えさせていただきました。

計算については、約6か月、5か月ですので、単純に2倍程度だろうと思いますけど、すいません、ちょっと今計算しておりませんので、そういうことになると思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** すいません。上益城5町でプラスチック分別の仕方もまちまちだと承知しているんですけども、今回今言われました、山都町では容器包装と製品のどちらのプラスチックも分別していただいているので、ほかの町よりもプラスチック量は多いかな。人口にもよりますがね。概算としては先ほどの倍と言われたので、2,100トンぐらいだとしますよね、山都町がですね。ほかの町の燃やすごみの量の合計も難しいと思いますけど、どれぐらいになりますかと。以前、5町合わせると、1日に80トンの燃やす量というふうに聞いていましたので、それと比較してどうなるのかなということが知りたくてお尋ねをしているところです。

まず、ほかの4町でもプラごみ分別はしていますが、容器包装だけということで、山都町とは単純比較はできないと思いますけれども、他の四つの町の燃やすごみの量は1年間でどれぐらいで、5町で足並みそろえばどれぐらい減らすことができるのかなということについて、よろしい

ですか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。議員のおっしゃるとおり、プラスチックの分別ですが、本町のように製品プラスチックと容器リサイクル法に基づくプラスチックをする町が本町だけなんです、そのほかは、例えばPマーク、容器リサイクルに基づくプラスチックの分別、また、白色トレイのみをしているところがありますので、取組が統一されておられません。

他町のごみの推計についてはこちらではできかねますので、また、先ほども説明したとおり、本町についてもまだ半年も過ぎておらず、通年通しでの値がありません。よって、今回は回答を控えさせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 分かりました。ただ、そうやって、分別、リサイクルを進めれば、確実に燃やすごみは減らしていけるということの見通しは立つと思うんです。そのときに、各町、あとの4町でまちまちと言われるプラスチック分別の仕方についても、ぜひ広域での担当者会議というのが開かれていると思いますので、その中でぜひ進めていきたいと思います。山都町を率先していただきたいと思います。

次に、行きます。来年度からいよいよ熊本市への燃やすごみ委託が始まります。あと半年後です。熊本市への燃やすごみを運ぶ方法、運搬料や委託料の試算について、まだ入札もあってないので難しいというお答えだと思いますけれども、進捗状況が少しでも分かればよろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。まず、運搬の仕方については、各地区で集荷しました可燃ごみは、そのまま熊本市の東部環境工場へ搬入します。ただし、個人持込みは東部工場のほうに搬入できませんので、小峰クリーンセンターに持込み、まとめて熊本市へ持込みます。

熊本市の処理委託料はまだ正式に契約を結んでおりませんが、トン当たり1万8,000円程度になるものと思われます。運搬委託料についての詳細な試算については、議員おっしゃるとおり、来年度契約に係る入札に影響を与えますので、回答を控えさせていただきますが、考え方としては、搬入距離が増えた分を今までの委託料に追加する考え方です。その場合でも、委託料を含めた全ての経費は、本町で焼却処分をしていた場合より低額になると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 個人持込みができなくなるのではないかなというふうに思っていましたので、それは今のクリーンセンターで一旦取り置いて、まとめて持っていくということで、例えば引っ越しとか、いろんなたくさんのごみが出るときには町民の皆さんお困りではないかなと思っていましたので、それが分かってよかったなというふうに思っています。ありがとうございました。

次に、5町の広域ごみ処理計画についてお尋ねをします。御船町上野の広域ごみ処理施設建設予定地について、土地取得の状況を御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。上益城広域連合に確認しましたところ、現在、取得予定の約12.5ヘクタール、108筆に対して、12.2ヘクタール、105筆、約97.8%取得済みです。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** まだ全部は取得できていないという状況だと承知いたしました。この建設予定地について、今回の補正予算に敷地造成をするための概略予備設計業務委託料が計上されています。

しかし、広域ごみ処理施設については、産業廃棄物処理施設を建てたい民間業者の環境アセスメントがまだ終わっていません。アセスメントが終わっていない。また、どんなものが建てられるかも分かっていない中、この予算が計上されていることについての御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。上益城広域連合に確認しましたところ、造成工事にはまだ着手いたしません。基本的に議員おっしゃるとおり、今回の事業は環境アセスメントの結果等を踏まえ、立地協定を締結することを実施条件としております。

今回の概略予備設計では、造成工事と施設建設工事の範囲を明確にし、造成工事に必要な費用、工期、工法を選定するために行うものです。本庁から本年度4月に土木技師の係長が派遣され、スケジュールの見直しを行ったところ、検討に必要な前述の情報が不足しており、そのために概略予備設計が必要となりました。

今回造成する平場の面積や形状、調整池等の外構を発注する時点の条件で設計を行い、図面の変更等があれば、別に行われる詳細設計の中で整理を行います。また、建物の基礎、配置等については、民間事業者が実施する建物の設計の中で行うとのことでした。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今の御説明によりますと、ちょっとすいません、急に順番を変えて申し訳ないんですけど、造成範囲を明確にするために、予備設計業務委託料5,800万円が要するというのでしょうか、内訳は、どういうふうになりますでしょうか。

環境アセスメントには四つの段階があって、その第2段階で明らかになったこととして、広域連合が土地取得の説明の際に、住民の方に、工場と住宅は100メートル離すからと言われているというふうに住民の方がおっしゃっています。予備設計として、工場と住宅は最低100メートルは離すような予備設計の予定なのかということについて。それともう一つ、造成範囲を明確にするのに5,800万円も要するのだろうか。ならばいいだけじゃないんですかね。素人判断で申し訳ないんですけど、内訳の説明もお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。今回の概略予備設計業務発注については、上益城広域連合で行うので、内容を変え確認したところ、今後、入札業務があるので、金額の内訳

等、内部資料についての公表は控えたいとのことでした。

また、今回の設計は用地の設計ですので、建物の配置については触れませんし、含みませんということでした。

議員がおっしゃられました工場と住宅、最低100メートル離すようにということですが、これは事業者のほうで、方法書に対する意見については可能な限り反映されて、建物の配置を検討されることとなっているとのことでした。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今ちょっと御説明された中身で考えると、最初の説明では、とにかくアセスが終わって、立地協定を結んだ後のことだと。だけれども、設計に当たっては、民間業者が出しているアセスメントの中の基礎設計を、民間業者が出していることを基にすると。よく分からないです。また、後の質問でもそれについてはお伺いしますので、ちょっと別のところからお尋ねをしますね。

上益城広域連合が処理する事務及び規約というのがありまして、用地取得にかかったお金は均等割、一般廃棄物処理施設にかかるお金のうち、用地以外にかかるお金は関係町の人口、施設の利用度等を基準として、関係町が協議して定めるとあります。

今回の負担割合は均等割というふうに聞いていますが、均等割になるに当たって、どのような協議がなされたのか説明を求めます。

また、そもそも一般廃棄物処理施設にかかるお金の負担割合とされていますので、決まっていと言われながら、一般廃棄物処理施設を建てることになったということなんではないでしょうか。何が建てられるのかが決定していない中で、この負担割合が協議されている理由についても併せて説明を求めます。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。広域連合に確認しましたところ、上益城広域連合規約第17条第2項に基づく経費負担割合については、用地取得に要する経費については均等割とあり、その他建設に要する経費については関係町の人口施設の利用度等を基準として、関係町が協議して定めることとなっております。

今回の概略予備設計に係る費用につきましては、先ほどの規約のとおり、用地取得に係る経費が5町均等であり、本事業用地において、今後、貸付け料等の収入が発生した際に、5町に分配する必要が生じ、経費の負担割合を変えてしまうと計算が困難になるため、用地取得にかかる経費と同じ扱いの5町均等割という事務局案を各町執行部と協議し、上益城広域連合議会へ上程し、説明を行い、用地取得にかかる経費と同じ均等割に決定されました。

先ほど議員がおっしゃいました一般廃棄物処理施設かどうか分からないということでおっしゃいましたが、この事業自体がそもそも一般廃棄物処理施設を造るということで動いております。産業廃棄物かもしれないということですが、その中でも産業廃棄物施設の中に一般廃棄物処理施設を委託を行うという形のスキームの下、この情報が使われたと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今の御説明はすごく無理があると思います。貸付けが発生した場合にというお言葉もありましたけれども、それもまだ決まってないことじゃないですか。ですよ。決まってないことに対して、このように進められていることに私はすごく疑義を感じますし、やはり一般廃棄物処理施設を造るに、広域連合で造るに当たっての負担割合ということではないのかと思いますので、規約にないことをする場合は、規約改正をしてから次に行くべきではないのかなと思います。

そもものところで、もう二つお尋ねをしますが、8月19日に広域連合議会が行われていて、その中で既に議案第8号において予備設計委託料として各町が1,160万円負担して、合計5,800万円と上程されていますが、何度も言いますが、まだアセスの途中、何が建つか分からない。先ほど、私は規約改正が必要だと思いますが、その規約改正もなされないまま、負担割合が決められています。

今回、各町でその負担分1,160万円を補正予算として出されていますけれども、私は順番が逆ではないかと思うんです。まず、各町がこの分担についてきちんと予算化ができた後に、広域連合で議案化されるべきではないんだろうかということが1点。

2点目は、5町で80トンになる燃やすごみをどのようにして処理するのかということから始まった広域連合でのごみ処理計画ですよ。先ほどお尋ねしたように、分別リサイクルの徹底をすれば、この5町での80トンという燃やすごみの推計は減らすことができるでしょう。できるはずだと思うんです。目的は何か、処理施設を建てるとということだけじゃなくって、とにかくごみを減らす、リサイクルを進めるというのが一番の目的のはずですよ。処理量が減ってくれば、一般廃棄物処理施設を造るとなれば、従来計画ここにも書いてあるんですけど、広域連合主体で従来計画をすれば、その規模も小さくなる。変わってくるんじゃないかと思います。

今後、広域連合で一般廃棄物処理施設を造るのか、民間業者の産業廃棄物処理施設に処理委託をするのか、大きな選択をしなければなりません。それはアセスメントが終わってからということになっているので、どちらにでも対応できるように、予備設計に5,800万円、本設計も合わせるともったかかると説明を受けていますが、はっきりしてからであれば、1回の設計で済むはずで、大事な税金を使うわけですから、私は無駄な出費にもなりかねないと思います。

そもそもどちらになるか分からないけれども、どちらにも対応できるようにというような予算が存在するのでしょうか。仮の話で予算を出すことになると思います、それができる根拠をお示してください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** まず、予算の順番の話ですが、広域連合は特別地方公共団体であり、法人格を持つ団体であります。広域連合規約第17条第1項において、広域連合の経費は、関係町の負担金等による収入をもって充てると。

また、第2項において、関係町の負担金の額は広域連合の予算において定めるものとする規定されており、関係町の予算議決前に広域連合において予算が議決されていることは、事務手続

として適当なものであります。広域連合議会において議決された構成町に割り当てられる分賦金、構成5町に分けて課せられる割当金は、法律上、義務的経費とされており、町において必要な予算上の措置をしなければならないと、地方自治法第291条の9第2項において規定されているところです。

我々が国、県補助金を活用しようとするとき、補助金額を見込みで予算計上するのと同様に、当該団体が予算編成に際し、見込みで予算組みをされるのは通常である。広域連合は関係自治体で構成されるが、関係市町や連合議会において審議された結果、構成町に対し負担が求められたものであると認識しております。

先ほど議員のおっしゃられました、決定して曖昧なところで、それに対して予算をつくることのできるのかということに関しては、こういった回答をさせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確かに広域連合の負担金は、広域連合議会が2月に行われて、そして、3月の最初の当初予算に上がってきますね。それは承知しています。それは初めから負担割合が決まっていますよね。広域連合の規約の中に負担割合が決めてあります。だから、それをもってするというのに私もそれは異論ありません。

だけど、今回の場合は、負担割合が決まってない中で、5町で負担割合について相談されて、結果的に均等割になったと。そのことの承認があって、先ほども言ったことの繰り返しですけど、各町の予算ができて、それから広域連合議会で予算化されるべきではないかなど。規約改正がされてない中での対応が、私にはどうしても理解ができません。何度も申し上げますけれども、どちらか分からない。従来計画、広域連合主体での一般廃棄物処理施設になるのか、民間の処理施設になるのか、まだ分かっていない、決まっていない状態でのこの予算をなぜ今出されないといけないかと。期限があるからとおっしゃいましたけど、でも、それは順番立ててきちんとしていくことが町民の皆さんにも理解が得られると思いますし、仮の話で、どこに何が建つかも分からない中で、ボーリング調査をされたりとかする予算も入っているんでしょう。でも、それは、もし建物が変わってきたら、無駄になるお金だと思うんですよ。大体のが分かって、何が建つか分かって、予算立てをしてするべきではないかというふうに私は思いますし、まだ今の御説明では納得がいきません。

時間がありますので、次に行きますけれども、最後に、今、何度も申し上げましたように、上益城広域ごみ処理計画については、基本協定書にある環境アセスメントの結果、5町がこの事業の計画を適切であると判断したときに、次に進むとありますよね。これがあるから、私は何度も何度も同じことを言っているんです。まだ決まってないでしょうと。

令和7年度でアセスメントが最後まで行くような計画にはなっていますので、あと1年後ぐらいにそれを判断する時が来るんだろうと思います。その判断基準と、じゃあ、どこが責任を持って判断することになるのかを御説明いただきたいと思います。

今までも何遍もお尋ねしていますが、前町長もなかなか明確なお答えをいただいております。町長よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。民間事業者と上益城5町が締結した環境アセスメント実施等に向けた基本協定書において、上益城5町が本事業を適切であると判断した場合と定めておりますので、上益城5町が責任を持ち、判断していくこととなるというふうに考えております。

その判断方法につきましては、現在、上益城5町において判断方法、判断基準を協議中であり  
ます。

先ほどから議員のほうがおっしゃるように、今回の概算予備設計に関しましては、町といたしましては、5町でしっかりお話をしながら、段階を踏んで、これを進めている事業でございますので、その順番については適切に行っているというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** なかなか共通点が見いだせなくて残念なんですけれども、それでは、その判断基準、今協議中ということですので、判断基準はきちんとこれから示していただいて、その判断がされる会議、5町5町と言われますが、町長会ですか、どこですかと以前お尋ねしたときは町長会だと言われたときもあり、いやこれから上益城広域連合のほうで、また別の組織をつくるかもしれないと前町長が答弁されたこともあります。すごく曖昧ですので、その判断がされる会議は何なのか、メンバーは誰なのかということについてもお知らせいただきたいし、公開していただいて、議事録もきちんと残していただきたい。議事録をお願いしても出てきませんでした。こんなことはないと思うんですよね。なので、その判断がされる会議は公開、議事録もきちんと残すということについてぜひお願いしたいと思いますが、お答えをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。上益城連合におきまして、5町の首長が5人集まりまして、いろいろな判断は最終的にしていくものと思っております。

これはそれぞれ町の代表として判断するものでございますので、町長といいますか、五つの町の判断ということで行っております。

また、議事録を残すことに関しては、また、上益城広域連合のほうとも打合せしながら、どういった形で記録等を管理するかということについては伝えていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** これは最低限の条件だと思います。議事録を残す、公開をするということを重ねてお願いいたします。

次に、健康保険証についてお尋ねをします。マイナンバーカードについて保険証をひもづけることについては、まだまだいろんな意見があります。今朝の熊日にもアンケート等が載っておりました。

政府はこの件に関して意見を求めたときに、5万件以上の懸念の意見がありました。そもそもマイナンバーカードの取得も、健康保険証へのひもづけも任意、個人の自由であるのに、健康保

険証をなくすとする国の方針には大いに疑問があります。

まずは最初に、これまでの山都町におけるマイナンバーカード交付状況と健康保険証とのひもづけの状況、利用の状況についてお知らせをください。

それと一緒にお願いしたいんですが、これまで情報漏えいとか、健康保険証をひもづける際の混乱が全国で見られています、山都町における現状はどうでしょうか。1と一緒にお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。まず、山都町のマイナンバーカードの交付率については、令和6年8月31日現在で83.4%です。また、このうちマイナンバーカードを健康保険証として登録されている状況につきましては、国が公表しておりませんので、こちらでは分かりません。

なお、山都町の国民健康保険の加入者のうち、マイナンバーカードを保険証として登録されている方の割合は、令和6年7月31日現在で67.7%となっております。いわゆるひもづけをされている方の数になります。

また、これまでの情報漏えいですとか、ひもづけ上の混乱があったかという御質問につきましては、山都町役場における事務のうち、これまでマイナンバーカードを利用してのコンビニ交付ですとか、他人の証明書が発行されるなどの情報漏えいの事例はあっておりません。また、マイナンバーと国民健康保険、また、福祉や税の情報などのひもづけの誤りもあっておりません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 全国的にはいろいろ問題があっているのか、山都町ではそういう情報漏えい等がないということで、職員の皆さんにはきめ細やかに神経を研がらせてしていただいていることに、大変感謝申し上げます。

ただ、先ほどの健康保険証とのひもづけについては、国保ですので、社会保険を含めると、新聞報道によりますと、利用の状況としては11%ぐらいかなというふうに、なかなか利用がされていないという現状にもあると思います。

12月2日から紙の保険証は発行されなくなる。これを誤解されて、保険証が使えなくなるというふうに思っている方もいらっしゃると思いますが、発行がされなくなるということで、使えなくなるわけではありませんね。マイナンバーカードを持っていない、持っていてもマイナ保険証へ切り替えてない方への対応について説明を求めます。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。本年12月2日以降、新たに健康保険証を発行することはできませんが、前日の12月1日までに発行されております保険証につきましては、その有効期限が到来するまでは、現在のまま保険証として有効に取り扱うことができる経過措置があります。町の健康保険及び後期高齢者医療の保険証につきましては、本年8月に切り替えておりまして、来年の令和7年7月31日までは今と同様に利用することができます。

また、その間に異動等で資格とかに変更がございましたときには、12月2日以降は発行はでき

ないということになっております。

ただし、有効期限到来後に、先ほどおっしゃられたように、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方及びマイナンバーカードと保険証のひもづけをされていない方に対しては、保険証に代わるものとして、資格が切れる前に、申請に問わず、事前に交付します資格確認書というものを発行しますので、以前とというか、今使っているものと同じような、形式もほとんど変わりませんが、それを医療機関等へ提示していただくことで、変わらない受診ができるものになっております。

現在は問合せ等がありますときに、窓口では専用パソコンを設置しておりまして、来庁者に対しては、マイナンバーカードの保険証利用に関する手続きですとか、登録内容を……、もしかしたらひもづけをしているかもしれないけれども、ちょっと分からないという方には、確認等を行って、サポートも行っております。

今後、ちょっと3か月という期間がありまして、やっぱりまだ混乱されている方もいらっしゃると思いますので、窓口で言葉だけの周知では分かりにくいかと思いますので、今後は各窓口に向けて、目で、視覚でも分かるような形の取組を行っているような準備を進めているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 特に高齢者の方には分かりにくいところがたくさんあると思いますので、丁寧な説明をお願いしたいと思いますし、9月7日の熊日社説にありましたが、マイナンバーカードを持っている人の7割がマイナ保険証の登録はしているけれども、先ほど言いましたように、利用は1割ほど、マイナンバーカードへの信頼を得ていないからではないかとありました。

そしてまた、利用普及のために、患者の窓口負担が増えることにもなっています。なぜ、今の保険証を残して、選択制にできないのか。先ほど言われたように、資格確認証というのをまた出すというの、職員の皆さんには余計な負担にもなる。どうして選択制が取れないのか。国民の意見を聞いて考え直すべきだという社説がありました。国の方針にのっとって事務を行う職員の皆さんの大変さもあると思いますし、実際大変だと思います。

今回、マイナンバーカードを持っていなくても、先ほど御説明いただいたように、保険診療が受けられるようにはなっていますが、期限付という話もあります。まだこれは流動的なことですよ。不安が残るその理由の一つに、災害時の避難所での健康管理があります。マイナ保険証は、病院に行っても、停電時には使えません。そうすると、お薬情報も分かりません。避難所にマイナ保険証を読み取れる機械もありません。

でも、紙の保険証やお薬手帳を持っていれば、今のままで対応できるわけです。町民の健康管理について、実際、停電でマイナ保険証が使えなかったという話も聞きます。町民の健康管理について、災害時、どのような対応を考えておられるでしょうか、御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** 町といたしましては、身の安全を確保して避難していただくことを最優先として考えておりますけれども、議員おっしゃるとおり、健康に不安を感じられ

る方におきましては、特にお薬手帳ですとか健康保険証、またはマイナンバーカードを持参して避難されますことをお勧めいたします。

今年度全世帯に配布されております防災マップの中には、災害に備えまして、非常時持ち出し品の一覧を載せてありまして、その中には、食料ですとか生活用品等の備蓄品以外にも、常備薬やお薬手帳、マイナンバーカードや健康保険証などの医薬品、貴重品についても載せておりますので、皆さんにも御確認していただきたいと思います。これがいわゆる自助になることかと思っております。

また、特に長期の避難所生活においては、健康管理を維持するためには、保健師や、また、医療関係者と情報を共有していくことが大切であると思っております。

ですので、お薬手帳はもちろんのこと、マイナンバーカードをお持ちの方は、御家族ですとか御自身のスマートフォンからもマイナポータルにログインすることによりまして、過去の診療や薬剤情報等を確認することができますので、そこは画面を提示して共有していただくことで、本人様のために有効に活用できるツールだと思っております。

また、使えない場合ということがおっしゃられておりまして、それが現にやはり避難所でありましたので、去年でしたかね、厚労省から、各全国の医師会から都道府県医師会を通じて、災害時にも、要するに被保険者証をなるべく同じ自分で10割出さずに、現状のまま対応していただく柔軟な対応を取っていただくような通知がされております。

ですので、通信障害が発生しているときも、できるだけ患者さんに情報を確認しながら、どうしてもできないときは申立書という様式がありまして、可能な限りそれに書いていただいて、あとは医療機関で患者さんの今の負担割合で診療していただくような取組をされているところで、なるべく、一旦10割ということはしないような通知がなされておまして、そういうふうな対応がされております。

最後に、能登半島地震におきましては、避難先で何も持っていらっしやらない方も多数いらしたんですけども、そのときは逆にオンライン資格確認で、災害時モードというので、4情報を基に、その方の情報から各医療機関ですとか、かかりつけではない医療機関や薬局の方との協力もあって、それが被保険者のところに活用されたという事例もございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 住民の健康を守るために、いろんな情報をかき集めていただいてありがとうございました。

ただ、その中でも、やはり、まだきちんと国民の皆さんに理解と安心をいただいているマイナンバーカードについては、今からもまだ、ひもづけについても、特に健康保険証とのひもづけについてはまだ論議の途中です。

先ほども申しましたけど、国と地方は対等であるということで、国の方針が町民の利益になり得ないということであれば、働く職員の声や町民の声をぜひ町としても国のほうに物申してほしいと思いますし、災害時に健康保険証がない。停電で何もできない、それで命を落とすというようなことにならないような手だてを今後もしっかり考えていっていただきたいということをお願い

いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。  
ここで15分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第2 議案第70号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第70号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第70号について説明いたします。

議案第70号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R6教生工第3号。

工事名、山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

契約金額、9,278万7,750円、税込みです。

契約相手方、上益城郡山都町杉木465-1。大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

入札の方法、指名競争入札。

令和6年9月11日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負契約概要です。

入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年9月4日。

財源内訳、全体で9,278万7,750円、交付金3,700万円、社会資本整備総合交付金、起債3,700万円。過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源1,878万7,750円。

工事内容について、植栽工（芝生）野芝、面積5,568平米。造形工（築山）、大、中、小、各

1箇所、合計3か所。管理施設整備工、フェンス（H800）が、幼児スペース箇所に54メートル。同じくフェンス1,200タイプの公園外周の232メートル。遊戯施設整備工（遊具）8基。建築施設設置工、東屋（2本柱タイプ）2棟。

指名業者は記載しております12社です。

資料2を御覧ください。

公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明いたします。

工期は令和6年9月13日から令和7年3月19日まで。

請負代金額9,278万7,750円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年9月10日、発注者、山都町長、受注者、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。資料3を御覧ください。

入札結果になります。

9月4日の開札で、予定価格、税抜9,372万5,000円、最低制限価格、税抜8,435万2,500円。12社を指名し、5社が辞退、7社から応札があり、5社の最低入札額が同額でありましたので、次の資料4のとおり、くじ引により大栄企業株式会社が落札をいたしました。

資料5を御覧ください。

位置図です。

山都町運動公園内西側に位置します。

資料6を御覧ください。

計画平面図です。前回工事を終えました駐車場の西側に位置する平面部に張芝や遊具等を整備するものです。緑色着色部は張芝のエリアを示しておりますが、濃い緑色部分もありますが、補助金の関係から、社総交、社会資本整備総合交付金事業と、防交、防災安全交付金事業に色分けをしておるものです。広場の外周は子どもたちの転落防止のため、メッシュフェンスで囲んでおります。

資料7を御覧ください。

遊戯施設と計画平面図です。それぞれの遊具に番号を振ってございます。遊具1から遊具8までございます。

遊具1はトンネルタイプのスライダーと大斜面を滑り下りる複合タイプの遊具、遊具には三つのタイプの滑り台となっております。

遊具3は、ジャングルジムのタイプのザイルクライミングです。

遊具4は、ロープを使って滑り下りるスカイロープ、遊具5、6はパンダとライオンタイプの背中に乗るタイプの遊具です。

遊具7は、馬の背タイプの遊具です。

遊具8は3連のブランコで、一つはインクルーシブ遊具で、バリアフリー仕様となっております。

このほか、9、10が東屋、2本柱タイプを2か所設置します。

11、12、13は築山で、大、中、小三つのタイプを造成いたします。

資料8に、ただいま説明しました遊具等のイメージ写真を載せております。

資料9から資料19までは、それぞれの詳細図を載せておるところです。

最後に、資料20を御覧ください。

上空写真で、今回赤枠内が整備範囲となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** すいません。以前もお尋ねしたかと思うんですけど、ちびっこ広場に一番近いトイレというのはどこになりますか。トイレの予算はないんですよね。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。すいません、この⑦の図面の中で、トイレは載せてなかったんですけど、駐車場の横にトイレがすぐ近くにあります。現場に行くとあります。すいません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動広場整備工事）」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第71号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）

**○議長（藤澤和生君）** 日程第3、議案第71号「工事請負契約の締結について（山都町運動公

園中央グラウンドナイター照明整備工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第71号について説明いたします。

議案第71号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。

工事番号、R 6 教生工第 4 号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

契約金額、1 億4,216万4,000円、税込み。

契約相手方、熊本市東区神園 2 丁目 1 番 1 号、株式会社新星、代表取締役、山本健吾。

入札の方法、指名競争入札。

令和 6 年 9 月 11 日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料 1 を御覧ください。

工事請負契約概要です。

入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和 6 年 9 月 4 日。

財源内訳、全体で 1 億4,216万4,000円、交付金7,000万円、社会資本整備総合交付金です。起債7,000万円、過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源は216万4,000円。

工事内容につきまして、説明いたします。

この工事は中央グラウンド整備計画において、野球、ソフト、サッカーなどの多目的に使用できるグラウンドの再整備や、グラウンド周辺に駐車場やランニングコースを整備する予定でございます。

今回は、本工程において、先に発注する必要があります。グラウンドナイター照明整備工事を行うものです。ナイター照明の設計基準としまして、スポーツ施設照明には J I S で定められました推奨値がございます。三つの運動競技の区分に分けられております。

区分 1 は、観客のいる国際、国内、地域全体または特定地域における最高水準の運動競技会。

区分 2 は、観客のいる地域全体または特定地域における一般的な運動競技会。

区分 3 は、観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育またはレクリエーション活動、一般のトレーニングとなっております。

このため、本施設は区分 3 として整備をしているところでございます。

この中で、軟式野球等、照度では内野で300ルクス、外野で200ルクスを基準としております。

電気、設備工事では、照明設備としまして、LED投光機、コンクリートポールに10台点きますのが4本、8台点きますのが2本、6台点きますのが2本、コンクリートポールが19.5メートルが8本となっております。

また、電撃殺虫器8台、終了予告灯2台、既存施設撤去工、防球ネット、照明10本、支障木伐採、一式となっております。

指名業者は記載しております。10社です。

資料2を御覧ください。

公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明いたします。

工期は令和6年9月13日から令和7年3月19日まで。

請負代金額1億4,216万4,000円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者、株式会社新星は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年9月10日、発注者、山都町長、受注者、株式会社新星、代表取締役、山本健吾。

資料3を御覧ください。

入札結果となります。

9月4日の開札で、予定価格、税抜1億4,360万円、最低制限価格、税抜1億2,924万円、10社を指名し、1社が辞退、9社から応札があり、8社が最低入札額で同額となりましたので、これも次の資料の4にありますとおり、くじ引となりまして、株式会社新星が落札いたしました。

資料5を御覧ください。

位置図となります。

山都町中、運動公園内の中央部に当たります。

資料6を御覧ください。

照明配置図です。

NO. 1から、時計回りでNO. 8までの箇所にナイター照明設備を設置いたします。

資料7は、照明設備図です。

三つのタイプの照明柱を設置しますが、ただいま説明いたしました照明配置図の番号に応じて、照明柱の仕様が異なります。

資料8を御覧ください。

既存照明灯の撤去位置図です。

今回、赤文字で表示の11本の照明灯やバックネット等を撤去いたします。

資料9を御覧ください。

支障木伐採位置図です。

高、中、低木の灯の伐採位置図を示しております。

資料10を御覧ください。

照度分布図です。

この図は左手駐車場側を内野側とした場合の照明計画でございます。この図の点灯パターンは軟式野球区分3、一般用となっております。

照明設計内容を申しますと、図面右側の表の上から3番目に基準値がございますが、平均照度が内野で300ルクス、外野で200ルクスとなっております。上から2番目の表で、照度計算において基準値内以上となるよう設計をしております。以下も同様です。

資料11は、逆に山手側を内野側とした場合の照明分布図でございます。

資料12は、サッカー照明分布図となっております。

資料13から16は、照明設置箇所、撤去物等の上空写真です。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** この計画そのものにはないんですが、前々回ぐらいからよくこの抽選によるこの入札結果、抽選の方法は、以前のときにも総務課長時代だったと思いますが、坂本町長のほうから聞いた覚えがございます。

ただ、こういうふうにして、指定業者、この中にも、西邦工業さんとか、町内の事業者さんが残っているにもかかわらず、やはり全部一緒にという。同じお金を町が使うなら、やっぱり地元業者に落とすべきじゃないのかなって単純に思う。私たちがやっぱり家を建てるんだって、2,000万円、3,000万円というのは、やっぱり地元の請負業者に頼みたいというのが常でありまして、それを何かあえてというか、一緒くたにしてがららぼんとやってしまうこの方式は何なのかというふうなのは、今後何か考えていただきたいというのが率直なところでして、その優先順位ですよ。同じような金額、全部が同じですよ、これ金額が。そこが少しでも安く請け負ってはなら別だけれども、同じ金額であって、ガラガラポンってやるときに、やっぱり町内業者に少しでも有利な条件というのがあったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。入札に際しては最低制限価格ということで、関係法令に基づきまして、品質の確保とか、ダンピング受注の防止のために最低制限価格というのを設けるんですけれども、それで、この最低制限価格は計算式を公表しておりますので、それに基づいて、最低制限価格の10社、応札者が受注、希望があるときはこんなにたくさん出ていたという結果がまず入札の結果ですね。抽選に際しては、適正な入札から、競争からすると、なかなか

町内の業者を優先して抽選で上げますというやり方が適当なのかというのはちょっといかがなものかなと思うところで、前段、実際入札発注条件の中に、抽選はこういう形でもやりますということしておりますので、その方式で入札を行った結果がここであったという形になろうかなと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 非常に熊本県各地から指名をされておられますので、この指名業者の基準が何だったのかということが1点と、もう一つはグラウンドの周りにジョギングコースが計画されておられます。照明がそこまで届くのかは、ボラードを動かすわけじゃありませんので、走ることにけっこう足元まで灯りが届くのかということ。その2点をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回10社ということで、一応内部の規定によりまして、最低5社を指名することということでしておりまして、公正な入札にするために、なるべく10社以上になるように、指名業者を選定しているところです。指名業者、市内等から8社選定をしておりますけれども、同種の工事の実績があるところというところから、見てから選定しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。ランニングコースの外周の照明の件でございますが、次期、発注工事の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 設計基準に観客のいない地域型社会とレクリエーションを多様にした基準で設計をされておりますけれども、例えばこれが観客のいるというふうになったら、観客席も照らさなければいけないので、そこがまだ金額が上がるから、なるだけ抑えようということで、観客のいないほうを選択されたのかなという、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、もともと観客席がない整備になっておりますので、基準としては一番最低の区分3でやっております。

そうなりますと、照明の明るさも一番基準は下ということで、工事内容、工事価格も抑えられるということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 入札についてなんですけれども、私も指名業者の選定基準を聞こうか

なと思っていたんですが、もう先ほど御答弁いただいたんで、理解します。

それとあと、公平公正な入札というところでの抽選ということも理解はするんですが、ただ、片矢、先の質問にも上がりました。町の公共事業、これが産業育成に対しての貢献というところも決して無視できるところではないと思うんですけども、非常に相反するファクターだろうなとは思いますが、この辺りに関して、町長のほうはどのようにお考えですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員がおっしゃるように、皆様お思いのように、私もできる限り、町内の業者さんにとっていただきたいという思いがございます。

ただ、先ほど総務課長も申しあげましたように、この競争原理を働かせながら、しっかりといい工事をするためには、町内業者に限らず、町外からの業者さんにも指名には入っていただくという中で、あとは中での決め方といたしましては、公平公正に行うという意味合いでは、これが非常に本当に残念でありますけれども、こういった形を取らざるを得ないと、これが公平公正であるというふうに考えておりますので、引き続きできる限り入札に入る町内業者さんは、できる限り入っていただけるような指名をさせていただきたいというふうには思っております。指名審査委員会には私は入っておりませんので、これに関しては、そういうことで私の考えとしてお伝えしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** そういうことだろうなとは思いますが。ただ今回、この入札の状況を見てみますと、10社の中の町内事業者が2社で、最低制限価格がずらっと並んでいまして、1社辞退なので、8社が同じ金額で、これも計算のやり方も公表をされているということですので、ある意味、最低制限価格を出せる事業者であれば、数がどんと増えて、もう抽選しかないということになって、いわゆる何が言いたいかというと、努力の余地がないですよ。最低行けるんだったら、最低制限価格で出して、もうあとはくじ任せということに、抽選任せになっちゃいますので、町内の事業者の方々も努力をして、頑張っておったよというところで、競争の原理とそこら辺の何というんですかね、企業努力の部分がきちんと出るような形、このように、努力の余地が全然ないですというふうにならないような何か入札の在り方というのを、今後も課題として検討して行ってほしいと思いますが、その辺り、総務課長いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。いただきました意見を踏まえて、どういう形が、これ以上、今のやり方を変える、変えられるのか、変える余地があるのか、その辺も含めて、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンドナイター照明整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 発議第1号 特別委員会の設置について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、発議第1号「特別委員会の設置について」を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 発議第1号、令和6年9月11日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提案者、山都町議会議員、眞原誠、賛成者、山都町議会議員、飯開政俊、賛成者、山都町議会議員、吉川美加。

特別委員会の設置について。

次のとおり、特別委員会を設置することについて、山都町議会委員会条例第5条の規定により、議会の議決を求める。

名称、議会のあり方研究特別委員会。

委員の定数、6人。

目的、地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機関であり、二元代表制の一翼を担う存在として、行政運営のチェック機能を十分に果たすこと、地方公共団体を構成する町民の意思が議会運営に十分に反映されることが期待されている。

そうした議会の機能を今以上に強化し、全国的な議会を取り巻く諸問題を解決するために、議会の組織と運営の在り方、住民と議会のつながり、議会と首長との関係などについて調査、研究を行い、現在の本町議会における改善点を明確化し、改善に向けた取組が行われる場合は、それを指導することを目的とする。

期間、上記の目的が終了するまでの間。

提出の理由です。

議会は住民の多様性を反映するための合議体であることがその存在意義であるにもかかわらず、全国的に議員の成り手不足による定数割れ、選挙が無投票となる自治体が増加し、深刻な問題となっています。その背景として、住民にとって議会や議員がどのような活動を行っているかが分かりにくく、住民に対し十分に伝わってないことが指摘されています。

本町においては、無投票や定数割れの過去はありませんが、人口減少や高齢化が著しく進展する中においては、いつそうした事態に直面してもおかしくない状況です。若年層の政治参画を促し、持続性が見える未来に希望を持てる町、多様性社会の実現を目指し、全ての住民にとって住みよい町を維持していくためには、議会の情報公開と住民との協働をより機能的にし、住民と共に歩む議会の在り方が必要です。先人たちによって培われてきた今の議会の在り方を現在の社会

情勢に合う最善の形に向けてさらに磨き上げるために、課題に取り組む議論の場を創出し、議会を取り巻く様々な課題を調査、研究するために、特別委員会の設置を求めるものです。

以上になります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 議員の選定の方法はいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 議員の選定方法に関しましては、定員6名ですけれども、これはやりたいという方々に、何でしょう、立候補していただくといいますが、手を挙げていただいて決めていきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 同じく今の選定の方法なんですけど、議運では相当議論があったようにお聞きいたしますが、議運に参加していない私たちにはその内容が伝わってきません。本来ならば、全員協議会でしっかりもんで、それから議案提出するのが筋じゃないかなと思いますが、今、発議者の案からしますと、委員はいわゆるやりたい人がやればいいみたいな感じなんですけど、それじゃ偏ってしまうと思うんです。関心がある人がすればいいということならば、それ以外の人は、そういう希望を出された人は自分たちは消極的だ。反対にすればですね。消極的なんだという意味じゃないかなと思うんです。だから、やりたい人でやればいいって、じゃなくて、そこらはしっかりと関心がある人というか、やりたい人がやればいいって、誰が手を上げるのかなと思うんですけど、発議された委員長はもちろん発議されたんですから、されると思いますけれども、また、この6人とした理由もお聞きしたいと思いますが、それともう一つ、現在の本町議会における改善点を明確にし、改善に向けて取り組むときはいわゆる主導することが目的と書いてありますね。それから、先人たちによって培われてきた今の議会の在り方を最善の形に向けてするのがというふうに提起されています。

では、今の最善の形にするための喫緊の課題というのは何でしょうか。この特別委員会を設置する目的を教えてくださいたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今、御質問は3点あったかと思いますが。まず初めに、委員の選定の方法というところでしたが、委員の選定の方法を挙手制度にするというのは、関心のある人だけがやればよいか、そういったことは私は申し上げておりませんで、しかし、この委員会の中に入って、この課題に取り組んでいく、この委員会の中に入りたいとおっしゃる方を、何でしょう。自分から自薦していただかないと、今、議員がおっしゃったような全員協議会を開いて、じゃあ、誰がやるんだ、かれがやるんだというこの議論もまた難しいかと私自身は判断しています。

やはり自薦していただいて、そこに入ってきて来られる方々が委員に構成されるのがいいのか

など思っています。これは質問にはなかったんですが、仮に6名以上の方が自薦されてこられた場合に、また、他薦でも結構なんですけれども、入ってこられた場合に、じゃあどうするのかという話に関しましては、これはやはり手を挙げてこられた方全員で協議して、定員の6人にしていくということがいいかなと思っています。

この定数6人にした理由なんですけれども、今、議員14名、議長も含めておりますが、あまり多いと、残りの任期1年しかないところの中で、一番最後の質問にもちょっと重なってくるんですけれども、今回、この委員会設置の目的というのは、どういう喫緊の課題がありますかという御質問だったと思いますけれども、何というんでしょうか。前回の全員協議会の中でも、それぞれにいろんな議員の方々から、こういう課題がある、ああいう課題があるじゃないかということが噴出してきたと記憶しています。

そういったものを一つ一つ取りまとめながら、何が今、現状の議会において変えていかなければいけない課題なのかというのを、もう少し背景とかいろんなものを研究しながら、何というんでしょうね。確認していく作業なんかも必要になってきますよね。とても全員協議会の中ではまとまらないお話なので、そうしたところを委員会をつくって、委員会の中でしっかり議論をしながら、こういったものの課題が見えてとれる。そして、それをその中でもさらに喫緊の課題はこれなんだということを委員会の中で示して行って、それを今我々の任期の間にどうしても取り組んでおこなきゃいけない事態だということが分かれば、そこに向かっていく。いわゆる、今これをやらなきゃいけないことがあるから、この委員会をつくるんだのではなくて、改善しなければいけない課題があるというのは、前回の全員協議会の中で漠然ながら確認が取れたわけですから、それを前に進めるための機関をつくりましょうというのが、この委員会の設置の趣旨になります。

今の説明で全部網羅していましたかね。議員の質問に関しては一応以上になります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤ですけれども、非常に大変な委員会だというふうに思っておりますけれども、この人選につきまして、今6名という明確に出ておりますけれども、今、委員長の提案者の説明によりますと、やりたい人の中から6名というような話でございますけれども、私どもは議会でございますので、やはりそこの人選はきちんと最初からやるべきだと思います。6人以上になったら、話合いで6人する。しかし、1人か2人しかおらんときは1人か2人でその委員会をしますかということでしょう。

やはりそういった大事なことを決めるのは、やはり議会としては、明確に誰だ、どれだというふうなことを決めとかにゃいかんと思います。例えば、各委員会から2名なら2名、あるいは、議長からの指名で何名というふうに決めるか。私は、議長も副議長も各種委員長は大変忙しいですから、その残りの人だけで、その委員会で検討してもらおうというようなやり方が私は一番ベストだろうというふうに思います。

大変、各種委員長たちも忙しいわけですから、そのことも十分考えた上で、きちんとやはり人選については明確なことをしとかんと、漠然とこれでこの人数でやりますなんていうことは、議

会としてはやはりそんな簡単なことじゃないんで、村寄合とは違いますので、ちょっときちんと決めたほうがいいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 大変先輩からの貴重な御意見ありがとうございます。6名としたもとの基準といいますのも、人数規模というのは確かにあるんですけども、おっしゃられるとおり、今我々の議会の中には委員会が三つありますので、確かに各委員会から、2人ずつとか、そういう人選のやり方もあるだろうと。そういう協議もほかの方々にも相談させていただいたところではあるんですけども、しかしながら、何というんですかね。委員長、副委員長は忙しいのでというお話も確かにありました。

そういうところで言いますと、私も今、広報委員会の委員長も役としては請け負っていますし、仕事量として多いところではあるんですけども、そんな中でも取り組む必要があるな、これを進めていくべきだろうと思われる方々がいらっしゃれば、そこは自薦のほうがいいのではないかと。あまりにも、各委員会、委員会で人数を絞ってしまいますと、ほかの委員会に所属している方でぜひやりたいという方が、人数が絞られてしまうということにもなると思いますので、そういうところでは各委員会から何人というふうには縛ってないというところがあります。

おっしゃられるように、1人、2人だった場合はどうするんだということも確かにあると思います。そこまで、私もそうなった場合にどうするかということまで作り込んで、今回発議はしていませんので、しっかりした答弁はできないんですけども、そこもこの14人、前回のいずれにしても、今回発議に至った根本は、前回の全員協議会の中で皆さんから上がってきた、その御意見というのが、やはり何かしらその今の課題が何かというのを出したほうがいいだろうという御意見がたくさんありましたので、それを決定する機関をつくったほうがいいだろうということで、今回発議させていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから発議第1号採決します。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 期間についてですけど、長期の目的が終了するまでの間といっても、私たちの任期いっぱい以最齢となりますよね。1年ぐらしかない中で、結局はこの間の全協でいろんな意見が出たのを少し取りまとめるといいますかという形になるのかな。

でも、取りまとめるだけじゃあ、次の新しいメンバーに投げることになってしまうので、少しでも具体的なことができるようにするためには、その期間でなるべく、みんな忙しい中ではありますが、議会改革の自分たちのことなので、できるだけたくさん寄って、論議を深めて、それをもう1回全協に投げて、何か一つでも解決するような形というふうな流れとしては、そういうふうになるんでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 委員会が設置されて、ここに書いています目的、いわゆる現代社会において今の議会が改善すべき点がどこにあるのかとかですね。そういったところを抽出していくという作業にはなるんですけども、その進め方とか、あとは喫緊に、すぐにでも取り組んだほうがいだろうという課題があった場合に、それを進めていく進め方などについては、やはり委員会が設置されて、委員の中で、委員の皆さんで具体的な進め方というのは決めていくべきだろうとは思っています。

ただ、西田議員がおっしゃられたように、我々の任期もあと1年と少しというところになりますので、課題の抽出をしている作業と、あと抽出された課題に対して、解決策といいますか、どのように取り組んでいくべきなのかというところの研究までで終わるというか、期間が終わってしまいそうな気もいたしております。

ただそこも、委員会ができてみないと分からない。委員会ができた中で、そこを調査していくというのが大きな目的になっているのかなと思います。

いずれにしても、今後、説明でも申し上げましたように、やはり我々山都町議会においても、いつ定員割れですとか、選挙において無投票になったりとか、そういう事態にならないとも限りませんので、今のうちから、そうしたのが少しでも先に見え隠れしているのであれば、山都町議会を我々今の構成メンバーが次の議会を構成するメンバーに、少しでも機能的な形になるように、今のうちから取り組んでいけるといいなという思いが、今回の発言には込められています。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 本当に前回の全協の中で、このような会をつくったほうがいいのではないかということを受けて、議運の中で話し合いをしながら今回の発議に至ったわけなんですけれども、先ほど問題になっています定数の問題、これは6人というのは先ほど眞原委員長がおっしゃったような数の在り方、今までもいろんなところから三つの委員会から2人ずつに出していきましようというふうなことが、先例的にも合っていたので、妥当な数じゃないかなとも思っているんですが、今、工藤議員からも御心配がありましたように、オーバーした場合、または足りない場合にどうするかというところなんです、そもそもこの委員会の、もちろん私も自薦、他薦でいいかなというふうには思っているんです。

最終的には、議長がこれを指名される委員は指名されるということにもなっておりますので、そういったところの調整は最終的には議長にお願いができればいいんじゃないかなというふうには思っていますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今御質問にもありましたように、最終的にはその委員の選任というのは、議長のほうにさせていただくことになります。このメンバーで委員会を構成しますというところを提出してということになるんですが、ここに示している定数6人に人数が満たなかった場合は、やはりそれは議会、議員全員で調整をして、充足を図っていく必要があるなというふうに私

も思っています。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 私も賛成者の1人として、非常に心配はしております。特に委員の6名の選定の仕方ですけれども、先ほどからいろんな意見も伺っておりますので、やはり、議員の皆さんがこの委員の選定の方法は何がいいのかって、もう少し伺ったほうがいいのではないかと思いますけど。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、質問を返すわけではないのですが、委員の選定、委員の定数は6名なんですけれども、その選定方法に関しては、議員の皆様にもう少し諮りながら、慎重に進めていったほうがいいという御質問だということでもよろしいでしょうか。そうですね。今回発議して、上がってくる質問の中には、その委員の選定の仕方に関していろんな御意見をいただいているということは私も思っておりますけれども、他薦、自薦で集うというやり方で行ってはどうかということころは、実は前回、議会運営委員会の中で、この発議に関する打合せといえますか、意見交換をしたところなんですけれども、その中で、一応そういうふうには、それでいいのではなかろうかという皆さんの御意見もあったので、そういうところで答弁をさせていただいておりますが、しかしながら、それをまたやり直すとなると、それに向けて、また全員協議会を開かなきゃいけないというふうになるかなと思います。

いずれにしても、私が今回この場で発議をさせていただいておりますので、議決をいただきたいので、そういう中では、この場で皆様の議決をいただきたいなと思っております。よろしく願います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** 私も議会運営委員会のほうには、オブザーバーというような形で参加して、いろんな意見があったのも、また、私もちょっと申し上げましたが知っております。

一番の問題は、この委員会の設置に対する異議はほとんど出ませんでした。恐らく前回の全員協議会の中でも出てないというふうに思っております。もうそぎゃんとはつくらんでいいという意見はですね。

ですから、この場ではもう時間も大分経過しましたが、委員会設置についてと、この名称について、できるなら名称についてまで議決を、提案者としては不服な点もあるかと思いますが、この二つを一応議決をさせていただいて、9月議会、27日までありますので、その間、時間を取って、議員だけの全員協議会の中で、人数だったり、人選についてのやり方、これをじっくり話し合ったほうがいいのではないかとこのように思いますが、この件についていかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 少しお時間いただいてよろしいでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後3時19分

再開 午後3時30分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 先ほどの御質問の続きで、回答させて、答弁させていただきます。

提案いたしました発議の中身に関しまして、その委員の定数ということでは6人で提案させていただきます。委員の選定の方法に関しましては、特に今回の発議の中では規定と申しますか、やり方を設けておりません。ですので、まずは私のほうから発議していますこの内容に関して、議決をいただきまして、先ほど御意見もありましたように、委員の選定と申しますか、選任に関しましては、最終的には議長選任になりますので、皆さんと一緒にしながら、委員のほうをどういうふうにしていくのかというのを考えていければなと思っております。

いずれにしても、この今回提案しております発議の中身について議決をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 先ほどから、前回の全員協議会では賛成が多かったとかいうような話があつておりますが、私は全く反対しておりました。

今度の提案についても、早急に解決をせんといかんという問題が具体的にあるかというか、それがあつたら出してもらいたいと思います。

例えば、議員1年しかない期間の中で、議員定数を検討せんといかんとかいう重要な問題ならば必要かと思いますが、やはり必要なのは、執行部の在り方検討委員会ではなかろうかと思つております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 私の先ほどの質疑に対する、皆様の質疑に対する答弁の中で、前回の全員協議会の中で賛成の方が多数いらつしゃつたという発言はしてないと思つます。いろいろな方からたくさんの課題が出てきていたと。

そういうことを受けまして、様々にある課題に対してそれを包括的に考えながら、現在の社会においてどういう対応が望ましいのかということを検討していくに当たっては、全員協議会で、都度、全員協議会で議員全員が集まって協議するよりも、このように委員会をつくつて、それを検討するという組織をつくつたほうがよりスムーズにいくのかなと思つて、今回の発言に至つています。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤ですが、この動議に対しては、一番の課題は、やはり先ほど委員長が言われましたけども、委員の定数の6名、これ選任の仕方ですね。これによっては、これを可決、例えばすればですよ。その後、人選については協議するといっても、この議案自体は生きとるわけですよ。可決すればですね。

ですから、そこで問題になって、あとで人選についてどういうふうにするかというのを協議しても、もうその委員会自体は結局成り立つちゅうことですよ。

ですから、先ほどから問題になっております、やりたい人がやればいいのか、それから、希望を取って、人選するとか、1人か2人でもするとかという話になってくるわけです。

ですから、この人数のところの6人よりも、選任の仕方についてが一番問題になってくると思うんですよ。そこを解決せんことには、なかなかこれを賛成してくれちゅうても、私はちょっと賛成できんとです。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今回発議で提案させていただきましたこの内容、あくまでもこの内容で皆様検討いただいて、議決をお願いしたいと思っているんですが、委員の定数につきましても、6人というこの人数規模感が妥当だろうというところで提案させていただいております。

何度も申し上げますが、選任の仕方に関しましては、今回この場には記載しておりません。理由としましては、まだ会期もありますし、今会期中にでもその辺りのことが進めればよいなと思っておりますし、何度も申し上げますが、最終的には議長のほうからの選任になりますので、いずれにしましても、今回のこの内容で、議決をいただければと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 最終的に発議者が、いずれにしても、これでよろしく申し上げますと言われますけれども、やはり中身の問題なんですよ。もう少し詰めてということで、私が一番最初に申し上げましたのは、やはり採決する前にちゃんと中で統一見解というか、みんなで意思を統一するために、全員協議会を開いてはどうですかって言いましたけども、発議者はいやもうそれはしませんということでした。

先ほど、副議長のほうから言われたときは、何かそれでもいいかなみたいな雰囲気がかっちに伝わってきたんですが、答弁が一貫してないんですよ。やはりこれは今、12番がおっしゃったように、決めてからもめたじゃあ、じゃあ何でこれを採決したんだってなるんですよ。

ですから、やっぱりこの6人の選任の方法とかしっかり審議してからしてからしないと、みんな納得しないまま、1回、前、全員協議会ではいろんな課題があるよねって、じゃあ、つくったらいんじゃないかなって。全員協議会ですから、何でも言っているから、それぞれの意見があったかもしれませんが、じゃあ、いよいよこの特別委員会をつくるとなったならば、それに向けてしっかりと私たちが審議をしていかなければならないんですよ。

ですから、私がたった今、何か喫緊の課題がありますかと言っても、いやいやそうじゃありませんけれども、これからの問題に対して言われたので、今、この選任の仕方も分からないま

んま出さなくちゃならないのかというのが発議者に対しての質疑だったんですが、もうちょっと中身がやっぱりみんなが納得するような中身でない。

ですから、私はせめて27日まで会期がありますので、その間にでも、全協でも開くなりして、もうちょっと内容を煮詰めてからでいいんじゃないかなと思います。例えばやりたい人が8人いましたって、あと2人落とさなくちゃならない。それは、議長が落とします。いや、絶対、これ私したかったのになって、その人の思いが届かなくなりますよね。逆に4人で、あと2人足らんと。それを議長がどのようにして、選任されるのかって、やっぱり一人一人をお願いしまして、誰かに議長が当たらなくてはならないと思うんですよね。議長の責任も重くなりほしくないかなって心配はするんですが、何か今日採決しなくちゃならないのかなという思いもあります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今、皆様の質疑に対して、私の答弁に一貫性がないというふうな御指摘をいただきました。私としては、常に一貫した答弁をしているつもりでおりまして、冒頭、今、藤川議員から一番最初に質問いただいたときに、どのように選任するのですかということで、実はこの発議の文面、内容を見ていただきますと分かるとおりに、その選任の仕方に関しては、今回提案はしていないというところです。

なので、あえてそこをどのようになるのかというふうに質問いただいたのだらうと思います。選任の仕方に関しましては、自薦、あるいは他薦というところで、まず、名のりを上げていただくというところで、これはこの発議の中身の背景にはしっかりあります。

しかしながら、それで決まらなかったらどうするんだというところのお話を、次は、工藤議員のほうからいただきました。そこに関しましても、最終的にはそうなった場合には、議員の皆さん全員で協議しながら決めていっていただきたい。あるいは、決めていきたいと思いますという答弁をしたかと思います。

今、私が申し上げたことが全てでありまして、今回のこの発議に関しましては書いてあるとおり、こういう形の特別委員会を、議会として、我々の残りの任期の期間中にその作業を進める機関として設置したほうがいいのかどうかというところを、私は設置したほうが良いと思いましたので、今回発議として提案させていただいている。そういうところですので、そこを今回、議員の皆さんに御判断いただければと思います。

あと、それともう一つ、先ほど5番、中村議員のほうからの質問に対して、一つお答えしてなかったところがあったんですが、今、何か喫緊の課題がありますかという問いがあったかと思います。喫緊の課題それぞれにどういう課題があるというのは、前回の、それこそ全員協議会の中で、皆様それぞれに思っていらっしゃるところがあったと思います。それをいろんな方が手を挙げて意見なされたかと思っています。

そうしたものをしっかりと取りまとめていく期間が必要だということも思いますので、それがこの特別委員会設置の主な目的ということになっていきますので、そこもぜひ御理解いただいた上で、議決いただければと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 動議をお願いします。議会運営委員会を開いていただきたいと思いま  
す。

○議長（藤澤和生君） ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時40分

再開 午後 4 時01分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま12番、工藤文範君から議会運営委員会を開くことの動議が提出されました。

賛成者はありますか。

もう一度言います。議会運営委員会を開くことの動議が提出されました。

賛成者ありますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） この動議は2人以上の賛成がありますので、成立しました。

12番、工藤文範君からの提案のとおり、議会運営委員会を開催することに賛成の方は起立願  
います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） したがって、これからしばらく休憩して、議会運営委員会を開催する  
ことに決定しました。

なお、執行部は御退席ください。

---

休憩 午後 4 時07分

再開 午後 4 時42分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議会運営委員会について、後藤議会運営委員長に報告を求めます。

後藤委員長。

○議会運営委員長（後藤壽廣君） 皆さん、お疲れでございます。

ただいま議会運営委員会を開きましたところ、議会運営委員会では協議したところ、延会する  
ということが適当であると決まりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。  
本日はこれで延会します。

---

延会 午後4時43分

9 月 12 日（木曜日）

令和6年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年9月5日午前10時0分招集
2. 令和6年9月12日午前10時0分開議
3. 令和6年9月12日午前11時38分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第3号）
  - 日程第1 議案第62号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
  - 日程第2 議案第63号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第3 議案第64号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第4 議案第65号 令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第5 議案第66号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学 校 教 育 課 長	鈴 木 保 幸

生涯学習課長 上 田 浩 そよう病院事務長 枝 尾 博 文  
監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外 2 名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第62号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第62号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。

それでは、議案第62号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

歳出から説明しますので、15ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。1目一般管理費では、12節において、令和7年2月11日に、本町が合併20周年を迎えるに当たり、記念式典を実施するための運営委託料を計上するものです。

4目諸費では、18節において、申請希望者の増加を受け、防犯カメラ設置支援補助金を増額するもので、財源は国の物価高騰重点支援交付金を活用するものです。

5目財産管理費では、10節において、昨年度からの豪雨災害等で、蘇陽地区の町有林巡視道の一部で通行に支障を来している箇所があるため、修繕料として111万円、12節において、蘇陽地区の鬼ヶ城団地の全伐跡地の再造林委託料として692万7,000円、蘇陽地区伊勢造林組合が管理する分収林を全伐処分して清算するための立木調査委託料として38万円を計上するものです。

11目企画費では、12節において、令和6年3月に策定した山都町地域公共交通計画に沿って各種施策を展開していく上で必要とする業務支援に要する委託料を計上するものです。

28目山の都づくり事業費では、18節において、申請希望者の増加を受け、山都町定住支援住環境整備事業補助金並びに山の都定住支援事業補助金をそれぞれ増額するものです。

16ページをお願いします。

29目ふるさと寄附金事業費では、7節から12節において、ふるさと応援寄附金増加を見込み、謝礼品等経費を増額するものです。

3項戸籍住民登録費です。1目戸籍住民登録費では、16ページの1節から17ページの8節において、マイナンバーカード業務対応の充実を図るために、会計年度任用職員を雇用するための経

費を計上するものです。

17ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。3目障害者福祉費では、12節において、障害者虐待防止支援事業について、消費税が非課税扱いの事業との認識で受託事業者と業務委託を締結し事業を実施していましたが、厚労省、国税庁の見解により、消費税が課税される事業である旨示されたことを受け、消費税相当分を業務委託料に追加して支払うための経費を計上するものです。

また、次の18ページ、18節では、12節と同様に、上益城圏域相談支援事業について、消費税が非課税扱いの事業との認識で、受託事業者に対し上益城圏域の関係町で負担金を拠出し事業を実施していましたが、厚労省、国税庁の見解により、消費税が課税される事業である旨示されたことを受けまして、消費税相当分の負担金を追加して支払うための経費を計上するものです。

5目老人福祉費では、18節において、町内の介護保険事業所が新たに事業展開するために要する施設整備費700万円、開設準備経費1,660万円を計上するものです。

6目老人福祉施設費では、14節において、施設の老朽化に伴い、柏老人福祉センターの屋根改修工事に1,111万6,000円、生活支援ハウス清楽苑改修工事に828万6,000円を計上するものです。

7目保険事務費では、18節において、令和6年度の後期高齢者医療費、療養給付費負担金額の確定に伴い負担金を減額し、22節では、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金額確定に伴う返還金を計上し、27節では、令和6年度の介護保険事業、低所得者保険料軽減負担金の交付額決定に伴い介護保険特別会計の繰出金を減額するものです。

19ページをお願いします。

2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、18節において、延長保育事業の国の基準額が見直されたことを受けて増額するもので、22節では、次のページの20ページにかけまして、令和5年度に実施した各事業の事業費確定に伴う返還金をそれぞれ計上するものです。

20ページです。

3目児童福祉費では、保育士の欠員を補充するために会計年度任用職員を雇用するための経費を1節から8節に計上するものです。

21ページをお願いします。

4款1項保健衛生費です。4目予防費では、12節において、令和6年10月から定期の予防接種に移行する新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料を計上するものです。

2項清掃費です。1目塵芥処理費では、18節において、廃棄物処理施設の敷地造成工事に係る概略予備設計を行うための上益城広域連合に対する負担金を計上するもので、構成町で均等に負担するものです。地方自治法の規定に基づく広域連合の規約で定める分賦金であり、広域連合補正予算への計上を受け、法的に関係地方公共団体が必要な予算上の措置をしなければならない義務的経費となります。

5款1項農業費です。3目農政費では、18節において、島木ライスセンター利用組合が実施する籾摺り機導入補助として、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金86万3,000円、鶴ヶ田の山都町攻めの園芸生産第10組合が実施する自動かん水システム導入補助として、攻めの

園芸緊急生産対策事業補助金330万6,000円を計上し、実施主体に対し補助するものです。

22ページをお願いします。

7目水田農業対策費では、22節において、令和5年度経営所得安定対策等推進事業補助金額確定に伴う返還金を計上するものです。

10目団体営土地改良費では、14節において、蘇陽地区椀山の農業用送水ポンプ電動機の故障に伴う取替え工事に1,487万4,000円、13節及び15節は、付随して必要とする経費を計上するものです。

12目大矢野原演習場対策費では、14節において、中島地区用水路改修工事のうち、小星水路改修工事396万円を追加して実施するもので、10節は、付随して必要とする経費を計上するものです。

13目中山間地域総合整備費では、1節において、御岳地区での換地委員会会議を実施するに当たり、県との調整により回数を増加する必要があるため、増加分の経費を計上するものです。

23ページをお願いします。

2項林業費です。2目林業振興費では、18節において、特用林産物施設化推進事業補助金として、上益城農業協同組合椎茸部会に84万円、神ノ前地区機械利用組合に91万9,000円の計175万9,000円を機器導入補助として実施主体に対し補助するものです。

7目治山費では、14節において、令和6年3月23日の豪雨により被災した柚木脇ノ迫地区民家裏の治山工事費682万5,000円、12節は付随して必要とする経費を計上するものです。

24ページをお願いします。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、12節において、町内の消費喚起と商店街の活性化を促すことを目的として、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を行うための業務委託料2,300万円を計上するものです。財源は国の物価高騰重点支援交付金です。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費では、10節において、道路施設等の修繕対応が増加したことを受け、修繕料300万円、13節において、町道清掃に係る集落利用による重機借上げが増加したことを受け、重機借上料200万円を増額するものです。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費では、11節から16節において、町道上鶴線改良に係る地権者との交渉再開を受け、各経費を計上するものです。

25ページをお願いします。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、12節において、町道椎原1号線改良に係る建物等調査を実施するための委託料を計上するものです。

8目自然災害防止事業費では、14節において、町道津留線に接するのり面に落石防止網を設置する工事費を計上するものです。

4項住宅費です。1目公営住宅等管理費では、21節において、南田団地外構工事に伴う電柱移転補償費を計上するものです。

26ページをお願いします。

9款4項社会教育費です。2目公民館費では、17節において、中央公民館備付けのプロジェクト

ター故障に伴い新たな機器を購入するための経費を、22節において、中央公民館の一室を山都町商工会に有償で貸付けするに当たり、公民館建設に補助金を活用していることから、国に対し財産処分の承認申請を行う必要があり、それを受けて補助金の返還金を計上するものです。

13目通潤橋保存活用事業費では、14節において、御小屋に腐って形が崩れたり、雨漏りがあることから、一部を解体し、雨漏り等養生のための工事費を計上するものです。

10款災害復旧費は、本年7月の梅雨前線豪雨により被災した農業施設、27ページは林業施設、28ページは公共土木施設の災害復旧費をそれぞれ計上するものです。

29ページをお願いします。

12款2項基金費です。9目学校教育施設整備基金費において、義務教育学校建設に要する費用に充てるものとして、令和5年度一般会計繰越金の一部を財源化して積立てを行うものです。

11目ふるさと応援基金費において、令和6年度のふるさと応援寄附金の増加を見込み、基金積立金を1億5,900万円増額するとともに、ふるさと寄附金事業費の過年度分の歳入歳出において余剰分があることから、令和5年度一般会計繰越金の一部を財源化して、6,314万6,000円を積み立てるものです。

13款予備費は調整です。

続きまして、歳入について説明しますので、9ページをお願いいたします。

1款1項町民税です。1目個人では、本算定後の収納状況並びに定額減税による減収分を見込み減額するものです。

11款1項地方特例交付金です。1目地方特例交付金では、定額減税による減収補填額4,214万4,000円並びに住宅借入金等特別税額控除分106万6,000円、計4,321万円増額するものです。

14款分担金及び負担金は、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。10ページをお願いいたします。

15款1項使用料です。1目総務使用料では、令和6年10月から運行するコミュニティバス、浜町馬見原線です、の運賃分を増額するものです。

7目教育使用料では、中央公民館を山都町商工会に有償貸付けすることから、その使用料分を増額するものです。

16款国庫支出金、11ページ、12ページの17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたしますが、11ページの16款2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金の子ども子育て支援事業費補助金は、歳出には予算計上はありませんが、今回、補助対象となったことを受け、財源組替えを行うものです。

13ページをお願いします。

19款1項寄附金です。10目ふるさと寄附金では、令和6年度のふるさと応援寄附金の増加を見込み、3億2,000万円増額するものです。

20款1項特別会計繰入金です。1目特別会計繰入金では、令和5年度介護保険特別会計の事業費確定に伴う精算分として1,544万5,000円を受け入れるものです。

21款1項繰越金です。1目繰越金では、令和5年度の一般会計繰越金2億1,062万1,000円、令

和5年度国民宿舎特別会計廃止に伴う決算剰余金1,349万6,000円を計上するものです。

14ページをお願いします。

22款諸収入につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。

23款1項町債です。1目総務債では、臨時財政対策債発行可能額が決定したことを受け、起債借入額を増額するものです。

6目土木債、9目災害復旧事業債は、起債対象事業の追加及び変更に伴い、起債借入額を増額するものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和6年度山都町一般会計補正予算。令和6年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億9,400万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第62号の説明が終わりました。

本案に対しまして、西田由未子君ほか1人から、お手元に配付されました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** おはようございます。

ただいま議長のほうから言っていただきました修正案について御説明を申し上げます。

議案第62号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

歳出における4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費18節負担金補助及び交付金1,160万円を減額することについて、2点理由を述べます。

一つ目、これは廃棄物処理施設整備のための上益城広域連合負担金とありますが、上益城広域連合規約によりますと、一般廃棄物処理施設建設に要する経費のうち、用地取得を除いたものに要する経費は、関係町の人口、施設の利用度等を基準として関係町が協議して定めるとあります。

今回の予算は、敷地造成をするための概略予備設計業務委託料となっています。今後、広域連合で取得した土地に一般廃棄物処理施設が建てられるのか、産業廃棄物処理施設が建てられるのか分からない状況の中で、この経費の負担割合を協議するには、規約に一般廃棄物処理施設建設に係るとあるところを改正する必要があると考えます。

二つ目に、また、そもそも産業廃棄物処理施設を建てたい民間業者の環境アセスメントがまだ

終わっていません。環境アセスメントが終わり、適切な判断がなされ、どんなものがどこに建てられるのかが分かってからの敷地造成のための予備設計予算であるべきだと考えます。

アセスメントが終わっていない、また、どんなものが建てられるかも分かっていない中のこの予算計上は適切でないとする、この2点を理由とさせていただきます。

以上の理由をもって、一般会計補正予算（第3号）に対する修正を行うもので、修正内容について御説明をします。

令和6年9月12日、山都町議会議長、藤澤和生様。

発議者、山都町議会議員、西田由未子、山都町議会議員、坂本幸誠。

議案第62条、令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の案を添えて提出します。

まず最初に、4ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費18節負担金補助及び交付金を、先ほど申し上げました理由により1,160万を減額し、補正額をゼロとします。

歳入に関しては、3ページで、21款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額のうち、令和5年度一般会計繰越金を1,160万減額し、1億9,902万1,000円とし、補正額を2億1,251万7,000円で、計を3億1,251万7,000円とします。

次に、歳出歳入補正予算事項別明細書の説明をします。2ページを御覧ください。

歳入、21款繰越金において、先ほども申しましたが1,160万を減額し、補正額を2億1,251万7,000円、計3億1,251万7,000円とし、歳入合計を181億8,240万円とします。歳出は、4款衛生費、財源内訳の中の一般財源から1,160万を減額し、860万6,000円。その結果、補正額が2,545万5,000円となり、衛生費は合計12億5,918万3,000円、歳出合計が181億8,240万円となります。

1ページに戻りまして、議案第62号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）を次のように改める。第1条第1項中、81億円を79億8,400万円に、181億9,400万円を181億8,240万円に改めるとします。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** これから質疑を行います。

質疑は、執行部が提案した原案と修正案に分けて行います。なお、質疑の回数は、原案と修正案それぞれについて1人3回までとします。

まず、執行部提案の原案に対する質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 15ページをお願いします。

山の都づくり事業費です。山都町定住支援住環境整備事業補助金、申請の増による補正額を1,000万円上げておられます。それから、その下の山の都定住支援事業補助金1,000万円。恐らく当初予算の見込みよりも多かったからということだと思いますが、当初の見込みが幾らでというか何組っていいですかね、申請人がどれだけで幾らだったのが、今回何人増でどうなったかとい

う、その詳しい説明をお願いします。それでもう足りるのかということですね。

町長は、この町に住んでもらいたいということはずっと呼びかけてこられましたので、もうこれはごもつともな歓迎する予算だと思いますけれども、足りなければどうにもなりませんので、まだ半年もたたないのに増額しなくてはならないということは当初の予算が甘かったのではないかなという懸念がございます。その説明をお願いします。

それから18ページです。

老人福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、開設準備金として700万円の補助の場所をお願いします。多分これ、蘇陽支所の中にはないかなと思いますけれども、だろっじゃいけませんので、その説明をお願いします。

それから、24ページ。

山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料2,300万円ですね。以前からキャッシュレスに対して高齢者等が、商品券などが取扱いがいいんじゃないかということが再三要望がなされておりましたけども、どういふふうに対応されるのかをお伺いいたします。

それから、26ページです。

公民館費、商工会が一部借用されるに従って返還金をしなくてはならなくなりましたけれども、収入のほうで負担金というか、あっておりますが、いつから入られるのかと、年間の使用料というか、その積算基礎を教えてくださいたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。山都町定住支援住環境整備事業補助金と山の都定住支援事業補助金のお尋ねかと思いますが、初めに山都町定住支援住環境整備事業補助金は、転入前5年以上継続して山都町外に住民登録をしていた者であって、定住を目的に町に転入し、または年度内に居住を開始し、以後5年以上の居住を確約できるものに対して住宅取得の2分の1の経費を補助するものです。上限額は100万円です。

今年度は当初予算を大幅に上回る申請や相談が、既に7月の時点で大幅に寄せられております。当初の見込みが甘かったのではないかという御指摘がございましたが、当初予算の計上時には1,000万円ほどの予想で足りるところで計上しておりました。今回の補正では、現段階で申請や相談が具体的に進められており、かつ年度内に完了が見込まれる物件について予算を計上させていただいております。

山の都定住支援事業補助金についても同様で、これは空き家の改修、引っ越しの費用、家財や不要物の撤去に対する補助ですが、補助対象経費の5分の4以内で上限が100万円。これについても同じく年度内の完了が見込まれる物件について、現段階で申請相談が寄せられているところで、1,000万円の予算の計上をさせていただいているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。18ページの老人福祉費、介護基盤緊急特別対

策事業、それから施設開設準備の補助金2,360万円につきましては、清和地区で訪問介護施設を開設している事業所が、需要増のため矢部地区で新たに事務所を追加で開設されるということで、施設開設準備金、それから医療機器の設置の費用を計上いたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

**○商工観光課長（山下公司君）** お答えいたします。今回のキャッシュレス決済サービス事業ということで、まず、議員が御指摘いただきました高齢者関係等の方々、商品券への要望がありますことは十分承知いたしております。

その中でございますが、今回も物価高騰の影響の売上げ対策、また2番目に、九州中央自動車道、矢部通潤橋インターチェンジ開通に伴う誘客対策、三つ目に、閑散期となります冬場の消費喚起等を目指しまして、この事業を取り入れるということでございます。

また、併せてでございますが、前回の実績を申し上げたいと思います。一般的にデジタル関係の対応が難しいと思われやすい高い年齢層におきましても、前回実施の実績で、40代が162%、50代が162%、60歳以上が153%という伸びを確認しているところでございます。このことによりまして、全世代への事業効果が高いのではというふうに思っております。

また、本町のデジタル推進につきましても申し添えますが、企画政策課によります住宅向け移動スマートフォン教室などが開催されておまして、地道ではございますが、一つ一つの取組が、本事業への効果も促すということになっているんじゃないかというふうに思うところでございます。

また併せて最後にですが、昨年実施されました、これは町予算ではなくて、第三セクター関係の費用を用いたプレミアム商品券でございますが、1,000万に20%のプレミアムということになっております。ただ、今回のキャッシュレス決済事業につきましては2,000万円のポイント換算といたしますと1億円の経済効果が生まれると。町内外の方が使われることによりまして、前段で申し上げましたこの目的を達成することと、なおかつ、町内の高齢者の方々にもデジタル関係を使われる方が増えておりますので、そういった方々にも対応できるという総合的な判断をもちまして、今回のキャッシュレス決済サービスポイントを、3年目となりますが、国の補助金を用いまして、経済効果も含めまして、使用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** ページ、26ページの償還金に係る中央公民館の貸付けの件ですけど、中央公民館の、まず貸付け、いつからになるかということでございますけれども、6月12日付で国の文科省へ財産処分申請を行っております。しかしながら、まだ承認申請が下りてきておりません。3か月ほどを、大体承認が下りるのかなということで見込んでおりましたが、まだ来ておりません。しかしながら、一応9月の下旬、承認申請が終わったとして、10月上旬から中央公民館の貸付け、財産使用許可で行う予定です。その後、中央公民館の改修が約3か月ほどか

かりまして、来年明けに供用開始がなるのかなと見込んでおります。

それと、年間の使用料でございますけど、これについては、公民館の使用料は建物使用料ということで、固定資産税評価額から許可する部分の面積、全体の延べ床面積から換算しまして、建物に係る部分は36万9,000円ほどありました。その他の経費で光熱水費、維持管理費がプラスされまして、これが昨年度の光熱費あたりの計算が、耐震改修の時期で全然使っておりませんので、その前の年度で計算しまして、トータルで54万7,000円ほど年間試算しております。それを、あと半年6か月間計算しまして、月の4万5,000円で計算しておりますので、27万円というふうに試算しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** 21ページ、衛生費の中の塵芥処理費ですね。その説明の中で総務課長が義務的な経費であるというようなことをおっしゃったかと思います。その点につきまして具体的に説明をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。まず御存じのとおり広域連合のほうで、規約第17条第1項において、広域連合の経費は関係町の負担金等による収入をもって充てると。また、第2項において、関係町の負担金の額は広域連合の予算において定めるものとするというふうな規定がございます。さきの広域連合議会で議決された上益城広域連合一般会計補正予算（第1号）に基づき、今回の補正予算にて計上したものという形になります。

広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金なんですが、負担金イコール分賦金というんですけれども、これは地方公共団体が必要な予算上の措置をしなければならないと規定されております。地方自治法第291条の9第2項に規定してあるんですが、これはいわゆる義務的経費という形になります。ですので、今回、広域連合の議決で予算が策定されたことを受けまして、町においても、計上せざるを得ませんので計上させていただいたという形になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。

同じ21ページの農政費の中で、国県支出金が306万7,000円というふうにあります。右の説明のところでは、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金を330万6,000円ということになっておりますので、これは単なるトンネルじゃなくて、町から約1割ぐらいの上乗せがあっていると思います。これはそういう理解でいいですかね。町から上乗せしたというような理解で。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、ちょっとお答えしたいと思います。

くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業につきましては、単県事業となりまして、総事業

費は190万円、これは島木のライスセンターの分ですけれども、補助対象経費が172万7,273円となりまして、県の補助金が2分の1で86万3,000円となっております。

攻めの園芸緊急生産対策事業補助金のほうが330万6,000円ということになっておりますけれども、これにつきまして、総事業費が720万7,300円と、補助対象経費が661万3,000円、県の補助金が3分の1つきまして220万4,000円となっております。この部分につきまして、町の補助金が110万ついて、110万2,000円ついているというところになっているところがございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 24ページの土木費の道路維持費のところ、使用料及び賃借料のところ、重機借上料が200万補正を組んでありますけれども、私たちの地域も重機を借り上げさせていただきまして町道の管理をさせていただいたところ、地域住民から非常に喜ばれております。

これをもう少し、昨日も話がありましたけれども、知らない地域が多いと。民間の力を利用するというので、これをもう少し周知徹底させて、どこの地域でも、今オペレーターがおるところは非常に、今、自分で草刈り機で刈るよりもきれいだし、楽でもありますし、町道の管理も今、非常に厳しくなっておりますので、区が共同でしていただくと非常に町としても助かるかと思っておりますので、もう少しこれを趣旨徹底させていただきまして、借りる方が、借りる地区が増えるような政策をお願いしたいと。よろしく願いしておきます。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** この機械借上げにつきましては、ここ二、三年、急に伸びてきているような状況にあります。建設課としましては、土木建設業者に請負で、38路線、100キロほどの委託、これについては、昨日ちょっと一般質問でありましたとおり、幹線、スクールバス路線を含めた幹線をやっております。残り9割のそれについては地元でお願いしておるという中で、もう高齢化されてなかなか切れないというところの集落の中で、オペレーターまで手配できて、地元でできるというところに対して、機械借上げの補助を行っているような状況です。

今回、補正でも上げましたとおり、なかなか増えてきとるものですから、これについてはまた今後とも、地元の意向等を踏まえて考えていきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

7番、興梠誠君。

**○7番（興梠誠君）** 興梠です。

災害の件についてお尋ねしたいと思いますが、現年災の災害だと思っておりますけれども、農災と林災と公共災、この件数ですね。今年の件数と、発注はこれからだと思っておりますが、前年災の災害もまだ残っているかと思いますが、そこあたりの進捗状況といいますかね、どういう形になっておりますか、教えていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、まず農災のほうから説明したいと思います。農災

につきましては、農地が8件、施設が9件を今回の予算として計上させていただいているところでございます。合わせて17件で、2,730万の計上と。工事費ですね。

それから、林災のほうで、矢部水越線と久留見尾線の2件の工事を計上しているというところでございます。

それから、これまでの災害の進捗状況でございますけれども、8月末現在で、令和2年災は一応全て完了しているというところでございます。令和2年災が238件あったということでございます。令和3年災が344件ありまして、竣工までが318件となっておりますので、残り26件と。令和4年災が44件ありまして、竣工しているのが40件ということで、残り4件という形になっております。令和5年災はただいま発注をしておりますけれども、全体が326件で、289件を契約済みということで、およそ88%が契約しているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 公共災について説明いたします。今回、補正予算で上げております予算につきましては、今年の梅雨時期、6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨による災害、河川2件、道路6件、8件の災害がっております。今週ちょうど災害査定が行われていているところです。

先日の台風10号につきましては、防災無線で言っておりますとおり、18日までちょっと受付やっております、今、大体20件ほど、災害が報告がされているところです。

前年の災害でいきますと、公共災につきましても、令和2年災までは完了している状態です。令和3年、4年災については発注済みでして、今、工事のほうを進めていっているところでございます。令和5年災につきましては、件数で234件、30億ほどの被害がっております。そのうち発注が残っている分が15件、河川がございまして、これにつきましては、県の管理河川と、ちょっとダブっている部分であったり、砂防河川あたりで、県との調整を行わなければならない分について発注をまだ見合わせているところで、県との調整ができ次第、発注を進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 先ほど8番議員から、移住・定住についての補助金の質問がありましたが、課長の答えは、今年度中に完了するものについてという話でしたが、いろんなところから、この補助金がもういっぱいいっぱい申請ができないという話がありました。今年度中に完了するということは申請済みの人たちということですよ。そうすると、まだ申請する人たちがいるかもしれないという話になってきます。これで足りるのかどうか。

最高額とかそういうのは分かっていますけれども、何件ぐらい、今、申込みされて、今年度中に完了するのか。あるいは、それ以降に見込める人がいるのか。そういったところを知りたいのと、

もう一つは、合併20周年記念の式典が行われるそうですけども、10周年のときも行われたんでしょうか。そこをちょっと。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** お答えいたします。まず、現在申請済みか、していないかということなんですけど、申請済みの方もいらっしゃいますし、これから申請をされる予定の方もいらっしゃいます。

件数で申し上げますと、100万円の上限なので、10件分を見込んでおります。

以上です。

**○6番（矢仁田秀典君）** 両方。定住支援住環境整備事業補助金と山の都定住支援事業補助金の両方とも10件か。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** そうです、両方とも10件です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。合併の10周年記念事業ですね。期日とかまでちょっとはつきり覚えてないんですけども、確かに開催されております。そのときは合併功勞の表彰であったり講演会等もたしか行われて、蘇陽支所のほうで行われたんじゃないかと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 10件、10件というのは分かりました。両方とも10件、10件だと。これ以上に増える可能性がないかと。これで足りるのか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、平岡哲也君。

**○山の都創造課長（平岡哲也君）** 増える見込みがあるかないかというのは分かりませんが、当然増えたらまた12月に補正を計上させていただきたいという考えでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 21ページ、4款衛生費のところなんですけれども、先ほど修正動議が上がってきていまして、質問はこちらの一般会計補正予算の前の質問なんですけど、ここで上げられている部分、この金額が義務的なもので必要なものであるという説明は先ほど御説明いただいたんで分かるんですけども、もしもっていいいますか、これが予算に計上されていない場合、広域連合に対してどのような手続が発生してくるのか、どういう状況が予測されるのか、その辺りちょっと教えていただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。先ほど義務的経費ということで申しましたけれども、もしこの議会において修正動議が成立して、もしその分の予算額を削除なりされたということ仮定して言うと、この場合は、地方自治法の規定に基づきまして、義務的経費ですので、

地方公共団体の長は、理由を示して再議に付さなければならないとなっております。

また、その再議においてもなお、その部分が削除が認められたという場合には、これも地方自治法上の規定なんですけれども、町は議会の議決を得ずにその経費及びこれに伴う収入を予算に計上して、その経費を支出することができるというふうに規定されております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。

先ほど9番議員から道路維持についての御質問がございましたけれども、非常にありがたいという話でございました。しかし、昨日の一般質問の中では11番議員から、何も知らされていないということがあります。

町としては、周知の方法をどうやって周知しているのか。区長会なりで説明したのかどうか、そこのところをお伺いします。それと同時に、矢部、清和、蘇陽で昨年度使用した実績、それは後で出してください。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** 機械の借上げにつきましては、先ほど申しましたとおり、ここ二、三年ちょっと伸びている状況と。あと、地元住民に対して説明しているかということ、その説明というのはやっておりません。地元が、オペレーターまで準備ができて、機械を借りるという状況になれば、そこで要望書が上がってきている状況です。

今後はちょっといかなる形かで、あくまでもオペレーターは地元で準備していかなんものから、オペレーターがいない集落中にはあるかと思われるんですよね。その辺はちょっと協議していきたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** ですが、やはり行政ですから周知はきちんとしていくべきで、そして必要なところは申請をしてもらおうということをきちんとせんと、全く誰も知らんで、知るところとだけしてですよ、知らんこは全然知らんけん、自分たちで借り上げてですよ。草切りなんて物すごい高いですよ、あれは、借上料が。

ですから、地域でも、本来ならば町道ですから町でせにゃいかんことです、管理は。それを地元でやってもらいよるわけですから、やはりその点は、行政のやり方としてはきちんと周知をして、そして手を挙げるところはする。それでもやらんこはやらんというふうなことにせんと、どうも何か。蘇陽地区の質問、一般質問もありましたけど、みんな知らんですね。そういうこっちら行政としていかんと思いますので、今後はきちんとやってください。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、12番議員が御指摘のとおり、これまで、機械借上げ、モアの借上げにつきましては、住民のほうから建設課に説明があった際、それに対し

て対応していたということで、その周知ができてなかったことに対しては今御指摘のとおりだというふうに思っております。今後しっかりこの辺も周知しながら、できるだけ多くの方がこういう形で労力の軽減につながるような対応もしていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 修正動議について御質問したいと思います。

せっかく修正案を出していただいて……。

**○議長（藤澤和生君）** 10番議員、修正案は次にします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで執行部提案の原案に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、修正案に対する質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 先ほどはちょっと先走ってすみませんでした。

修正案についてお話を伺いたいんですけども、先ほどから、本予算のとき、補正予算でも御説明があったように、広域で決まったことを義務的に支出しなければいけないのだという話の中で、今回修正を出されるという、4番議員のもやもやとした気持ちは分からないではないんですけども、ここで私たちが、5町で一緒にやっていることを、うちが単独でこれを蹴るというか、出さないというふうなことについて起こり得ることについては、何というかな、御自分の行動に対してどういうふうな覚悟というか、今後のことについて思っていらっしゃるのかなというところをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 御質問ありがとうございます。お答えします。義務的経費であるということで、おっしゃった部分については私も、2月の広域連合議会で、各町の負担割合がもうきちんと規約の中に決まっていて、それで、3月議会で承認するというその流れについては承知していますし、それはそれで、そうだと、義務的経費ということでの支出はそのとおりだと思っております。

ただ、今回のことに関しましては、先ほどの理由にも言いましたように、その負担、土地の概略予備設計に、造成の概略予備設計業務については、負担割合は決まってない中で協議されているわけですね。その協議するに当たっての規約に、一般廃棄物処理施設建設に係ると規定をして

あります。なので、その負担割合を今回協議する必要があるというのであれば、この一般廃棄物処理施設建設に係るところを改正した後に、改正の議案を各町に下ろした後で、そして負担割合が決まって、その負担割合は義務的経費になると思うんですよね。だから、その部分がないままで出されていることに対しては、やっぱりどうしても納得がいかないと。一般廃棄物処理施設建設ということで限定してあるから、それを例えば、一般廃棄物処理に係るということであればもっと包括的になるので、そういうふうに規約を改正してからの提案であれば、まだ納得ができるところでありました。

先ほどの3番議員のお尋ねにあったように、もしこれが、減額案が通っても、最終的には町長判断で出すことになるというふうにおっしゃいましたが、そういう事態になるかもしれない、滞らせるかもしれないという心配については、私個人のあれでそういうふうになるのは非常に、何ていうかな、そういうふうになるのもどうかという気持ちもないわけではございませんが、広域連合で行う一般廃棄物処理の事業が遅れてしまうということになってしまうかもしれませんが、熊本地震の後に計画の遅れがあるのも承知していますし、そういう懸念があるというのも承知しています。

しかし、来年度から熊本市への委託が始まって、処理そのものが滞るということはないと。とても大きな決断を伴うことであるために、私がこれが正式な順番ではないかと思う、その順番を経た後にきちんと取り組んでいただくことで、納得と合意の下に進めていただけるほうがいいんじゃないかという思いで提案をさせていただきました。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで修正案に対する質疑を終わります。

これから議案第62号の採決を行います。

まず、本案に対する西田由未子君ほか1名から提出された修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第63号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第2、議案第63号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** おはようございます。

それでは、議案第63号、令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和5年度決算による繰越金確定に伴う計数整理及び本課税後の収納見込額の補正、また、マイナ保険証移行に係る加入者情報のお知らせの発送経費等を計上するものです。

歳出から御説明いたします。

10ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目総務管理費では、10節で需用費、印刷製本費に6万5,000円、また、役務費に郵便料として61万円を計上しております。国において、本年12月2日からマイナ保険証へ移行する前に、全医療保険者から被保険者へ、個人番号の下4桁を記載した加入者情報を10月までに通知するように義務づけられたものです。健康保険証のひもづけ誤りににつきましては、医療保険のデータベースに登録された全ての加入者情報の点検作業が完了し、その後の登録につきましても情報の正確性を担保して、安心してマイナ保険証へと御利用いただけるよう通知するものでございます。

なお、郵送は特定記録郵便で行いますが、財源としましては国庫補助10分の10となっております。約2,500世帯への郵送を予定しております。

続きまして、3款国民健康保険事業納付金です。県が算定する納付額が確定したことによりまして、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分を合わせまして、1,688万3,000円の減額補正としております。

11ページをお願いします。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金10目その他償還金の22節償還金利子及び割引料では、26万円を令和5年度の実績により精算返納としております。

12ページをお願いします。

14款予備費、591万5,000円は調整です。

続きまして、歳入をお願いします。

7ページです。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、本課税後の保険税調定額に基づきまして、それぞれの節ごとの収納見込額に合わせまして、全体で134万7,000円の減額補正としております。

8ページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫補助金3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして

は、令和6年6月25日付で通知がありまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業の国庫補助について、令和6年の4月1日から適用することとされました。

内訳としましては、先ほど述べました歳出で、加入者情報等の郵送費ということで61万円、また、システム改修に係る経費として223万7,000円を計上しております。

なお、システム改修経費につきましては、当初は県支出金の特別交付金で計上しておりましたので、財源組替えとするものです。

続きまして、4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金の2節特別交付金は、それぞれの項目ごとに、令和5年度の実績によりまして修正を行っているもので、合わせまして957万8,000円の減額としております。

次に、7款繰入金2項基金繰入金では2,500万円の減額としております。歳出で御説明しましたが、事業費納付金の確定によりまして、財源として必要となる見込みでした基金の繰入額を減額しております。

9ページをお願いします。

8款繰越金1項繰越金では、令和5年度繰越金確定によりまして、1,473万2,000円を計上しております。

続きまして、9款諸収入4項雑入11目雑入です。一般被保険者診療費負担金精算金で831万3,000円です。これは、令和6年2月診療、3月審査分の精算金となっております。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和6年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,003万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,406万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 雑入が831万3,000円ということなんですが、一月分の診療の審査の結果こうだったという説明でございましたので、例えば第三者行為とか交通事故等の取扱いによって、保険の診療行為じゃなかったので返還したとか、そういった理由なんでしょうか。ちょっと一月分にしては返ってくる返納金が多かったんで説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えします。国保の都道府県単位における財政の仕組みにおきまして、2月診療、3月審査分の負担金につきましては、まず概算で最初に納付しており

まして、その精算については翌年度にすることとなっております、その結果831万3,000円が精算金となっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第64号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第64号「令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について」を議題とします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第64号、令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和5年度決算による繰越金確定によります計数整理及び令和5年度の後期高齢者医療保険料等負担金の確定による追加補正となっております。

歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目その他償還金の22節償還金利子及び割引料におきまして105万7,000円を増額しております。これは先ほど説明しましたように、令和5年度の後期高齢者医療保険料等負担金確定を令和6年7月1日付で通知されておきまして、その精算分の増額となっております。

同じく8ページ下の段になります。

10款予備費1項予備費1目予備費は266万5,000円です。

続きまして、歳入のほう、よろしく願いいたします。

7ページをお願いします。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金では、372万2,000円を繰り越しております。こちらは令和5年度繰越金確定によるものです。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和6年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,572万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第65号 令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案第65号「令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** それでは、議案第65号、令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、主に令和5年度決算及び令和6年度の国交付金、県負担金の決定による補正になります。

まず、歳出からです。

9ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費4節共済費1万9,000円につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額分です。11節役務費2万4,000円につきましては、国保連合会への回線増設分になります。

2款1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス給付費は、財源組替えになります。

10ページです。

2款2項介護予防サービス等諸費7目地域密着型介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金200万円につきましては、要支援者のサービス利用の増加が見込まれるため増額いたしております。グループホームの利用増の見込みがございます。

4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金24節積立金につきましては、令和5年度決算に伴い、介護給付準備金2,000万円を積立てをいたします。基金総額が8,240万3,198円になります。

5款1項介護予防生活サービス事業費から、12ページ、5款4項その他諸費まで、本年度の国交付金及び県負担金が決定しましたので、財源の組替えをいたしております。

6款1項償還金及び還付加算金2目償還金22節償還金利子及び割引料5,205万3,000円につきましては、令和5年度事業実績に伴う国県支出金の精算返還金になります。13ページです。

6款2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金1,544万5,000円は、令和5年度決算により、一般会計への繰出金になります。予備費は、緊急に支出を要する場合の予算として計上いたしております。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金は、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の令和6年度分の交付金の決定額を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金は、令和5年度分の介護給付費負担金確定額を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金は、令和5年度分の繰越金確定により、令和6年度分を850万7,000円減額して計上いたしております。

8ページです。

8款1項繰越金1目繰越金は、令和5年度の繰越金が確定しますので、1億5,498万9,000円を計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和6年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,829万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第66号 令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第66号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第66号、令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

補正予算（第2号）の説明書です。収益的収入及び支出。支出の部です。

1款1項1目原水及び浄水費につきまして138万6,000円を補正しております。これは、昨年度から4か年計画で実施しております水源地のPFOS・PFOA水質検査を前倒しして本年度実施するため、2か年分を計上しております。

次に、2目配水及び給水費につきまして、8節手数料70万円を補正計上しております。これは、町道久留見尾鍛冶床線改良工事に伴う用地買収時に、隣接する田小野配水池用地面積の実測と登記台帳に乖離があり、修正登記するための登記手数料です。

14節工事費107万8,000円を計上しております。これは、上寺地区給水管の漏水箇所が既設建造物直下にあると思われるため、給水管を引き直すための工事費を計上しております。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出。支出の部です。

1款1項2目配水施設改良費におきまして、7節賃借料、10節工事請負費、合わせて4,567万円を計上しております。これは、町道下市畑線及び町道久留見尾鍛冶床線改良に伴う水道管布設替工事費と第4水源池内の送水管布設替工事に係る費用です。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度山都町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度山都町水道事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的支出

の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出、第1款水道事業費用、3億7,364万6,000円、316万4,000円、3億7,681万円。

第1項営業費用、3億4,743万2,000円、316万4,000円、3億5,059万6,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書内、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,010万円を1億7,577万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、4億9,283万7,000円、4,567万円、5億3,850万7,000円。

第1項建設改良費、2億9,886万4,000円、4,567万円、3億4,453万4,000円。

令和6年9月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 5ページの委託料のところでお尋ねをします。

PFOS・PFOAの水質検査を2年間前倒ししての予算計上ということで、ありがとうございます。この水質検査の場所数、細かい場所は要りませんので場所数と、これは今年度、今からの半年ぐらいでされるのかということと、河川等の追加についてはどう検討されたかということをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。上水道及び簡易水道の水源地は、町内で34か所あります。そのうち昨年度8か所終わっておりまして、本年度当初予算のほうではさらに8か所を計上しております。追加でする分は、本来、来年度、再来年度する分の16か所と簡易水道の2か所の18か所を追加し、本年度は26か所を行います。本年度中に検査を行う予定です。

河川についてですが、河川については水道事業会計ではないんですが、現行一般会計のほうで行っております水質検査の予算が若干入札残がありますので、そちらのほうで対応していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

---

散会 午前11時38分

9 月 27 日（金曜日）

令和6年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年9月5日午前10時0分招集
2. 令和6年9月27日午後1時30分開議
3. 令和6年9月27日午後5時09分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第24日）（第4号）
  - 日程第1 議案第73号 財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用教科書等一式）
  - 日程第2 議案第74号 財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書等一式）
  - 日程第3 議案第78号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（矢部・清和地区））
  - 日程第4 議案第79号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（蘇陽地区））
  - 日程第5 議案第75号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）
  - 日程第6 議案第77号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）
  - 日程第7 議案第80号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）
  - 日程第8 議案第76号 財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用施設（消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）
  - 日程第9 議案第67号 上益城消防組合規約の一部変更について
  - 日程第10 議案第69号 字の区域の変更について（山都町長田）
  - 日程第11 議案第72号 工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬出設備改修工事）
  - 日程第12 認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第13 発議第1号 特別委員会の設置について
  - 日程第14 委員会報告 陳情等付託報告について
  - 日程第15 委員会の閉会中の継続審査申出について
  - 日程第16 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	教 育 長	井 手 文 雄
総務課長	工 藤 博 人	清和支所長	長 崎 早 智
蘇陽支所長	村 上 敬 治	会計管理者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福祉課長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監査委員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午後1時30分

○議長(藤澤和生君) 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

企画政策課長から発言の申出があります。

発言を許します。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長(北 貴友君) 先日、本定例会におきまして、山都町コミュニティバス条例について審議いただき、議案どおり可決をいただきました。その説明の中におきまして、最終便のバスセンター発、馬見原行きの便の出発時刻を18時30分と説明をいたしておりました。このほど、熊本バスの10月1日からのダイヤ改正が発表され、桜町バスターミナル発の便が18時31分にバスセンター着という時刻に改正が行われました。このダイヤ改正に合わせて、バスセンター発、馬見原駅最終便の出発時刻を18時45分に変更することといたします。各バス停におきまし

ては、時刻表の掲示は終了しております。

なお、今後も熊本バスのダイヤ改正等により時刻に変更があれば、状況に応じてコミュニティバスの時刻表も変更となる場合があります。

今回の変更による関係部署等につきましては、協議済みとなっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

町長から発言の申出がっております。

発言を許します。

町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** 今般、他自治体での過年度における教科書等購入に係る議案の追認事案の新聞報道を受け、本町においても同様の事案がないか、山都町文書取扱い規程において、工事または物品に関するものの文書保存年限が5年であるため、令和5年度以降の執行状況を確認したところ、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく、予定価格700万円以上の動産の買入れに関し、議会の議決を経ずに取得していた事案が教科書等購入に係るものを含め、8件ございました。いずれも10節需用費の消耗品です。改めて、民法及び地方自治法を確認したところ、消耗品は動産と解すべきところ、これまで、議会の議決が必要な動産の買入れ事案の対象となるのは備品であり、消耗品は対象でないとの誤った認識が職員の根底にあったものです。

法令の解釈認識の誤りにより不適切な事務を行ったことにつきまして、町議会議員及び町民の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

なお、全8件に係る議会の議決を経ずに行った契約行為について、地方自治法の規定に違反する事務手続となりますが、所定の行為が議会の議決を経ずに行われた場合であっても、事後にこれを追認する議決がされたときは、その瑕疵を治癒され、有効となると解するものが相当であるとの行政判例に基づき、今回、地方自治法の規定に違反した瑕疵を治癒したく、それぞれ議案を提出させていただくものでございます。

どうぞ御審議のほうをよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

---

**日程第1 議案第73号 財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用教科書等一式）**

**日程第2 議案第74号 財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書等一式）**

**日程第3 議案第78号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（矢部・清和地区））**

**日程第4 議案第79号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（蘇陽地区））**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第1、議案第73号「財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用教科書等一式）」、日程第2、議案第74号「財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書等一式）」、日程第3、議案第78号「財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（矢部・清和地区））」、日程第4、議案第79号「財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（蘇陽地区））」

地区小学校教師用教科書等一式)」、日程第3、議案第78号「財産の取得について(追認)(小学校教師用教科書・指導書・指導用教材(矢部・清和地区))」、及び日程第4、議案第79号「財産の取得について(追認)(小学校教師用教科書・指導書・指導用教材(蘇陽地区))」を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長(鈴木保幸君)** 議案第73号、74号、78号及び79号について御説明いたします。

議案第73号をお願いします。

財産の取得について(追認)。

次のとおり財産を取得することについて追認を得たいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年9月27日、山都町長。

提案理由です。

上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入りに該当し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に該当するところ、これを経ずして取得したため、議会の追認を求める必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

別紙の説明資料を基に御説明いたします。

議案第73号、74号、78号及び79号の教師用教科書・指導書及び指導用教材購入内容になります。

初めに、議案第73号。

品名。矢部・清和地区小学校教師用教科書一式。

契約締結日。令和2年2月20日。

契約相手方。合名会社ミズノ文昌堂、代表社員、水野鋭一。

予定価格。1,730万5,118円。

契約金額。1,730万5,118円。

内訳は記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第74号です。

品名。蘇陽地区小学校教師用教科書一式。

契約締結日。令和2年2月20日。

契約相手方。藤島書店、藤島ユク子。

予定価格。792万5,698円。

契約金額。792万5,698円。

内訳は記載のとおりとなっております。

この議案第73号及び74号につきましては、令和2年度から令和5年度に使用したものとなっております。

続きまして、議案第78号です。

品名。小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（矢部・清和地区）

契約締結日。令和6年2月26日。

契約相手方、合名会社ミズノ文昌堂、代表社員、水野鋭一。

予定価格。1,255万5,597円。

契約金額。1,255万5,597円。

内訳は記載のとおりです。

続きまして、議案第79号。

品名。小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（蘇陽地区）。

契約締結日。令和6年2月26日。

契約相手方。藤島書店、藤島ユク子。

予定価格。835万8,574円。

契約金額。835万8,574円。

内訳は記載のとおりとなります。

議案第78号及び79号につきましては、令和6年度から令和9年度に使用する分となっております。

小学校の教科書の使用期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項に基づき、4年と規定され、4年に一度の教科書改訂に合わせた教師用教科書等の購入となります。

教科書は各出版社等で文部科学省告示の学習指導要領の趣旨に沿って作成され、文部科学省の検定を受け、合格したものが教科書として発行することができます。

教科書の選定は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、採択地区により選定作業を行い、その結果を基に教育委員会にて採択を行います。

山都町は上益城郡内の教育委員会及び教職員などで組織される上益城地区教科用図書採択協議会における教科書の選定結果を基に、山都町教育委員会にて採択を行います。なお、上益城郡内の小中学校は全て同じ教科書を使用しております。

児童、生徒用教科書は国より無償配付されますが、教師用につきましては、学校設置者が購入する必要があり、また、教科書の価格は文部科学省の告示により定められています。

教科書の購入は、国と教科書発行者の契約により発行者が納入する必要があります。発行者は一般社団法人全国教科書供給協会と契約を結び、指定する教科書取扱店より購入となります。矢部及び清和地区はミズノ文昌堂、蘇陽地区は藤島書店が指定の教科書取扱店となっているため、こちら以外から購入することはできません。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約で行っております。

以上になります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第73号、第74号、第78号及び第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今お示しいただきまして、説明資料のことでちょっとお尋ねをします。令和2年度と4年度に購入されている教科書の冊数が随分違うんですけど、これはどうしてでしょうか。先生の数が増えたわけでもない。蘇陽地区は3倍ぐらいになっているんですけど、この教科書の内訳の冊数の説明をしていただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、鈴木保幸君。

**○学校教育課長（鈴木保幸君）** 教科書の購入につきましては、各学校で必要数を出し、学校教育課で取りまとめをして購入を行っております。

学校におきましては、クラスの担任及び、担任以外でも児童への指導に当たる教師、また、町雇いの会計年度任用職員の教員補助、こちらの必要数を基に算出をしております。

また、特別支援学級などが増えた場合は、その学年全てを購入する必要がありますので、指導される方、また、その学級、学校の状況、そちらに応じて教科書の数は変わってくるようになります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 遡って確かめられたときに、令和2年度購入のも700万円以上だったということで追認だと思うんですけど、その前は700万円以下だったということになりますよね、調べられて。ということは、デジタル教科書とか、そういうデジタル教材が増えてきたことで値段が上がったというふうに考えていいんでしょうか。今までは700万円以下で収まっていた。ただ、子どもの数、先生の手数は以前のほうが多かったかと思うんですけど、なぜこんなことを聞くかというと、国のGIGAスクール構想の中でデジタル教材とかが導入されてきて、その後の導入のときには、国が……どれだけだったですかね。補助がありましたけど、その後、やっぱり教師用教科書にしても、そういうデジタル黒板にしても、何でも全部一般財源でしないといけなくなっていますよね。

なので、すごく教育にお金をかけなければいけないんですが、地方の財政を圧迫することにもなるので、できれば、これを国にちゃんともう少し手当てをしてほしいという思いがあつてのお尋ねなんですけど、いいでしょうか。デジタル教材が増えたことで上がったというふうにも考えていいんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** 御質問の中で、この令和2年度、令和5年度分の教科書、その前の購入の部分についてのお尋ねなんですけれども、先ほど町長から説明しましたとおり、今回、文書取扱い規程において、文書保存年限5年ということになっておりますので、その5年にわたって確認したところ、令和元年度以降の部分についてこの事案があつたということで、今回出させていただきますので、その前段につきましては、今回調査といたしますか、確認をしていないところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） デジタル教材を使うようになったことで、確実に今までの教科書等に係る費用は高くなっているのかどうかということの主にお尋ねしたかったんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 議案第73号、74号と、議案78号、79号を比較したところ、費用的には下がっております。といいますのも、おっしゃいますデジタル電子データ、そういったものの活用が増えたことにより、指導用教材、こちらのほうが大幅に減ることができております。ですので、電子化が進んだことにより、費用は抑えることができていると思われま。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用教科書等一式）」は、原案のとおり可決されました。

議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書等一式）」は、原案のとおり可決されました。

議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（矢部・清和地区））」は、原案のとおり可決されました。

議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材（蘇陽地区））」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第75号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）**

**日程第6 議案第77号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）**

**日程第7 議案第80号 財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第75号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」、日程第6、議案第77号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」及び日程第7、議案第80号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第75号、77号、80号について、一括で説明いたします。

議案第75号を御覧ください。

財産の取得について（追認）。

次のとおり財産を取得することについて追認を得たいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月27日提出、山都町長。

提案理由です。

財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経るべき財産の取得に該当するところ、これを経ずして取得したため、議会の追認を求める必要があります。

これが議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

資料1、物品売買契約の概要です。

1、本件の概要です。

千滝クリーンハウスの汚泥をろ過するために使用するもので、繰り返し洗浄しながら利用しておりますが、経年劣化による性能低下のため、定期的に取り替える必要があります。

2、件名。UF P70型（IRIS3038 4.5 tパッキン付）100枚。

4、納入場所。山都町千滝クリーンハウス。

5、開札年月日以降については、違いがありますので、別添の環境水道課説明資料にて説明いたします。

議案第75号、77号、80号の説明資料です。

議案番号、開札年月日、予定価格、落札価格、契約年月日、契約相手方、概要の順で説明します。

議案第75号、令和2年5月13日、831万円、814万円、令和2年5月15日、福岡県大牟田市小浜町1丁目2番地の1、三井E&S環境エンジニアリング株式会社、九州支店長、竹内和誠。

本施設の施工業者であり、性能保証を課した整備補修点検業務の請負業者でもあります。

議案第77号、令和4年5月9日、845万円、814万円、令和4年5月9日、福岡県大牟田市小浜町1丁目2番地の1、JFE環境テクノロジー株式会社九州支店、支店長、青鹿松一。

本業者は、さきの三井E&S環境エンジニアリング株式会社が、令和3年4月にJFEエンジニアリング株式会社の100%子会社になり、社名変更したもので、実質同じ会社です。

議案第80号、令和6年8月13日、834万486円、814万円、令和6年8月20日、福岡県福岡市中央区荒戸2丁目1番5号、月島JFEアクアソリューション株式会社福岡支店、支店長、林伊知郎。

本業者は、さきのJFE環境テクノロジー株式会社が、令和5年10月に月島アクアソリューションと事業統合し、社名変更したもので、実質同じ会社です。

なお財源は、一般財源です。

次のページを御覧ください。

物品の写真と取替え状況写真です。

上段が物品の納入検査状況で、黒板の後ろの白い楕円形の物品がろ過膜で、横のチューブが膜同士をつなぐものになります。中段が装置の全景です。下段がカバーを外した状態です。

次のページを御覧ください。

上段、中段が幕を取り外した状態で、下段が新規の幕の取付け状況です。

次のページを御覧ください。

取付け後の性能試験状況です。

次のページを御覧ください。

納品検査性能試験は、技師職員の大久保場長が立ち会っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第75号、第77号及び第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」は、原案のとおり可決されました。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」は、原案のとおり可決されました。

議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分費一式）」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第76号 財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用施設（消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、議案第76号「財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用施設（消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** それでは、説明いたします。

議案第76号、財産の取得について（追認）。

次のとおり、財産を取得することについて追認を得たいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月27日提出、山都町長。

本件は、令和3年度に執行したのになります。

1、番号。山消整第5号。

2、品名。大矢野原演習場関連公共用施設整備事業（消防に関する施設：消防団活動装備）。

3、規格・数量。契約概要にて整理していますので、後ほど説明いたします。

4、契約金額、1,947万円、税込みです。

5、契約の相手方です。熊本県熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

6、入札の方法。指名競争入札。

提案理由です。

上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経るべき財産の取得に該当するところ、これを経ずして取得したため、議会の追認を求める必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

資料1は契約概要です。

1、本件の概要です。

消防団活動服は、平成17年の合併時に作成したものを代々引き継いで使用してきており、15年が経過し劣化が進んでいた。

そのため、令和3年度に防衛省の補助事業を活用し、活動服の機能性向上を図り、併せて安全確保の観点から救助用半長靴を装備することで、消防団活動の充実強化を図ったものです。

2と3は先ほど申しましたので、省略いたします。

4、規格・数量です。消防団活動服、上着600着、ズボン600着、ナイロンベルト、ローラーバックル付600着、アポロキャップ600個、編上靴600足。

5、納入場所。山都町役場総務課です。

6、開札年月日。令和3年10月6日。

7、予定価格。2,057万5,500円。

8と9は先ほど申しましたので、省略いたします。

10、財源内訳は全額補助金で、次の11、補助事業名の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業となります。

次のページ、資料2、開札調書です。6社を指名し、三輝物産株式会社が落札しております。

次のページをお願いします。

資料3です。物品売買契約書の写しです。

山都町、甲と三輝物産株式会社、乙とは、消防団員活動服ほかを乙が甲に売渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約する。

契約の要綱、第1条(1)から(3)は、説明を省略いたします。

(4)納入期限。令和4年2月28日、以下、(5)、(6)第2条以降は説明を省略いたします。

令和3年10月6日、甲、山都町長、乙、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

次のページ、資料4は仕様書となります。

次のページ、資料5は、令和4年2月28日の納品確認検査時の写真となります。概要が分かる代表的なものを抽出した写真となります。

説明は以上です。よろしく願います。

○議長（藤澤和生君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用施設（消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第9 議案第67号 上益城消防組合規約の一部変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第67号「上益城消防組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第67号、上益城消防組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、上益城消防組合規約の一部を次のように変更する。

令和6年9月5日提出、山都町長。

上益城消防組合規約の一部を変更する規約。

上益城消防組合規約の一部を次のように変更する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に、次の1項を加える。

3、第1項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時または一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず、関係町の協議により、管理者が別に定める。

（1）蘇陽出張所の施設改修にかかる経費。

（2）蘇陽出張所に係る維持管理等費。

（3）蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費。

附則。

この規約は、令和6年11月1日から施行する。

提案理由です。

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

次のページを御覧ください。

こちら新旧対照表となります。

先ほど説明しましたが、赤字の部分が変更箇所となります。

次のページを御覧ください。

協議書となります。

地方自治法第286条第2項の規定により、一部事務組合は、特定の事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定めなければならないと規定されております。

今般、この特定の事項の一つである一部事務組合の経費の支弁の方法のみ変更されるものであり、同法第290条において、協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されています。この協議書が法令の規定による協議とお考えください。協議書の冒頭は、これまでの経緯です。前半をちょっと省略いたします。

中段の次回の検討は、令和9年度となる次の行から読み上げさせていただきます。

上益城消防組合の消防業務の運用を図るため、経費に対する構成町負担金の算定については、上益城消防組規約第13条第2項の規定に基づき行っている。しかし、蘇陽出張所の存続に伴い、新たに発生する経費への構成町負担金割合見直しについて、管理者会議において再審議された。

以上のことから、当面の間、蘇陽出張所を存続させることに伴い、今後において発生する経費への関係町負担金割合の見直しについては、次のとおりとする。

1、蘇陽出張所存続に伴い発生対象となる経費。

(1) 蘇陽出張所の職員感染予防対策に向けた職場環境改善のために行う仮眠室、トイレ、洗面所及び浴室等の改修にかかる経費。

(2) 蘇陽出張所運用に必要な維持管理費、消防資機材及び通信指令関係等に係る経費。

(3) 蘇陽出張所の通信指令設備関係更新にかかる経費。

2、経費の発生年度。

(1)、上記1の(1)については、改修を行う当該年度。

(2)、上記1の(2)、(3)については、令和10年度以降。

3、発生対象経費に対する構成町負担金割合。

(1)、上記1の(1)にかかる経費のうち、5割を山都町で負担する。

(2)、(1)の経費負担を差し引いた額を上益城消防組規約第13条第2項の規定により、山都町を除く構成3町で負担する。

次のページです。

(3)、上記1の(2)、(3)に係る経費の負担については、(1)、(2)に示す負担割合を基本とし、構成町での協議をもって、最終負担割合を管理者会議で決定するものとする。

4、負担金の算定根拠。上記1の経費に係る特定財源として、地方債を活用する場合は、地方交付税措置額を控除した金額を対象として、構成町負担割合により算定する。

なお、当該構成町の負担金は、事業実施年度の当初予算に事業実施予定額で予算化し、事業実施後における実績額等に応じ、翌年度または翌々年度に精算して調整するものとする。

5、負担金に関する再協議。今後における社会情勢の変化等により、この協議書により難い事態が発生した場合は再協議を行うものとする。

なお、令和10年度以降も蘇陽出張所が存続する場合は、上記3の(3)を基本に、その時点で再度協議するものとする。

本協議書の成立を証するため、本署4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ1通を保有する。

令和6年9月27日、構成町長の連名です。

年月日の記載がありますのは、構成町における審議がなされる日を想定され、構成町における審議で最後となります本町の議会最終日に合わせた設定とされたものです。本件規約の一部変更については、構成町における本年9月議会での同文議決を依頼されたため、提案したものです。

説明は以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「上益城消防組合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第69号 字の区域の変更について（山都町長田）

**○議長（藤澤和生君）** 日程第10、議案第69号「字の区域の変更について（山都町長田）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、議案第69号について説明をいたします。

議案第69号、字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和6年9月5日提出、山都町長。

変更前の大字名、長田。変更前の字名、上三ツ枝。区域が621の1の一部。変更後の大字名、長田。変更後の字名、下三ツ枝。

下の段です。変更前の大字名、長田。変更前の字名、下三ツ枝。区域が600の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部。変更後の大字名、長田。変更後の字名、上三ツ枝。

提案理由です。

町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

県営矢部中部地区（長田山中換地区）の土地改良事業の位置図をおつけしております。

下段の図、字名が記載された位置図でございますが、1点鎖線が大字の境界を示しています。長田山中工区は赤線で示しておりまして、大字長田の字名、上三ツ枝、下三ツ枝が隣接しているところに工区がございます。

次のページをお願いいたします。

字界変更図です。

さらに、次のページをお願いいたします。次のページが拡大したものとなります。

黒の2点実線が変更前の字界でございます。赤の2点実線が変更後の字界でございます。

変更の理由でございますが、県営中山間地域総合整備事業により、県営矢部中部地区の区画整理事業を実施しております。今回の工区、長田、山中の換地区で、区画整理4.1ヘクタールを実施しておりますが、ほ場整備により区画形状が変わり、字の変更が生じたので、これを整理するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「字の区域の変更について（山都町長田）」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第72号 工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬出設備改修工事）**

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第72号「工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬出設備改修工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第72号について説明いたします。

議案第72号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

1、工事番号。小峰ク第2号。

2、工事名。小峰クリーンセンターごみ搬出設備改修工事。

3、工事場所。上益城郡山都町小峰1906番地、小峰クリーンセンター内です。

4、契約金額。8,052万円。

5、契約相手方。福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、代表取締役社長、田中秀任。

6、契約の方法。随意契約。

令和6年9月27日提出、山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

資料1、工事請負契約概要です。

1から3までは省略いたします。

4、開札年月日です。

次の3ページを御覧ください。

開札調書です。

開札年月日、令和6年9月9日。

落札価格は8,052万円です。予定価格は8,386万8,400円です。

2ページにお戻りください。

5、財源内訳。全体で8,052万円、全額一般財源です。

6、工事概要について。ごみ投入ホップ設置1基、搬出コンベヤ設置1基、脱臭装置設置1基、ごみクレーン改造1基、電気設備ほか移設一式。

7、見積業者は1社です。

4ページを御覧ください。

資料3、公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。

4、工期は、令和6年10月1日から令和7年3月14日まで。

5、請負代金額は8,052万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社川崎技研は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年9月12日、発注者、山都町長、受注者、福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、代表取締役社長、田中秀任。

次のページを御覧ください。

位置図です。

小峰地区の小峰クリーンセンター内での改修工事です。

次の6ページを御覧ください。

小さいですが、資料5-1平面図です。

左上の平面図上にあり、上のところにありますのが既存の焼却用投入ホッパ受皿で、今回、このごみピット収集所の右側に、新たに隣接してごみを投入するホッパを設置し、そこから下の横断図や右側の縦断図のとおり、外部の搬出用車両の位置までごみを搬送する搬出コンベアを設置します。

次の7ページを御覧ください。

資料5-2で、脱臭装置の平面図です。

現在ごみピット内の空気は吸入して焼却炉へ強制的に引き込む燃焼用に利用しておりますが、焼却しなくなるので、新たにごみピット内の臭気を吸引し、脱臭する装置を設置します。このほか、新規ホッパへごみ投入が手動及び半自動で運転できるように改善工事を実施します。

以上の工事に伴い、制御盤の改修と監視装置の移設も行います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬出設備改修工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後 2 時23分

再開 午後 2 時33分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第12 認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（藤澤和生君） 日程第12、認定第4号「令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 委員会の審査の御報告を行います。

令和6年9月27日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第4号、令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、総務常任委員会関係。

（1）総務課。

本町の人口減と共に職員も縮減している。そんな中、社会情勢の変化に伴い、各種施策の多様化が進み、町職員の負担が増している。職員研修をはじめ、知識、技量の習得の向上につながるよう人材育成に努めると共に、職場環境の改善に取り組む必要性を認識してほしい。長年の要望であった総務課防災係の演習場対策室が新たに設置されたことは、地域住民と自衛隊との調整、南海トラフ地震など災害が起きたときの対応など、関係強化を図ることが町民の安全確保につながると期待できる。

町有財産の有効活用には、今後も邁進してほしい。

（2）教育委員会。

学校教育課。

近年、全国的に通学路において犯罪を含む身の回りの事件や交通事故等が発生する中で、これらの事件から子どもの安全を守ることが重要視されている。山都町においても、集団登下校ができない地域もある。通学路における子どもの安全確保のため、地域の実情に合わせ、有効なスクールバスの活用を図られることを望む。

生涯学習課。

各自治振興区の女性部を対象に、山都町女性の会連絡協議会が組織されているが、28自治振興区のうち、6自治振興区の加入にとどまっている。役員の成り手不足や、そもそも女性部がない自治振興区もあり、未加入の要因は様々である。今後、加入組織の増に向けて対策を講じていただきたい。

矢部高校応援事業では、矢部高校のさらなる魅力化、活性化を図るため、あらゆる事業を展開されているが、町外からの受入れはPRするものの、寮や下宿先が課題として常態化している。課題解決には寮の建設は不可欠と思われるが、矢部高校応援町民会議等で審議されることを望む。

山都町総合体育館パスレルが落成し、多くの人の利用が期待され、周辺のグラウンド整備事業等も進捗している。

### (3) 企画政策課。

目指すべきデジタル化のビジョンとして、「デジタル技術の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が国により示されている。広大な面積と少子高齢化による人口減少が進む山都町においては、デジタル技術によって少ないマンパワーを最大限活用して、地域を存続させることを目標に、町独自のDX推進に取り組んでいただきたい。

### (4) 税務住民課。

令和5年11月から住民票などのコンビニ交付が開始され、休日や役場の閉庁時間にも利用できることから、住民にとって利便性が増した。役場としても、窓口業務の負担軽減につながることから、今後もコンビニ交付の周知を図られたい。

町税と国民健康保険税の徴収状況については、現年度分が99.1%と前年度を上回り、滞納総額も、前年度に比べ約1,400万円減少した。今後もほとんどの方が納期内納税者であることを念頭に置いて、引き続き適切な徴収事務に当たられたい。

### (5) 支所。

支所業務については、人員配置の適正化に努め、福利厚生的一面からも人的補充を急ぐ必要がある。

清和小水力発電所については、直ちに中止し、清算手続に入るよう求める。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、厚生常任委員長、吉川美加君。

**○厚生常任委員長（吉川美加君）** では、厚生常任委員会関係の御報告をさせていただきます。

私ども厚生常任委員会は、福祉課、健康ほけん課、環境水道課、それから、そよう病院を所管しておりますけれども、そよう病院につきましては、7月の第2回定例会で報告を済ませておりますので、今回は3課の報告となります。

令和5年度の事業について、監査委員の決算審査を踏まえ、各課の成果報告書を基に審査を進めた。厚生常任委員会が所管する福祉課、健康ほけん課、環境水道課、そよう病院、いずれも町民の基本的な人権や生存権の保障をするために、日々努力を続けていることを高く評価したい。近い将来に直面するであろう介護の担い手不足をどう補っていくのか、同時に考えていきたいテ

マである。また、矢部保健福祉センター千寿苑、清和保健センター、清楽苑、柏老人福祉センターなどの老朽化対策も喫緊の課題である。

どの課にも共通しているのは職員の不足である。計画的な人員配置をお願いするものである。

#### (1) 福祉課。

こども家庭庁が国に設置されたことで、母子福祉などは手厚くなってきたと報告を受けた。令和4年にスタートした子育て相談室の相談件数も232件と順調に伸びている。相談内容を福祉課や教育委員会へつなげる体制が整ってきたようだ。今後は妊産婦の分野も入ってくるので業務は増えるが、さらに充実度を上げていただきたい。

病後児保育の利用も増加している。登録会員の増加や認知度が上がったためと考えられる。ファミリーサポート事業が伸び悩んでいる。緊急時には祖父母を頼る人が多いが、移住者など頼る相手がいない家庭への支援も必要だと考える。

この町で生まれる子どもの数は年々減少するが、一人一人を大事にサポートして健全な成長を見守る町の体制でありたい。

高齢者福祉については、シニアクラブが会員数を減らしながらも活動を継続していただいている。シニアクラブは友愛活動を通して地域の見守りの役を担っているが、高齢者は増加しても、シニアクラブへの新規加入が進まない。

民生委員の成り手不足も発生している。欠員のところをどうするのか、民生委員が働きやすい環境を作ることも大事だ。

人権センターの報告からは、地域住民の高齢化や住宅の老朽化の報告があり、居住者の生活基盤の安定を保障するような改善が求められる。

#### (2) 健康ほけん課。

健康寿命の延伸、医療費削減、国民健康保険制度に係る様々な事業を展開中だが、この課には保健師をはじめ、専門職が多く、一般事務を引き受ける職員が不足していることが重要な課題である。

国保事業に関しては、令和12年度からの保険料県下完全統一に向けて協議が進んでいる。今後も町民の負担増にならないよう努力が必要だ。そのためにも、病気の早期発見に欠かせないのが住民健診である。令和5年度は町目標数値である65%を達成できず、59.6%であった。国の目標である60%よりも下回ったので、受診率の向上にさらに努める必要がある。若年層へのアプローチへのアイデア出しをしてほしい。高齢者の口腔ケアへの取組も大事だが、1歳6か月健診時の虫歯ゼロはすばらしい成果である。

新型コロナウイルス感染症が5類となったことで、地域での集まりも徐々に増えてきた。地域福祉の会などと連携し、健康ほけん課から職員が出向き、制度の説明や健康維持の話などの推進については、人的配置が厳しい中でも継続していただきたい。高齢者の健康維持には対面での伝え方が大事だと思われる。

#### (3) 環境水道課。

山都町自慢の自然の美しさや町並みの美しさを保つことに日々努めていただいているが、ごみ

問題、合併浄化槽の設置の増進や河川の水質の問題など、生活改善の課題はある。今後の見通しについて、事業の振り返りと今後の見通しを聞いた。

ごみの収集や処分について、令和7年度から熊本市への搬入が始まることから、関係団体での協議が進められている。小峰クリーンセンターを中間施設化することで、今後の維持経費は抑えられる見込みである。広域で進めている一般廃棄物処理施設の建設へ向けた事業者による環境アセスメントが進行中である。遠隔地にある山都町においては、なるべく搬送にかかる経費を抑えられるように、町民のごみ出しに関する啓発をさらに進める必要がある。リサイクル率の低下も気にかかる。さらなる住民意識の向上を図る必要がある。

浦川水路浄化施設では、町なかの浄化層設置が厳しかった時代からのものだが、老朽化が進んでいる。この施設は千滝川の浄化を目的としているが、同時に通潤橋の下を流れる五老ヶ滝川の浄化も検討していただきたい。古くからの住宅が密集しており、合併浄化槽の設置も厳しいところだが、小型で高性能の浄化槽もあると聞いた。河川、道路の一斉清掃の日、ごみゼロ運動のイベントなどを通して、家庭から出す排水への意識、川を汚さない意識の啓発も進めていただきたい。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** それでは、経済建設常任委員会関係を御報告いたします。

（1）農林振興課。

農業委員会関係。

農地利用状況調査及び農地利用意向調査により、山都町の全農地面積の9.2%、約563ヘクタールが遊休農地（荒廃農地）となっている。以上の調査を踏まえ、令和5年度は、農地中間管理機構・熊本県農業公社と連携し、農地中間管理業務で121件（約70ヘクタール）、農地売買等事業で28件（約21ヘクタール）が集落や担い手等への農地集積を進められた。

また、機構集積協力金交付事業費補助金（国費）、耕作放棄地解消事業補助金（単県）等も活用され、農地の集積化・農業経営の規模拡大が実施された。今後とも、農業委員・推進委員と国・県・公社等と連携し、さらなる農地集積を図る必要がある。

農政係関係。

集落営農の推進では、集落関係事業、農業法人関係事業、人・農地プラン関係事業等に取り組み、特に人・農地プランでは、今後、農地の利用を担い手集約化する地域計画が自治振興区単位28集落で進められる予定である。各種補助事業（国・県）を活用し、担い手の確保を進め、山都町の農業の基盤の維持、支援の強化に期待する。

有機農業推進関係。

山都町有機農業推進計画が令和3年度に策定され、国の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業」を活用し、山都町有機農業協議会事業等をはじめ、多くの事業に取り組まれている。有機農業に関心を持って就農される新規就農者への山都町独自の支援強化の方法など、改めて考

える必要がある。

林政係関係。

有害鳥獣の被害は、国・県・町の事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置により緩やかに減少傾向にあるが、個体数の減少には繋がっていない状況である。今後の対策として、ICT（情報通信技術）等の導入を行い、捕獲班と連携し捕獲の強化を図る必要がある。

農村整備係関係。

令和5年度の農業施設災害復旧事業は329件と、多くの被害であった。併せて農地等災害の自力復旧を町の単独事業として173件が実施完了されたことは、早期の営農再開に繋がっている。令和2年災から令和4年災までの残工事が44件、併せて令和5年災の早期の完了を願う。

地籍調査係関係。

令和5年度末時点での地籍調査（一筆地調査）の進捗率は64.51%である。

近年、温暖化の影響で非常に暑い時期に調査を実施するため、委託者や立会者等の熱中症対策に配慮する必要がある。また、それに伴い、立会時に負傷するケースもあると聞く。万全の体制で臨んでいただきたい。

（2）山の都創造課関係。

人材育成事業のうち、チャレンジ・応援山都ラボ事業は、前年度からの継続7名と新規7名の活動を支援し、サポーターは29名、活動員数は964名と広がりが見えている。

山の都ブランド化事業については、作成したロゴマークを名刺やポロシャツなどに引き続き活用しブランディングを図るとともに、阿蘇くまもと空港でのPR活動も行った。

移住定住促進事業では、空家対策や移住相談窓口業務を山の都地域しごとセンターで進め、337件の移住相談があり、20組35名が移住。空き家バンク登録物件数は238件となっており、うち契約済みが153件である。また、定住支援事業補助金を設け、空家の改修に14件、1,338万円を交付し、定住の後押しをした。

やまと仕事STORE事業は、矢部高校の生徒に、町の事業者から仕事の話や暮らしについて説明し、町への定住についてイメージしてもらうもので、参加事業者に3名の就職が内定するという大変喜ばしい実績を残した。

保育園留学事業については、2組しか応募がなかったという実績から、令和6年度は継続されていないが、取組としては良いものであるため、今後の継続を検討してほしい。

ふるさと納税事業については、事業の一括代行業務の委託先が7月から株式会社スチームシップに替わり、寄付額がおおよそ4億3,000万円と大幅に増加している。今後は返礼品に体験型メニューを増やすなどの工夫を凝らし、さらなる増額を期待する。

SDGsの事業について、出前講座の実績が12団体430名の参加であった。今後もSDGsのさらなる理解促進や地域での自主的な活動に繋げていただきたい。生ゴミの肥料化事業において、コンポストで作った肥料は、エゴマ栽培などシニアクラブの活動に活用されており、食の循環を学ぶ機会にもなっている。SDGsシンポジウム・マルシェが、令和5年11月3日に中央体育館と芝生広場で初めて開催され、通潤橋の国宝指定と山都通潤橋IC開通前イベントとしても注目

された。晴天にも恵まれ、およそ3,000人の参加者で賑わった。山都町SDGs啓発グッズとして、パンフレット、ポスター、紙製ファイル、ピンバッジ、積み木を作成し、町内外への山都町SDGsの周知に活用した。

### (3) 商工観光課。

令和5年度は、商工団体が安定した経営に戻るための支援、産業振興に向けた需要の創出、増加が見込まれる観光客の受入れ体制づくりを柱とした事業が展開され、それぞれに実績が確認された。

支援事業では、山都町事業所改修等支援事業において、令和4年度より店舗改修への補助であった従来の制度から、それに加え経営力向上支援や従業員宿泊施設整備への補助など適用の範囲を広げ、事業者が活用しやすい制度へと昇華させ継続されている。需要創出では、文化の森の利活用や様々な祭・イベントへの支援に加え、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施した。約2,600万円の事業費に対し、1億2,552万円の総決済額という経済効果を生み出しており、産業振興の下支えという点で大きな効果が確認できた。財源を確保しつつ事業の継続を望む。

観光客の受入れ態勢として、それまで11あった指定管理施設のうち通潤山荘は民間に売却したものの、新しい道の駅通潤橋が外構と駐車場整備の工事を完了させ、令和6年1月13日に開駅して加わった。従来どおり11の指定管理施設の運営を民間に委託し、また、通潤橋周辺整備も旧道の駅通潤橋の施設改修を含めた詳細設計を行ない、増加が見込まれる観光客の受入れ体制づくりを推進している。

令和6年2月11日に山都通潤橋ICが開通し、都市部との経済リンクが強くなっている。この環境を商工業の各団体が十分に活かし、町内の経済活動がさらに活性化するために、事業支援、需要創出、施設整備の各事業を今後も着実に推進することを期待する。

### (4) 建設課。

令和5年度の重点プロジェクトの一つである九州中央自動車道「山都通潤橋インターチェンジ」の開通に併せたイベントとして、「開通記念ウォーキング」（往復4Km）を実施し、約1,000名の参加者があったことは、町内外の住民が中央道に対し期待と関心があることが伺える。今後、交流人口増加及び経済効果を期待し、早期全線開通に向けて、国、関係機関等に対し要望活動を継続的に実施していただきたい。

今年度の主な実績は、以下のとおり。

「地方創生道路整備推進交付金事業」、「社会資本整備総合交付金事業」、「大矢野原演習場周辺民生安定事業」等を主とした補助事業を活用し、16路線の改良舗装工事、8件の維持工事、1件の橋梁補修工事が行われた。

町営住宅関係では、「公営住宅等ストック総合改善事業」により3団地の居住性向上に向けた工事を実施、また、住宅ニーズの変化に対応するため「住生活基本計画」等、見直しの計画を策定している。10年間の計画であり、町営住宅だけでなく、民間事業者も巻き込んだ人口減少に歯止めをかける住宅政策を期待する。

町道の維持管理業務においては、地元住民の要望により、機械借り上げや原材料支給等を行っ

ているが、住民生活に直結する事業であり、周知活動を徹底するなど、今後も地域住民と協力し、町道管理を行っていただきたい。

以上で、経済建設常任委員会からの報告を終わります。

今回の審査に当たり感じたことですが、経済建設常任委員会は町のインフラ整備等、産業振興と管轄するわけですが、それらは町民の生活基盤と所得にダイレクトに影響します。人口の流出を減らし、転入者を増やすためには、住民生活の質の向上は不可欠です。これからも各課の各施策への力強い取組を期待いたします。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 4、結び。

令和5年度はコロナ禍から、社会情勢が少しずつ動き始めた。特に本町においては、新道の駅の開駅、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通、中央グラウンド周辺整備事業の総合体育館の竣工など、経済面をはじめビッグチャンスを迎えている。

このチャンスを生かし、都市部から山都町への集客方法や交流人口の増加に努めていただきたい。7月の豪雨災害の早期復旧と共に、町道の維持管理などのインフラ整備は町民の理解と協力が必須なことから、事業の周知を徹底してほしい。

本町の最大の課題である少子高齢化問題を改善するために、若者の定住を促す政策の重要度が増している。郡内の自治体において、唯一人口減が顕著な状態である。大きな要因として、子どもの教育問題、移住者を含めた若者の住宅整備、職場提供などが挙げられる。そういった課題に優先的に取り組むことが求められる。

若者の減少により経済活動のすべての職種において技術の伝承が難しくなっており、消防団、各祭などの担い手不足が始まっている。このことを十分に踏まえ、町民等への積極的な関わりを持った政策を望む。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。ただいまの報告で、経済建設常任委員長からの報告で、最後のほうは、この文章にはなかったと思いますけれども、それは委員会としての報告ですか、個人的な報告ですか伺いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 最後は決算常任委員会の決算審査を行った上で、各委員の皆さんともいろいろな話をしておったんですけれども、そうした話をやり取りした中で、私自身が感じ取ったことであり、委員会の中で出た話をまとめ上げたものであります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 今の答弁で個人的な意見という見解だということでございますので、これは委員長報告ですから、その中には個人的な見解を入れちゃなりませんので、最後の部分のところは、取消しなり、取下げなりしていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 個人的な見解とは申しましたけれども、委員会の中で、審議が終わった後で皆様とお話ししておった中で、そういうやり取りをしておったことでございます。決して発言した内容が私個人的な、圧倒的に個人的な見解として述べておるものでもございませんので、もしその発言が議会の規定に違反しているということであれば、それは改めまして、訂正、削除なりをしようと思いますが、現段階においてはそのような必要はないなと感じておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 違反しているかどうか、違反しております。これは議長と局長とちょっと相談してもらいたいと思いますけど、個人的な委員長の意見は、委員長報告にはできませんので。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 違反しておりますという御指摘だったんですけれども、実は私、この発言をすることにおきまして、議長の確認を取っております。違反しているということであれば、それが違反であるということを明確に示していただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時06分

再開 午後 3 時55分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

現在審議中の認定第4号の令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に関する委員会審査報告書について、経済建設常任委員長から訂正の申出があります。

訂正の理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

○経済建設常任委員長（眞原 誠君） では、訂正のお願いを申し上げます。

先ほど私のほうから報告申し上げました各課の報告書の中におきまして、（4）番、建設課の部分なんですけれども、この報告を申し上げた内容に関しまして、一部文書から抜けている、我々が審査しました報告書をまとめた部分が抜けている箇所がございましたので、その箇所の追加をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） お諮りします。

委員会審査報告書の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会審査報告書の訂正を許可することに決定しました。

では、訂正後の委員会審査報告書について、経済建設常任委員長から報告を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

○経済建設常任委員長（眞原 誠君） 訂正を認めいただきありがとうございます。それでは、訂正箇所につきまして、今から読み上げます。

（４）建設課。追加する場所はこの冒頭の部分になります。

令和５年度において特筆すべきは、７月の豪雨災害、９月の台風６号による被害と、九州中央自動車道「山都通潤橋インターチェンジ」の開通である。

７月豪雨災害では、河川155件、道路79件、計234件の甚大な被害となり、令和２、３年災が順調に復旧していた状況下で、平成28年災に匹敵するような被害となった。なお、工事発注については、「早期確認型査定」に取り組んでおり、職員の作業は増加したものの、年度内に85件の契約締結まで至ったことを評価する。今後も早期発注・早期復旧を図られるよう努められたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） では、引き続きまして、経済建設常任委員長から、休憩前に追加説明がありました件について説明を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

○経済建設常任委員長（眞原 誠君） では、休憩前の件につきまして、改めて御説明申し上げます。

12番議員のほうから御質問があった件につきまして、最初の答弁の中において、個人的な見解であるということに類するといえますか、そういうふうには受け取られかねない発言があったと思いますけれども、これは事実と反しておりまして、私の個人的な見解、発言ではございませんので、改めてそこは取り下げさせていただきます。

そうした上で、申し上げました内容につきましては、経済建設常任委員会の委員会の総意として、まとめて発言させていただいたものです。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 先ほどの眞原委員長の最後の説明は、経済建設常任委員会での審査の内容を補足してまとめた意見でありますので、問題ないと認めます。

ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 総務課の意見書の中の支所ですが、支所の中の清和地区の清和小水力発電ですか。そのことに関して、私は文言の訂正を求めたいと思います。もちろん、買取り価格の下落の問題や点検費等でお金が今後かかるというのも分かっております。

ただ、令和５年度の決算審査意見書の中に、直ちに中止し、精算をしろと。やっぱこの文言を入れて、議会全体の総意で可決したとしますね。認めたとしますれば、執行部としても、当然そういう形で動いていかんし、もうこれは議会の総意的なことになりますが、もう少しやはり資料が必要だろうと思います。そういったことを手続するためにはですね。この文言は、監査委

員さんたちの報告に、決算意見書というか、報告書の中にありますような文言ですね。やはり買取り価格の下落や、点検費、そういったことも含めて、今後、早急に検討する必要があるというのは、ちょっともう少し穏やかな文言にすべきであると私はと思いますが、総務委員長、どなたかな、総務委員長かな、見解をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** では、清和小水力発電所の審査に対する質問に対してお答えをいたします。

清和小水力発電所は本当に20年という年月を迎えまして、来年に大規模改修の計画が載っております。その経費が2,000万円と。それから、今まで売電買取り価格が今年で終わり、来年の6月から半分以下に下がると。

それと、もう一つ、現場を見ていただくと分かりますように、近年の大きな水害におきまして、砂利が取水口にたまることが何遍もありまして、昨年、売電事業は非常にできなかったというような、今も非常に危ないと。現場を見れば分かりますように、事故が起きてもおかしくないような設備です。

それから、もう一つ、よく取水口にいろんな木が引っかかったり、いろいろすると、支所のほうに何か来るようになっていまして、職員はそこに度々行かなければならないと。では、その職員の給与の案分というのが載っているかということ、20年間一つも載っていません。いろいろなことを考えていくと、なぜ今年、このような言葉になったかということ、この指摘は毎年してきております。やはり、一番私たちが心配しているのは、事故が起きたら誰が責任を取るかということです。

皆さんも現場を見られて分かるかと思いますが、本当にあの取水口のシステムを見たときに、よくこんなものが通ったなというのが私の感想です。今、このような水害が起きるときに、前は地元の建設会社が砂利をもらうということですから、砂利が幾分か減るときもありましたけども、今は誰も持って行く人がないということで、寄せてあるだけで、雨が降ればまた、元に戻るそうです。

そういうことを考えまして、今年言葉は非常に厳しいかもしれませんが、私はやはり清算に入ることがベストではないかと、委員会の中で結論を出しましたので、そのように回答させていただきました。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** 私が言いますのは、委員長がおっしゃったことも百も承知です。しかし、これはあくまでも令和5年度の審査意見書であります。直ちに清算せい、事業中止せいという意見は、ちょっと私は他の事業に関してもです、こういう文言を取り入れると、ちょっと今後において、いろんな不都合が生じやせんかなという思いをいたしております。委員会で、あれはやめたがええってなって、その意見をまたずっと意見書の中で出していくと、こういう問題になりやせんかなという気がいたします。もちろん、その問題は分かっていますので、中止するな

ら中止する。それはそれで、いろんな、例えば総務委員会の発議でもいいし、執行部の提案でもいいですけども、そういった中で、議会でもう少しもんでからというような形で行くべきだと思います。

これはここで、みんな決算審査で認定しますと、これは議会の総意になりますので、私が心配するところがそこでございます。そこはちょっと穏やかな文言に変えて、それは委員長がおっしゃったように、来年度売電価格が下がったり、点検料がいたりすると、そういったことも踏まえて、委員長発議でもいいですから、議会の中で出してしていただくようなのが妥当かなという思いをいたしております。

この審査意見書の中には、令和5年度の意見書ですので、次年度のことをこういう過激な書き方をして認めると、そういう形になりますので、ちょっとそこを心配いたします。ほかの事業に関しても、そういったことが起きてくる可能性もありますので。

**○議長（藤澤和生君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** ここ数年、毎年のように清和小水力発電所の指摘はやってきたつもりです。

しかし、何ら動きもありませんし、とにかく、私たちが今回このように書かせていただいたのは、福祉事業のような非常に町の町民にとって不都合なこととか、いろんなことがあれば、こういうことを書くことをありませんけども、町の事業としてこれが必要かと、本当に必要かということをやはり委員会の中でも検討させていただいて、このような文言になりました。御理解をいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。

この決算に関する委員長の報告は認定とすべきとするものです。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号「令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許します。

町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま令和5年度の一般会計、特別会計、また、第2回定例会におきまして、事業会計、それぞれの決算につきまして、認定の御決定をいただき、誠にありがとうございました。

各委員会におかれましては、慎重な、かつ熱心な御審議と現地調査による御確認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

また、審査過程におきまして、御指導、御指摘がありました事項につきましては、十分留意をしながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

### 日程第13 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、発議第1号「特別委員会の設置について」を議題とします。

9月11日に引き続き、質疑から再開します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立少数。

したがって、発議第1号「特別委員会の設置について」は、否決されました。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午後4時10分

再開 午後4時18分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は議事日程の都合によってあらかじめ延長いたします。

---

### 日程第14 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第14、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第8号「服掛松キャンプ場を含む蘇陽峡周辺の景観と環境を守るための陳情書」について、報告を求めます。

経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** それでは、報告いたします。

令和6年9月27日、山都町議会議長、藤澤和生様、経済建設委員長、眞原誠。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおりに決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

1、事件の番号。陳情第8号。

2、付託年月日。令和5年12月7日。

3、件名。服掛松キャンプ場を含む蘇陽峡周辺の景観と環境を守るための陳情書。

4、陳情者。山都町長崎480番地、長崎区長、橋野敬一、山都町長崎925番地、蘇陽峡周辺整備委員会、会長、本田孝文。

審査結果。一部採択。

審査意見。

今回の陳情の趣旨は、蘇陽峡周辺の景観と環境の維持のために、長崎地区のキャンプ場運営参画と服掛松キャンプ場の健全な運営を求めるものである。町の指定管理施設である服掛松キャンプ場の運営は、正規の手順にのっとり決定した指定管理者が町の委託を受けて行うものであり、管理の指定を受けていない団体に運営を委託することはできない。

ただし、陳情の説明に記載されているキャンプ場内の一部整備不備については、現地視察にてその状況を確認することができた。その後、町による指導の下、是正されてはいるが、当該キャンプ場は町の大切な観光資源である蘇陽峡の景観と環境に少なからず影響を与えていることと、長崎地区住民の方々がかみプ場にに対し強い愛着を持っていることを常に念頭に置き、施設の運営管理に当たるべきである。

以上になります。

**○議長（藤澤和生君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** この陳情に当たっては、付託年月日から10か月余りの長い時間をかけて慎重に審議されたことと思います。それで、やはり地元の方の思いの聞き取りをどのようにされたのかということと、一部採択の一部というのは、どの部分、どのことを指しているのかということの御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** それでは、質問にお答えします。質問はお二つだったと思います。

付託を受けた後、陳情者の元に参りまして、思いも確かにお話の中にはございましたが、我々委員会としましては、お話を聞きに行った趣旨としましては、陳情の趣旨、どのような内容、願意といたしますか、そういったところをしっかりと把握するために赴きました。

その上で、陳情者の方々から様々なお話をお聞きして、今回の陳情の趣旨、願意というのがどこにあるのかということを見極めるということを目的としておりました。

次の質問に対してなんですが、この一部採択なんですけれども、今回の陳情内容を我々委員会としましては、二つその中に趣旨が盛り込まれていると判断しております。

一つは、審査意見にも書いてありますが、蘇陽峡周辺の景観と環境、この環境維持をするために、長崎地区の方々、いわゆる陳情者の方々をキャンプ場の運営に参画させてほしいという意図、趣旨が一つあるのと、あともう一つは、陳情の原文にもございます陳情の趣旨というところに、蘇陽峡周辺の景観と環境の維持を求めますというふうに書いてありますので、その2点がこの陳情の中に入っていると判断いたしました。

当然ながら、審査意見の下段のほうに書いてありますとおり、キャンプ場をきちんと健全に管理していくというのは、これは当然のことでありまして、その主張は採択すべきというふうに、我々委員会では判断した次第です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤ですが、服掛松キャンプ場の設置につきましては、やはり地域の活性化というのが一番の大きな目的でありました。

そのことから、地域の人たちも、このたび要望書、陳情を出されておるとは思いますけれども、この中で確認できたのは、指定管理したところの草刈り業務ができていなかったと。管理ができてなかったんだということが陳情の中にも書かれておりました。

これについては、町も認めておりますし、そして、事業者も認めております。できていなかったことについて認めております。ということであれば、やはり町はそのときの質問の答弁の中に返還は要求しませんという回答でした。町の回答。

しかし、ここは議会としては、やっぱりお互い指定管理者も認めておる。事業者も認めてやっていないことを認めるとなら、やはり議会としては、それはそれなりのその分の返還ですたいね。指定管理の返還はやっぱり議会としては求めるべきだというふうに、私は思います。それが、先ほどの決算審査報告の中にもそれは一つも書かれていませんでした。今日初めて見て、書かれていない。この審査報告の中にも、一部採択、今、質問の課題でしたので。

私はやはり町は町としての答弁があったと思いますけど、議会は議会として、できなかったことは、ああそうですかって。それでいいのかなというふうに思いますよ。高い指定管理料ですから、ですから、その点はどのように委員会のほうで議論されたのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 質問の趣旨、今、御質問いただいた趣旨としては、指定管理料の返還について委員会ではどのように協議をしたのかというお話だと受け止めて、答弁いたします。

今回のといたしますか、この付託を受けてから現在に至るまでの中で、私の記憶している限りで

は、指定管理料の返還に対する具体的な議論というのは、我々委員会の中で行っておりません。

と申しますのも、この陳情には、この陳情書には、そういった文言が一言も出てきていないんですね。あくまでも委員会で、この陳情に対して協議をしていく部分に関しましては、陳情者の方々の願意、陳情の趣旨がどこにあるのか。それを議会として採択すべきものと認めるかどうか。この点において、今まで慎重に審議してきたところです。

ですので、今質問にありました今の現在の指定管理者に対する指定管理料の返還については、特に議論はしていないということです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** ということであれば、草刈りがしていなかったという陳情もありますよね。陳情有りますよね。それについては、どのようにまた議論されたのか。認められたわけですから、指定管理者も、事業所の主もですね。

ですから、それをもって一部採択とされたのかどうか。私が思うには、これは趣旨採択でいいと思うとですけどね。草刈りをしてなかったことを認めました、採択しましたということじゃなくて、やはり地域の思いというのは、採択する趣旨については分かりますと、採択しますと、それでいいんじゃないかなというふうに思いますが、あえて一部だけ採択して、ほかは採択でないというようなことにされたの。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 一部採択等をいたしました理由につきまして、もう一度詳しく説明させていただきます。

今回陳情なされているこの陳情文を詳しく、本当に詳しく読ませていただきますと、服掛松キャンプ場の起こった経緯から、その周辺の住民の方々、その土地の提供からそういったところまで、いろいろ記載がございまして、そういったところも我々は一つ一つ吸い上げながら、この陳情を採択すべき内容なのかどうかというのを審議してきたんですけども、一部採択とした理由というところなんですけど、趣旨採択になってしまいますと、思いは分かるけれども、でも採択はできないということになると我々判断しております。

しかしながら、ここにうたわれています、きちっと整備してよと。服掛松キャンプ場、要するに、地域住民の人たちの今までの歴史もありますし、思いも籠もった施設なので、しかも、その整備がきちんとできていないと。蘇陽峡周辺の景観にも影響を及ぼすんだよということがこの陳情の中に書かれていますので、しっかりした整備を求めるといふことに関しては、これはやはり採択すべき内容だというふうに判断したので、一部採択ということになっております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 工藤ですが、今の答弁を伺いましたけれども、分かります。この中に書かれていないことがあったということで分かりますけれども、けれどもですよ。これが出たのと同時に、指定管理の議決がちょっと同時だったですよ。出たのと同時だった。そのときに、

私は一番後ろから見ておりましたけれども、経済建設委員会で指定管理の人を否決に回ったのは1人だけだったです。あとの人は全部、指定管理は賛成だった。ということは、もうその時点でもうこれは分かり切ったことですね、関連しとるわけですから。これを1年というか、半年以上か、ここまで引き伸ばして何を審議されたのかなというふうな感じがいたしますけれども、委員長報告をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 御質問の内容としては、この付託年月日が12月定例会、昨年の令和5年12月7日、付託年月日に対して、委員会報告がなぜこの令和6年第3回定例会なのかということだろうと思いましたので、そこに関して答弁いたします。

この陳情の内容、実を言いますと、12月定例会のときに審査したときには、いろんな見方というか、各委員からいろいろな意見が上がってまいりまして、集約することが困難だと、当時の委員長及び私副委員長でしたけれども、判断いたしました。集約するにはもう少し時間が必要。なぜかといいますと、管理ができていない箇所というのは聞き取り調査もしましたので、確認が取れたんですけれども、そこに対しまして、今度、是正作業に入ることがありました。ですので、その是正作業に入るといった経過も見届けていきかけたですし、そういった流れといいますか。そこに向けた取組というのもしっかりと見極めた上で、最終的な報告を出していきたいというのが、実際に我々委員会の中で強い思いがあったということです。

今回、このタイミングで報告を出させていただいたのは、是正の状況も見届けられたことであり、それ以外にも、経済建設常任委員の中から、一般質問の中においても、キャンプ場の件に関する質問が上がったりもしておりまして、その件も実は今定例会の中で現地調査をしたりしておりますので、そういったことも踏まえまして、この陳情に対してはしっかりと結論を出したほうが良いと思っております、このタイミングで出したということです。

時間がかかってしまいましたが、それだけ我々委員会も慎重にこの案件に関しては取り扱っていたということで、御認識いただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 委員長は、服掛松キャンプ場に忙しいときはバイトとして雇われておられましたよね。そのことからすると、まずもって、こんな審査をすることに当たっては、1人の利害関係人ということになりますので、そこを私はずっと心配をしておりました。例えば、あそこの社長さんがいわゆる議長さんでって言ったら、もう全くの除籍に値しますけども、少々のバイトをしたぐらいで利害関係になるかって言われると、そうでないかもしれません。しかしながら、関係性は深いですよ。なので、やっぱり審議するときは少なからず影響力があったと思います。

先ほど4番議員の質問に対して、地元の方との意見は聞かれましたかという質問に対してお答えがありました。その際、私も前委員長の許可をいただきまして、同席をさせていただきました。そのとき分かりましたが、午前中というか、私、当時地元の人たちに聞き取る前に、キャンプ場

に行かれて、現場を見られて、聞き取りとかされましたよね。その際、一緒に傍聴された議員さんから見せていただきましたが、行ったら、もうここが管理できない理由というのをちゃんと紙に書いて、写真まで張りつけて、ここはこういう理由でできませんでしたとか。そういうのがもう出てきてたんですよ。ということは、この審査に当たるこのメンバーの中から、指定管理者に通報がない限り、資料をちゃんと出してくるわけがないですから、ですから、私はそのとき地元の人に聞きました。じゃあ、あなたたちにもこういった意見を何項目かこんな意見を聞くから考えておいてくださいね何か打診がありましたかって言ったら、いやいや、ただ場所と時間とを言われて来ましたということでしたので、そこは、だからやはり今私が申しますように、利害関係人としての配慮が片方だけにあったんじゃないかなと思います。

地元の方が現地に行かれた前に、地域の方がえらい何かキャンプ場、急に慌てて木を切り出したって。今までチェーンソーですることなかったけど、えらいやたらチェーンソーを出して、じゃんじゃん切ったりしよるけど、何かあったつかいって言われました。

そのことを職員に問われたら、うん、議員さんが、おいおい、はよ切らにや、おまえらも指定管理者も外されるぞみたいな、そういうことを言われたから切っていますということを地元の方が、その職員さんが聞かれております。

ということは、この内容が、審査の内容が、早くその指定管理者に漏れていたということで、そういうことからすると、公平公正な判断というか、公正な審査ができたのかなというのは本当不思議でした。だって、行ってすぐ、ここは何で切っていないのかと言って、そこで初めて、いやいや、こうですならいいですけども、最初からちゃんと紙にできなかったところの紙をして、ちゃんと印刷をしてされたところがそこがとても不思議なんですよ。

ですから、やはり除籍等までは言いませんけれども、途中までは委員長が違いました。途中から委員長になられて、この審議を取り計らうというか、取りまとめる役になられましたよね。

ですから、そこがやはり利害関係人という立場で、この委員の中で、何かその話がなかったのかなと。あんた、えらいそこに出て詳しいばってんがとか、何かなかったのかなというのは不思議です。委員会の中で、バイトに出られて、利害関係人があるということで、その方が審議をするということに対して、委員会の中で何か発言があったかという質問が一つ。

それから、今年の3月、継続されましたね。そのときの継続の理由が、商工観光課と建設課の管理の管轄が不明だから、継続します。何も役場の同じ中ですよ。役場の中の管理なのに、相手が、例えば私有地だったって、境が分からん。なら、余計切ったら駄目でしょうとかいうのがあるから、それは継続の理由になります。そして、そのとき、その文言だけから見ると、それは継続の理由にはならないと思いました。

もう一つ、その建設課と商工観光課の管轄が曖昧、不明ということでしたけども、実はそこには私有地があったと。ですから、3月の継続審査の理由をつけて、継続したという理由は、理由にはならないですよ。私有地があったのにもかかわらず、委員の方たちはずっと調査していかれたのに、私有地があることすら分かっておられなかったと思いますが、だから、3月の理由はうその理由だったということになるんですが、そのことについてどう思われているか。この2点

をまずお聞きしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 2点質問をいただきました。

まず、長々といろいろと御説明いただきましたけれども、我々経済建設常任委員会は、この陳情書の内容を見まして、陳情者の方々の陳情、この内容が採択できるものかどうかというのを審査しています。ということで、この内容を見ていきますと、現在の指定管理業者の管理状況ということに関して、説明文としては書いてありますけれども、現在の指定管理事業者をどういうふうにしてほしいという趣旨のものは一切出てきてなかったんです。

ここはまとめてみますと、とにかく蘇陽峡周辺の景観をしっかりと維持するためにも、服掛松キャンプ場の運営を健全に行ってほしいと。そういうことが今回の陳情の中に盛り込まれておりますし、それが趣旨になっていますので、そのことに集中して審議しております。

今、利害関係があるとかないとか、そういう御趣旨の発言をいただいておりますけれども、我々委員会5人で構成されております。当時、私は委員長ではありませんでした。副委員長ではありますけれども、服掛松キャンプ場の指定管理業者がどなたであれ、私が1個人として、そこで所得を得ながら働くということに関して、それが利害関係に当たるのかどうかというのを、今、それがこの陳情を精査する、審査するところにリンクするかというと、私は全然リンクしてないと思っていますし、これから質問に答えるんですが、そういう話が経済建設常任委員会の中で浮上したかといいますと、1人の議員さんから、あんたバイトしとったそうだなあという話は上がりました。していましたが言って、それで終わりです。そういうことです。

それから、続いて2点目なんですけれども、3月の定例会でこれを今回継続審査にした理由に当たらないと思う。その前に、ちょっと私一つ引っかけたのは、うその報告をしたというふうにご発言なされましたけれども、決して我々常任委員会はその報告はしておりませんで、その時点で、あそこのいわゆるオフロードコースと呼ばれているところに民有地があったということは、我々委員、誰もそこを分かっておりませんでした。調べる内容としましては、建設課であったり、商工観光課であったり、担当課や関係課に確認していくということになるんですけれども、確認した中でも、やはりそういう土地があるということは報告の中にも上がってきていませんでしたので、委員会としてはその情報は持ち合わせていなかったというところなんです。

継続した理由というのは、先ほど、議員のほうからも指摘がありましたとおり、境界、いわゆる服掛松キャンプ場としてどこまで管理するべきなのかという、その境界線が明確な回答が得られてなかったというのは確かに理由の一つとしてはありました。

以上になります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 何のために調査されたかということですよ、現場まで行かれて。仮に3月のときに、私有地、民有地があるということが分からなかったにしても、今日の今日までの間に分かったと思いますが、じゃあ、それから翻って、じゃあこんな報告をしていましたけど

も、実は民有地もありましたのでっていうふうな報告があつてしかりと思うんですよね。そこを後でお答えいただきたいと思います。

それから、この審査意見の3行目かな。町の指定管理施設である服掛松キャンプ場の運営は、正規の手順にのっとり決定した指定管理者が町の委託を受けて行うものであり、管理の指定を受けていない団体に運営を委託することはできないというのは、百も承知なんです、地元の人たちも。誰も経営に加担するなんて一言も書いてないんですよ。協働でって。協力して参画するって書いてありますよ。何もこの委託を受けてますということは書いていませんので、この1、2、3行は取り消していただきたいと思います。こういうことは一言も書いてありません。地元の長崎の地区がこれまでも愛着を持って貢献してきました。その地元の長崎地区が協働で、協力の協ですよ。協働でキャンプ場運営に参画することで、再び前のような維持ができますから、きちんと整備されるように、そして、ひいては長崎地区の地域活性化につなげられるよう、要望を陳情いたしますんですよ。誰も採択してくださいなんて一言も書いてありません。

なので、この報告書そのものの、この3行は値しませんので、これは削除していただきたいと思います。3回しかできませんのでね。じゃあ、今の二つですね。3月にいわゆる建設課と商工観光課の管轄が分からなかったって。そして、6月はそのまま継続ですつ飛ばされました。理由なく。今度9月ですよ、6か月間。その結果、商工観光課と建設課にどのようにされて、どのようにその管轄が決まって、どちらがどのようにするのか。普通はここがキャンプ場のエリア内ですよというのは、エリア内は全部商工観光課の中、たまたま建設課がそこに泥を捨てるため、泥というか、捨てるためにそこをするわけだから、草刈りまでは建設課には求めてないんですよ。その地域内の草刈りは全部商工観光課ですから。だから、何であんな、あれが来たのかなあと思いました。

ですから、3月、そういうふう理由をつけて継続にされてから、6月、それから、今度まで6か月間もかかりましたけど、そんなに商工観光課と建設課に協議するのにかかったのかなと思いましたが、その点をお答えください。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** すいません、ちょっと手元にペンを持ち合わせてなくて、メモを取ってないので、3点御質問をいただいたということは理解しておりますので、3点、答弁していきたいと思います。

一番最初に言われたやつは、ちょっと後でまた質問内容を確認をさせていただきながら、丁寧に答弁していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番目に言われた話なんですけれども、陳情の内容に、指定管理、私がこの審査意見の中で、確かにこの3行は書いてありますね。おっしゃったとおりなので、読み上げませんけれども、要するに、管理の指定を受けてない人に管理の委託をすることはできない。これは当然のことだと私どもも思っております。

しかし、陳情に書いてないというふうにおっしゃいましたが、明記されていますよ。ちょっと部分的にあるので、読みますとね。最後のほうで、愛着を持って貢献してきました。地元長崎地

区が共働で、共に働くと書いてありますけれども、共働でキャンプ場運営に参画することで、再び蘇陽峡周辺の景観と環境の維持、または服掛松キャンプ場がきちんと整備されということが書かれております。

地元長崎地区がキャンプ場運営に参画するということが、蘇陽峡周辺の景観の維持を保つようにしてくださいという要求、要望であるというふうに、我々は受け取っております。ちなみに、この運営という言葉なんですけれども、運営という言葉の意味は、ただ草切りとかそういう話じゃないんですよ。団体などの機能を発揮させることができるように、組織をまとめて動かしていくこと。これが運営だということなんです。

要するに、運営ということはどういうことかという、キャンプ場をキャンプ場たる機能を発揮するために動かしていくこと。これこそがまさに運営であって、それがこの陳情文書の中に明記されている以上、そう捉えざるを得ないというのが私ども委員会の見解です。仮にですよ、藤川議員の御質問の中にありますように、そんなことを求めるものではないのだと。本来の思い、陳情者たちの思いはそうではなくて、例えば今の指定管理者から草刈りの依頼を受けて、草刈りをさせていただきただけなんだという話であったとしても、そうなると、今度は民間同士の取引の間に、議会が恣意的に意見を入れていくということになっちゃいますので、それこそやはりやってはいけないことかなというふうに私は思っています。

民間同士の取引の間に議会が意見するということが一般的にあってはならないと思いますので、仮にでの話です。そうではなくても、とにかくキャンプ場運営に参画することで明記されていますので、ここは一般的な解釈で理解を進めていったところですよ。

3番目が、どうしてここまで伸びたのかというそういうお話だったですよ。6月定例会、6月が延びて7月になりました。定例会が7月になったときに継続審査にした理由というのは、一番大きな理由は、やはり服掛松キャンプ場の今の指定管理者の管理状況、いわゆるオートキャンプ場、昔でいうオートキャンプ場がきちんと整備されてないという話があったりですか、あるいは、教育委員会と一部管理の区分けをしたりとかされていまして、その辺の管理状況も見守っていったほうがいいんじゃないかと。

あともう一つは、地元長崎住民の方々と今の指定管理者の方々がうまくやってほしいというのは、我々委員会の中でも、今回の審査の中でもそういう発言があって、その辺は見守ってほしいというふうに思っていたんですけども、それは7月の定例会での審査の中でもそういう発言をしております、その辺をもう少ししっかり見極めてからやはり回答すべきだろうというふうに思って、第2回定例会においても継続審査ということにさせていただきました。

すいません、一番最初に御質問いただいた内容が、最後のほうにお答えいただければということだけしかちょっと認識していませんので、ちょっともう一度質問をしていただけると助かるんですが、よろしいですか。答弁するに当たって、ちょっと質問の内容というか、趣旨をもう一度お聞かせ願いたいと思うんですけども。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** そうですね。質問があるならば、メモ用紙ぐらい持っていたか

ったと思いますが、商工観光課と建設課の、結局あれがきちんと出たかということをお聞きしました。どちらも課長から聞き取りして、どのようになったのかと。その結果が出たから、今回報告したということですよ。前はそれが出なかったから、そこが不明だから継続しますって、継続の理由ですよ。

だから、そこが決着したから、今回こういうふうにして、最終的な報告書をまとめたということになると思いますが、だから、建設課と商工観光課との協議がどのようになされたかということのお尋ねなんです。

それから、今委員長がおっしゃいました言葉を借りるならば、例えば草刈りとかを一部地元とかにして、ほかの人との関係はせんでいいとかとか、そういうふうになれば、裏を返せば、地元の人たちはもう雇入れんでいいということですよ。そしたら、地域貢献も何もなくなりますよ。だって、協定書の裏のほうに書いてありましたよ。地域貢献とかいうときの役場問題が発生したら、役場か指定管理者のどちらがするのかって、それは指定管理者が見なさいよって。ちゃんと地域貢献って、うたってあるんですよ。

だから、今委員長が言われたことは、おかしいじゃないですか。これからすると、もう地域には全然草刈りなんか頼まんでいいということですよ、裏を返せば。だから、私たちはこれまでに、ずっと今までされてきたように、運営運営言われますけど、それまでもずっと運営に参加して来られましたよね。前の水のトラブルのとき。そこに運営とかなんとかの活字の問題じゃないんですよ。共にそういうふうにして応援して協力しながらしてきましたって。だから、今までのようなスタイルに戻していただきたいから、どうぞよろしく願いますの陳情なんです。

だから、そんな難しく考えなくても、採択して、今までのようにはやっぱり地元とも仲よくしていってくださいねってなれば、もういい結果だと思ったんですが。皆さんに、先ほどから何回も運営運営、一緒に運営なんて、無理な話。だから、この3行は本当省いてほしいんですが、指定管理者がちゃんと管理運営をするって、この中に書いていますよ。

それに、蘇陽峡周辺整備委員会は草刈りなどの環境整備で応援しますよ。それから、区長さんとしては、長崎地区の住民が沿線道路の空き缶を拾ったり清掃したりして、協力しますよって。協力体制を書いているんじゃないですか。誰もこれに加担するとかんとか言っていないよ。経営を一緒にさせてくれなんて、一言も書いていません。あんまり運営運営なんて、言葉、その文字を言ってすれば、もうぎくしゃくしてしまいますよ。平たく言えば、これまで同様に、やっぱり地域の方も草刈りが大変なところは、だって年に2回か3回ですよ。大変なところは地元でちょっと頼めばいいんじゃないですかということなんです。

けれども、今日こういうふうにして、ただ、環境をきれいにするための陳情だけは採択しますということでしたので、今後一切、地元の方は草刈りというのには採用されないということが明記されたと一緒になんです、そこをきちっと。それでいいのか、委員長としてですね。そういう決断をされて、この一部採択というのに対して、とても疑問を感じます。

最初から言いますように、自分が委員会によっていろいろしたことに対して、何もないとおっしゃいましたが、やっぱり公正な目で見るということに関しては、やっぱりひいき目があると思

うんですよ。だって、なぜその当日できない部分とかの写真とか持ってこられましたか。

だから、さっき申しましたように、この3行はこの運営を一緒に採択してほしいという文言は一言も入れてないので、この3行は削除してほしいということと、委員長がもう草刈り等は地元だけに委託すること、委託とか何とかじゃないんですよ。これまでも賃金をもらって雇い入れてもらっていたんですからね。そういうことなんですよ。

委員長が先ほど言われましたので、もう今後一切、委員会の報告からすると、地域の方はここにいろんな関係で、草刈りとかトイレ掃除とかで雇い入れてもらえないという判断をされたということの再確認をして終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 一番最初に質問なされたことを私のほうで失念したことは、大変申し訳ないなと思います。この場を借りておわびしたいと思います。

その上で、今回委員会報告をまとめて報告するという事になったことに関して答弁いたしますと、商工観光課のほうから、キャンプ場の管轄区域はここですよということをちゃんと図示して、示していただきましたので、そこをきちんと管理するということが我々のほうで分かったということが一つございます。

それから、私が先ほど答弁申し上げたことを拡大解釈されて、私が申し上げたのは民間同士の取引の中に議会が恣意的に物を申し上げるのはまずいのではないかというふうに申し上げました。それだけです。今の指定管理業者が地元の方々に草切りの依頼をするべきでないとか、しなくていいとか、それこそ申し上げるわけもなく、分かりますよね。だって、そういうことを言っちゃ駄目でしょって、私言ったんですよ。だから、そういうことを言うわけがありません。指定を受けた今の管理者が地元の方と仲よくといいますか、相互理解しながら、キャンプ場運営をスムーズに行っていただきたいというのが我々委員会の総意でありますので、そこは御了承いただきたいと思います。

それと、あと運営とか何とか言葉尻を取ってというふうにおっしゃいましたけれども、やはり公平に公正に議会の中で審議、判断するためにも、これは陳情書ですよ、本当に公式文書なので、この文書に書かれていることがまず第一であり、これが基本的には全て、これを補完するためにいろんな情報収集はすべきだと思います。

仮にここに協働運営という言葉がなくて、しかし、運営に参画させてほしいんですよと後から言われた場合と、これ全然立場が逆だと思います、明記されていますので。その後、その下の図のことをおっしゃいましたけど、この図を見ますと、キャンプ場指定管理者というのがど真ん中に書かれていて、そこから例えば矢印で草刈りの発注とか、そういうことが書かれていれば分かるんですけど、これ円で重なっている部分があるじゃないですか。ということは、キャンプ場指定管理者、管理運営と書かれている丸に、草刈り等環境整備ということがかかっているんですよ。これをどう解釈するかという話になるじゃないですか。そこに関して、それを明確にそうではないと一目瞭然な事のような図にもなっておりませんし、これをもってして、今、藤川議員のおっしゃったような、いやいや、私たちはただ草刈りを発注してほしかっただけなんですと

いう趣旨の御答弁だったと思いますけど、今までもそうやって、指定管理者の方から草刈りの仕事をお受けして、草刈りを一緒になってやっていたよということをおっしゃったと思いますが、それを指しているというのは到底ちょっと我々委員会の中ではこれをそうだと断定することはできないというふうに思います。

いずれにしても、陳情書に書かれている内容をこれだけ時間をかけて、5人の委員で慎重に審議して出した結果であります。藤川議員がおっしゃったように、もう1回読み上げますが、町の指定管理施設、服掛松キャンプ場の運営は、正規の手順にのっとり決定した指定管理者が町の委託を受けて行うものであり、管理の指定を受けていない団体に運営を委託することができないということを取り消すべきだという御指摘に関しては、委員会としてはさすがにこれは消せないというふうに判断しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今の御質問された方の意図とか、お答えをお聞きする中で、私が最初にお尋ねした陳情者の願意について、どれくらいやり取りがあったのかって聞いたのはそこなんですよね。

この間、厚生常任委員会の請願、陳情に当たっても、この願意は一体どういうことなんだろうということについては、聞き取りをさせていただきました。それがなかったから、今のような行き違いがあるのではないかなというふうにも思います。

一部の採択の位置はどこですかってお尋ねしたときに、しっかりした整備を求めるところについては採択をしたというふうに私は理解しましたけれども、しっかりした整備を求められたことについて地元は協力をしたいと言っているらっしゃるということをつかんでおられなかったのは残念だなというふうに思います。

なので、私もその願意というものだったり、陳情の文言は大事だと思いますよ。でも、文言から、願意を精いっぱい審査する委員会の方が受け止められるのには、それだけのやり取りが必要だったんじゃないかなというふうに私は思います。

お尋ねなんですけども、しっかりした整備を求めるところについては一部採択なんだと言われるのであれば、私も3行、委託をすることはできないという文言は、あまりにもちょっと突っぱねた感じがするので、そこは委員会としては、今の委員長のお答えではこれの修正だったり、訂正はできないとおっしゃいましたが、どうかなと。今言われたようなことのどこが一部採択なのかというのはきちんと書いてもらわないと、陳情者たちにもきちんと伝わらないんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 経済建設常任委員長、眞原誠君。

**○経済建設常任委員長（眞原 誠君）** 質問にお答えいたします。質問にお答えする前に、最初に御意見をいただいたところに、委員会として補足説明をしておきます。

陳情者の願意をくみ上げるという作業に関しては、我々委員会の中でもこれだけ時間かけていますので、十分に行ってきたというふうに思っています。5人の委員の皆さんが様々な角度から、

陳情の方々の思いだったり、その狙いですね。今回の陳情のそもそもの目的といいますか、訴えの中身というのはしっかりと把握しているつもりではあります。

ただ、もう何度も申し上げることになるんですけども、この陳情の趣旨のコアの部分が、やはり今の指定管理者と一緒に運営させてくれという表現になっているところに関して、ここの表現に関して質問の答えになっていくんですが、ここの表現に関しては、やはり我々委員会としては採択すべきではない、採択できないという判断をしています。

一部採択の一部がどこになっているのか。これは文書構成の話だと思うんですけども、前段に、今回の全体の陳情に対して採択できない部分というのはまずはうたわせていただきました。そこが、今質問いただいた議員のほうからのお話では、いや、こういう表現ではちょっとというようなニュアンスで御質問いただいたと思うんですけども、ただ簡潔にまとめると、もうやはり、もうこれ以上でも以下でもないのかなあというふうに思っています。

そして、その下に、「ただし」から以下で、陳情の説明に記載されているキャンプ場の整備、不備についてはというところから始まりますが、整備できてないところが確認できていますよと。なので、是正はされているものの、今後もしっかりと整備をするべきであるというふうなうたっておりまして、ここが採択した箇所だということは伝わるかなと思って、報告書としてまとめたところです。

ここの中にも、かなり要約的にはなりますけれども、陳情をなさった方々の、この長崎地区の方々がキャンプ場に対してすごく愛着を持っていらっしゃるということも十分に理解していますので、その辺りも今の指定管理者にはしっかりと念頭に置いて管理に当たっていただきたいというふうに思っております。

ですので、今後、今の指定管理業者がどのようにして地域の方々とお付き合いしながら、あそこのキャンプ場を運営管理していくのかということ、我々としてはそこに向かって意見を申し添えているつもりではあります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから、陳情第8号採決します。

この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議がありますので、本件は起立によって採決いたします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数。

したがって、陳情第8号「服掛松キャンプ場を含む蘇陽峡周辺の景観と環境を守るための陳情

書」は、一部採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第15 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、「委員会の閉会中の継続審査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

---

#### 日程第16 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第16、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があり、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで令和6年第3回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後5時09分

令和6年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第8号	令和5年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月5日	報告	済
報告第9号	令和5年度山都町一般会計継続費精算報告について	9月5日	報告	済
議案第56号	山都町国民健康保険条例の一部改正について	9月5日	原案可決	
議案第57号	山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	9月5日	原案可決	
議案第58号	山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について	9月5日	原案可決	

議案第59号	山都町特別会計条例の一部改正について	9月5日	原案可決
議案第60号	山都町営グラウンド条例の一部改正について	9月5日	原案可決
議案第61号	山都町コミュニティバス条例の制定について	9月5日	原案可決
議案第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	9月5日	原案可決
議案第70号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園ちびっこ運動 広場整備工事）	9月11日	原案可決
議案第71号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウン ドナイター照明整備工事）	9月11日	原案可決
議案第62号	令和6年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	9月12日	原案可決
議案第63号	令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について	9月12日	原案可決
議案第64号	令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について	9月12日	原案可決
議案第65号	令和6年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて	9月12日	原案可決
議案第66号	令和6年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	9月12日	原案可決
議案第73号	財産の取得について（追認）（矢部・清和地区小学校教師用 教科書等一式）	9月27日	原案可決
議案第74号	財産の取得について（追認）（蘇陽地区小学校教師用教科書 等一式）	9月27日	原案可決
議案第78号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・ 指導用教材（矢部・清和地区））	9月27日	原案可決
議案第79号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書・指導書・ 指導用教材（蘇陽地区））	9月27日	原案可決
議案第75号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚 及び取替膜処分費一式）	9月27日	原案可決
議案第77号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚 及び取替膜処分費一式）	9月27日	原案可決
議案第80号	財産の取得について（追認）（硝化膜分離装置膜板付100枚 及び取替膜処分費一式）	9月27日	原案可決
議案第76号	財産の取得について（追認）（大矢野原演習場関連公共用 施設（消防に関する施設：消防団活動装備）整備事業）	9月27日	原案可決
議案第67号	上益城消防組合規約の一部変更について	9月27日	原案可決
議案第69号	字の区域の変更について（山都町長田）	9月27日	原案可決
議案第72号	工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンターごみ搬 出設備改修工事）	9月27日	原案可決

認定第4号 令和5年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定  
について

9月27日 原案認定

発議第1号 特別委員会の設置について

9月27日 原案否決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---